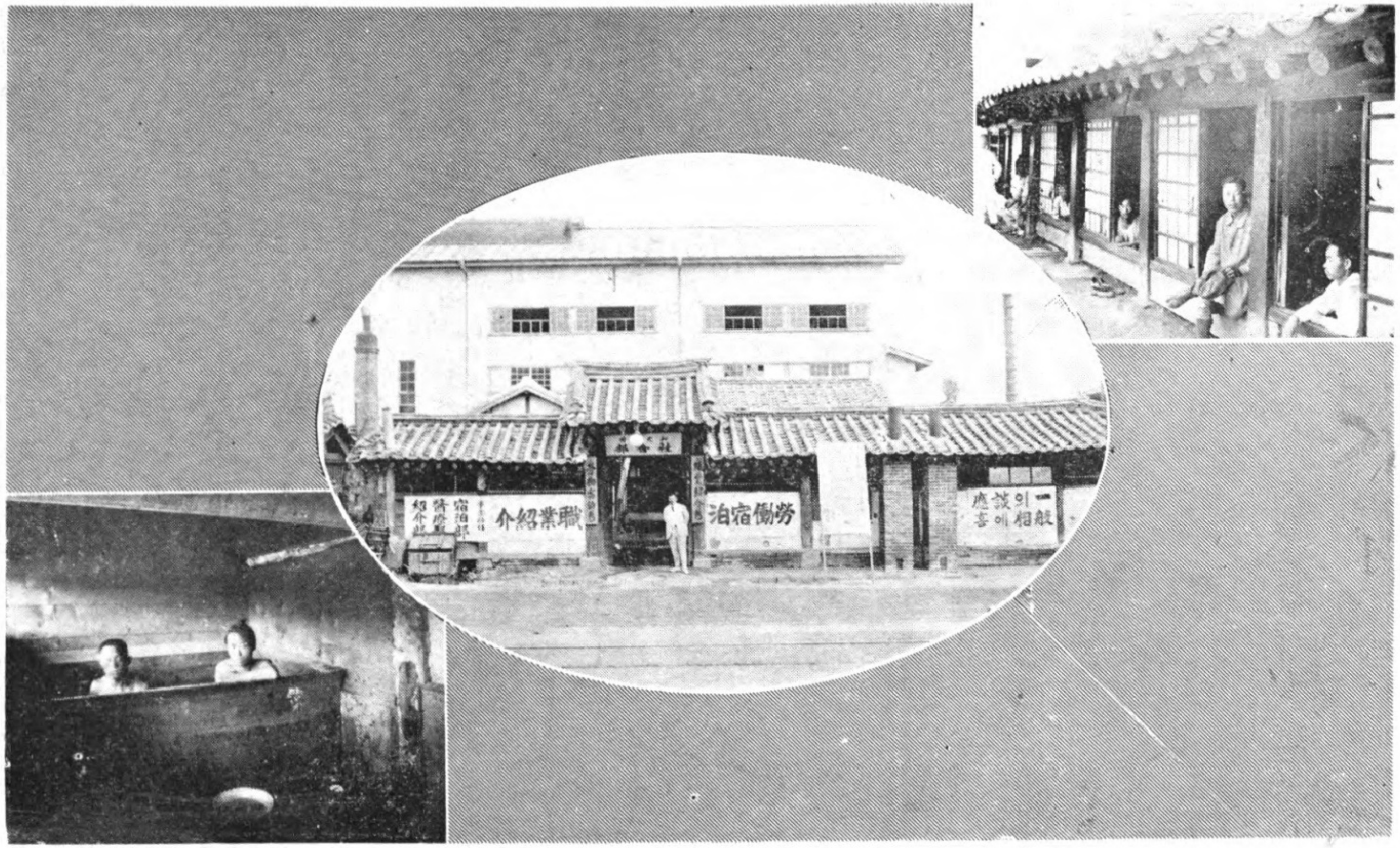
chosen shakai jigyo yoran.

朝鮮社會事業要覽

朝鮮總督府內務局社會課

宿泊部

浴場



和光教園

食事部



人事相談部



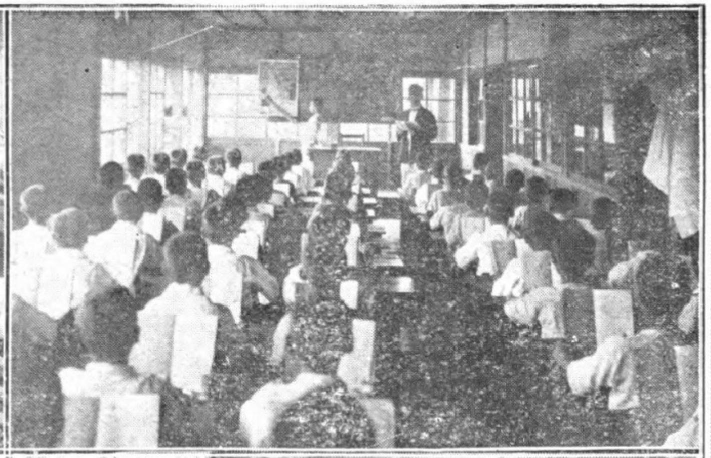
理髪部



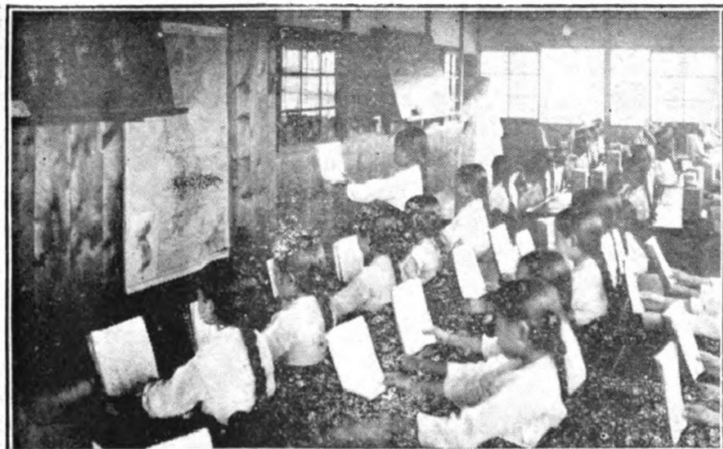
職業紹介部



和光教園



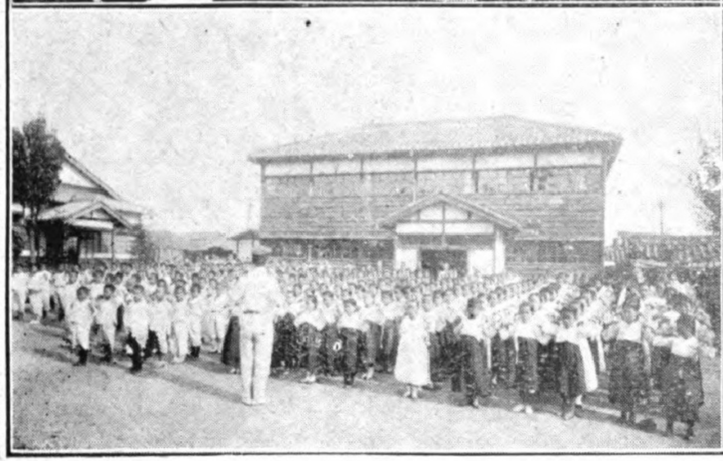
教授實況（男子ノ部）



教授實況（女子ノ部）



門



學園部

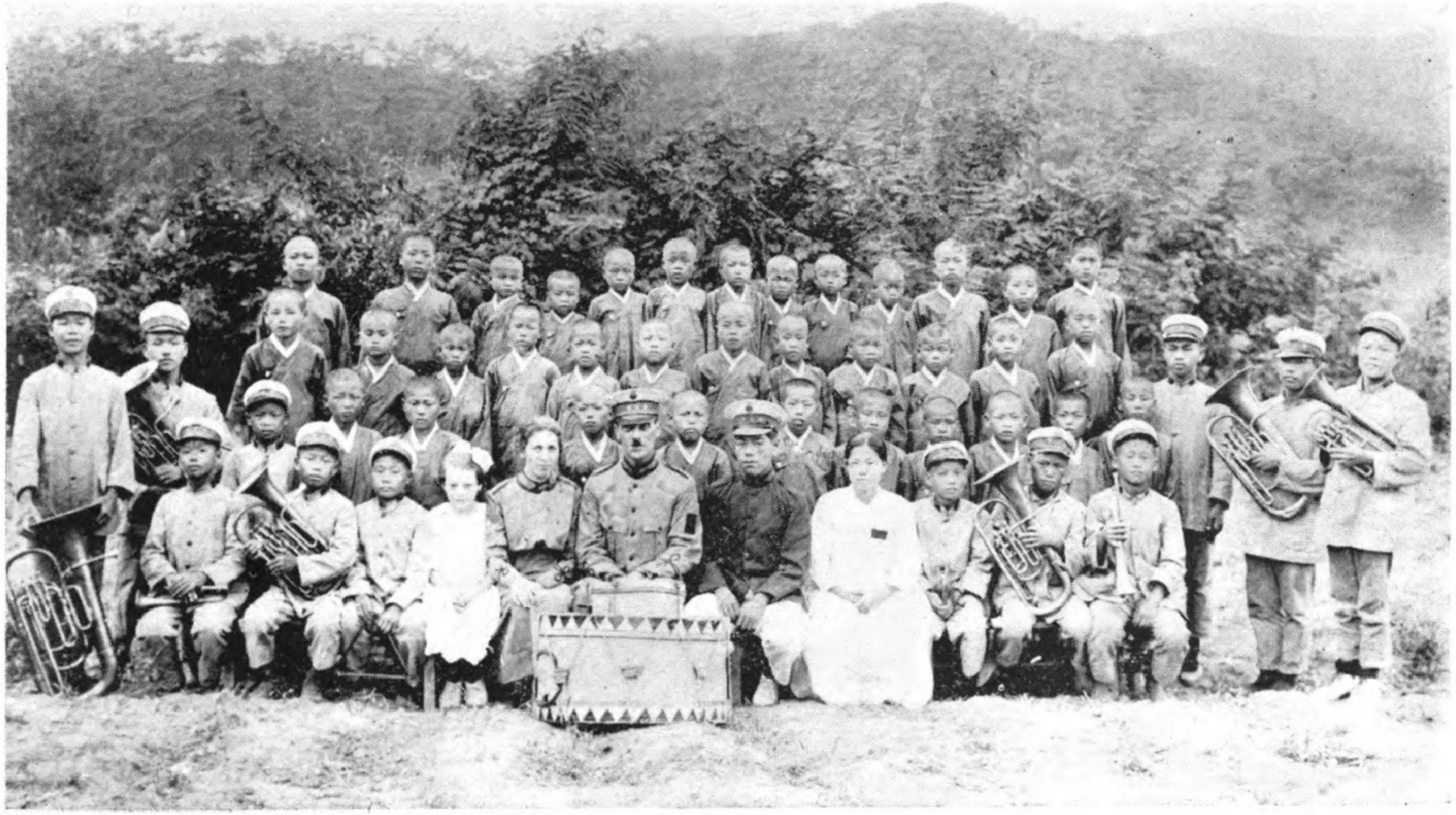
和光教園



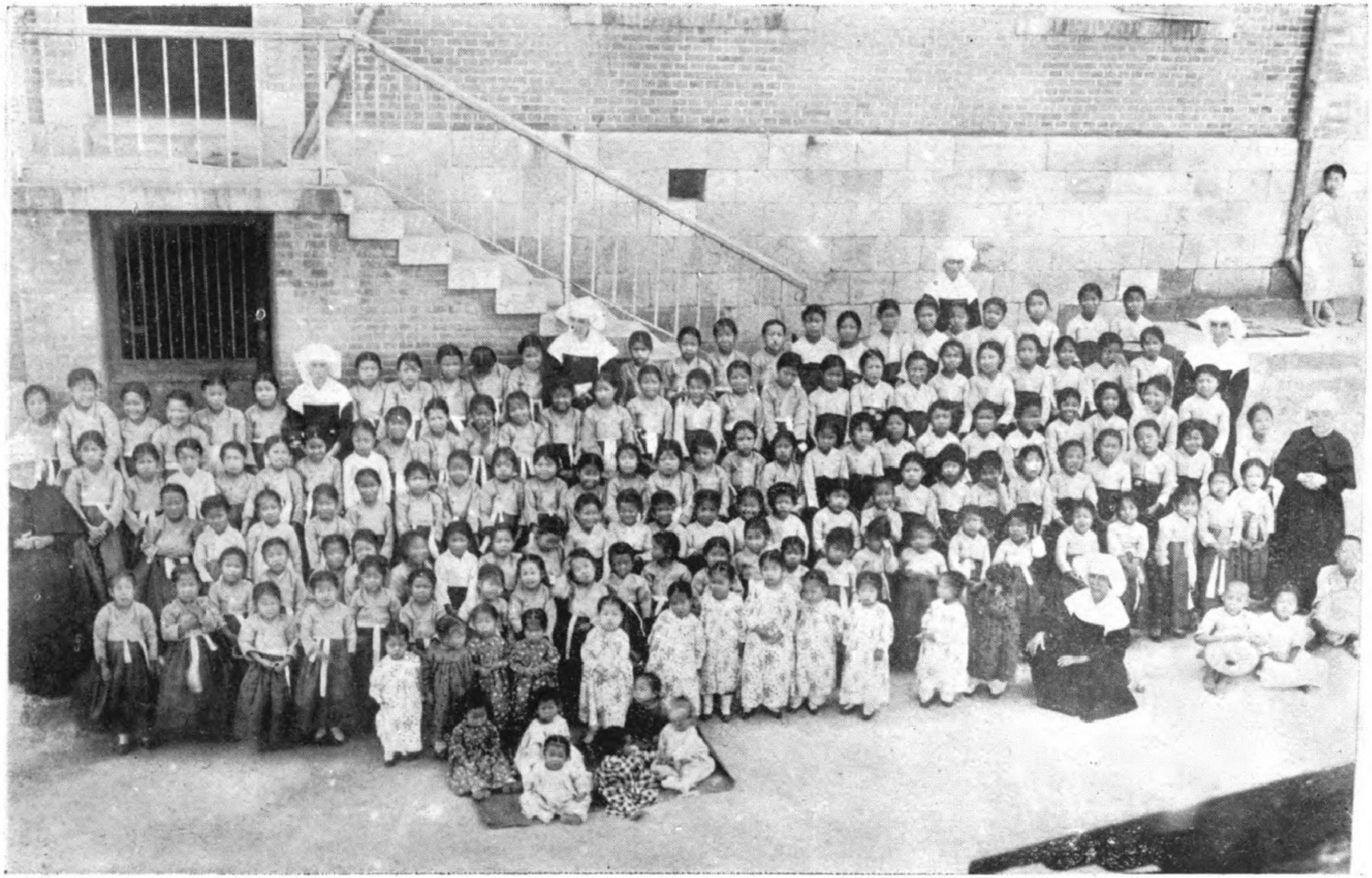
京城府花園町公設市場



鎌倉保育園京城支部



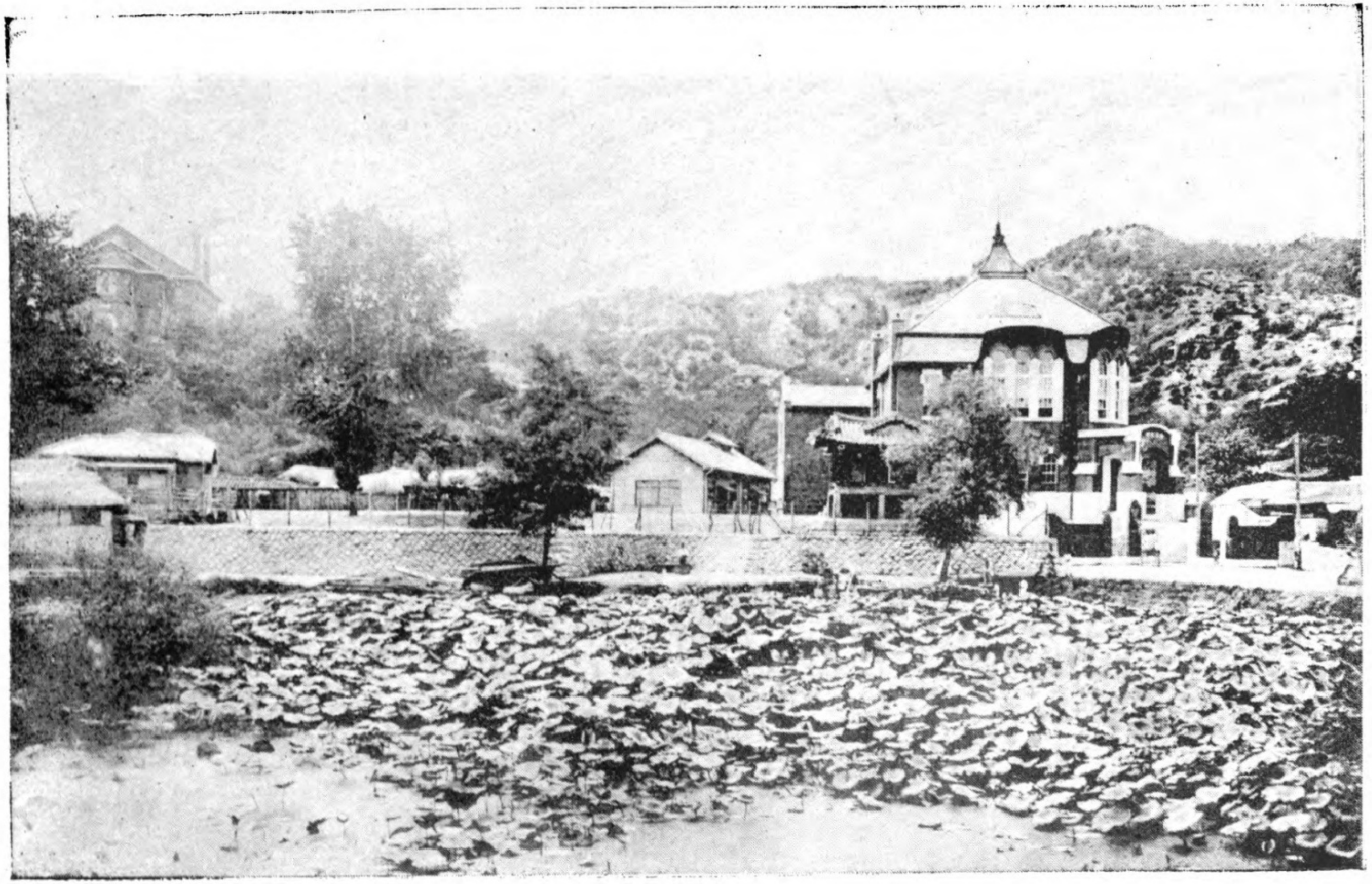
救世軍育兒ホーム



天主教會孤兒院



財團法人京城保育院



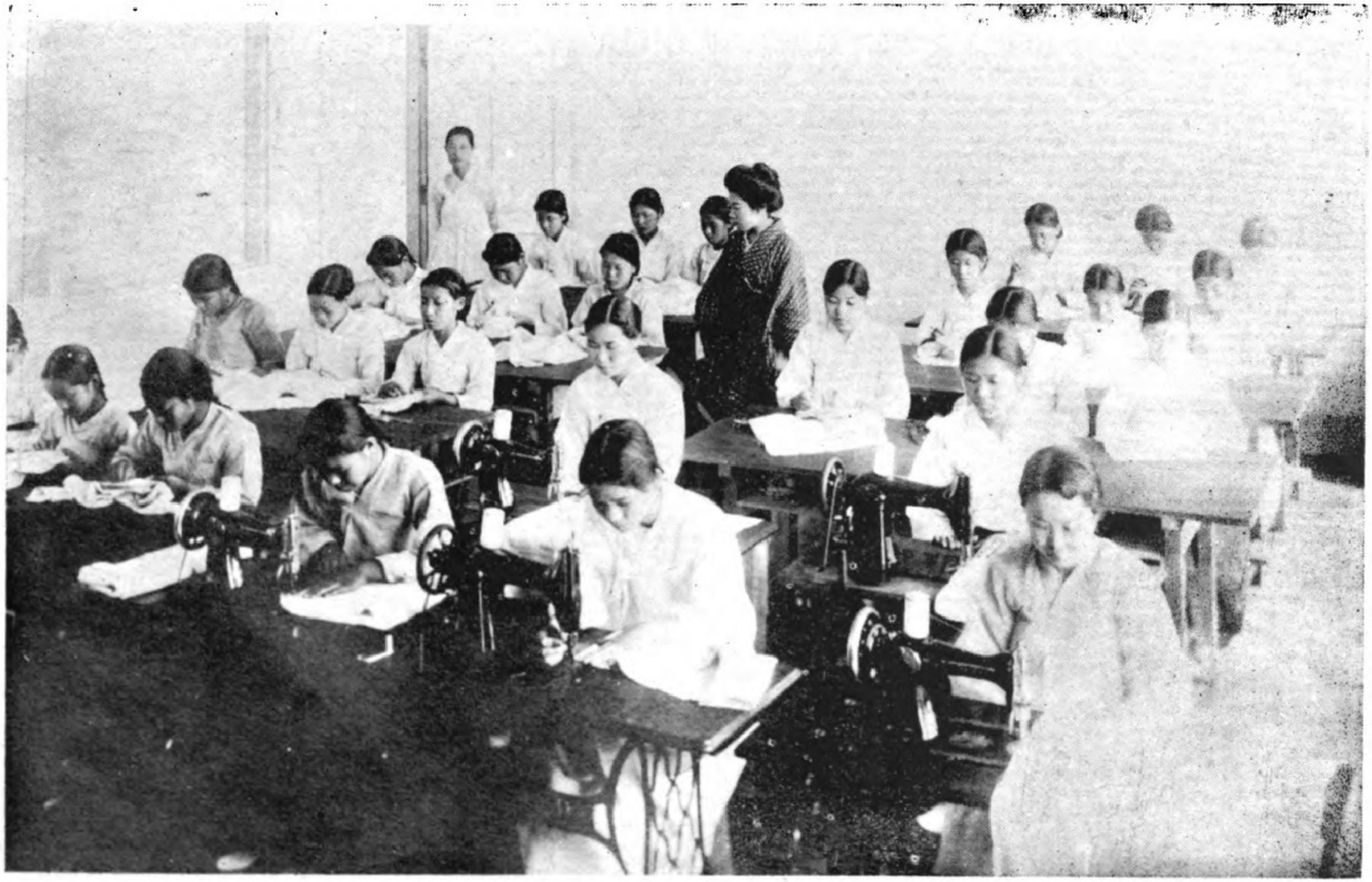
向上會館全景



向上會館産業部洋服科實習室



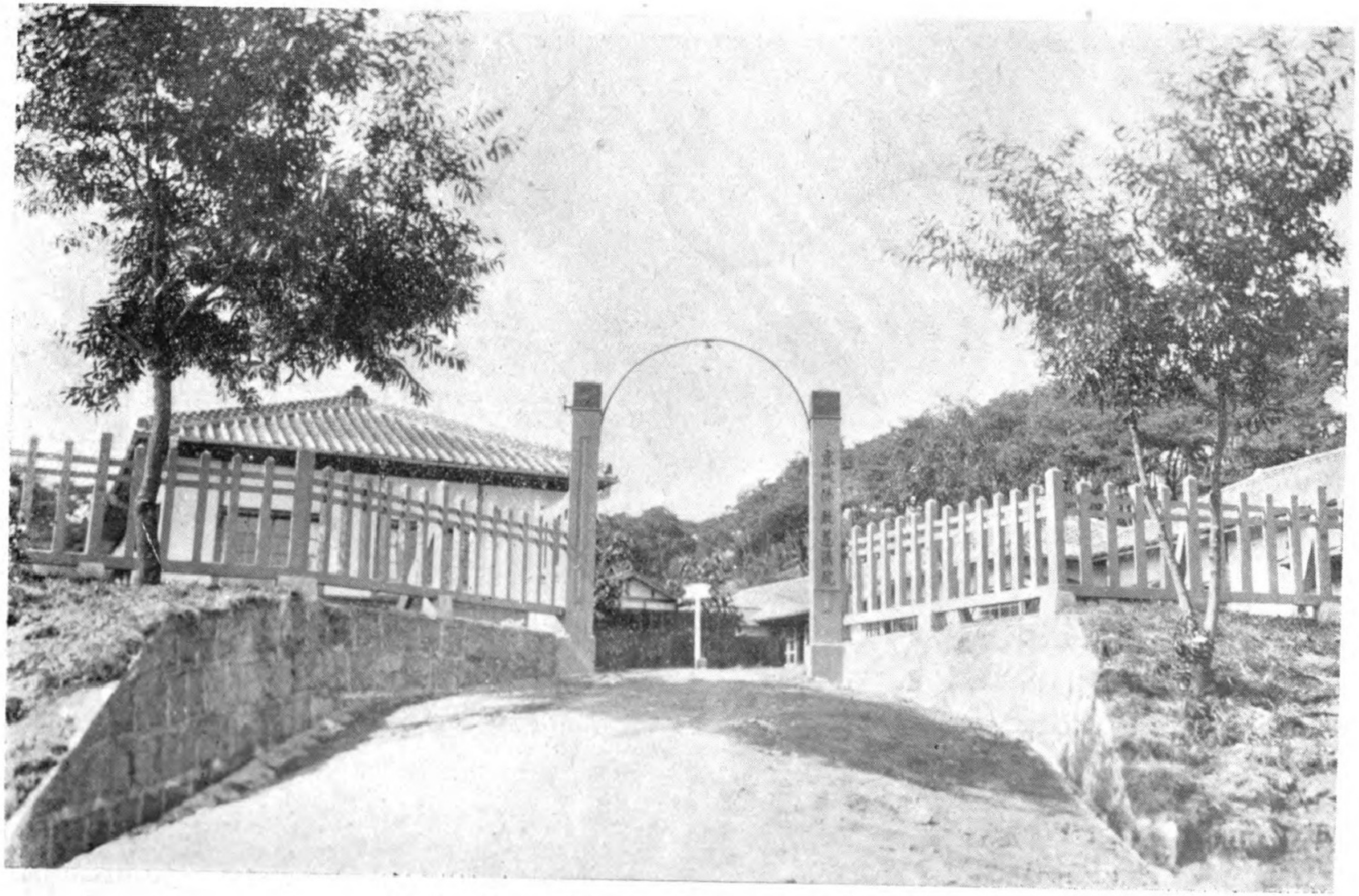
向上會館產業部洋靴科實習室



向上會館女子技藝學校實習室

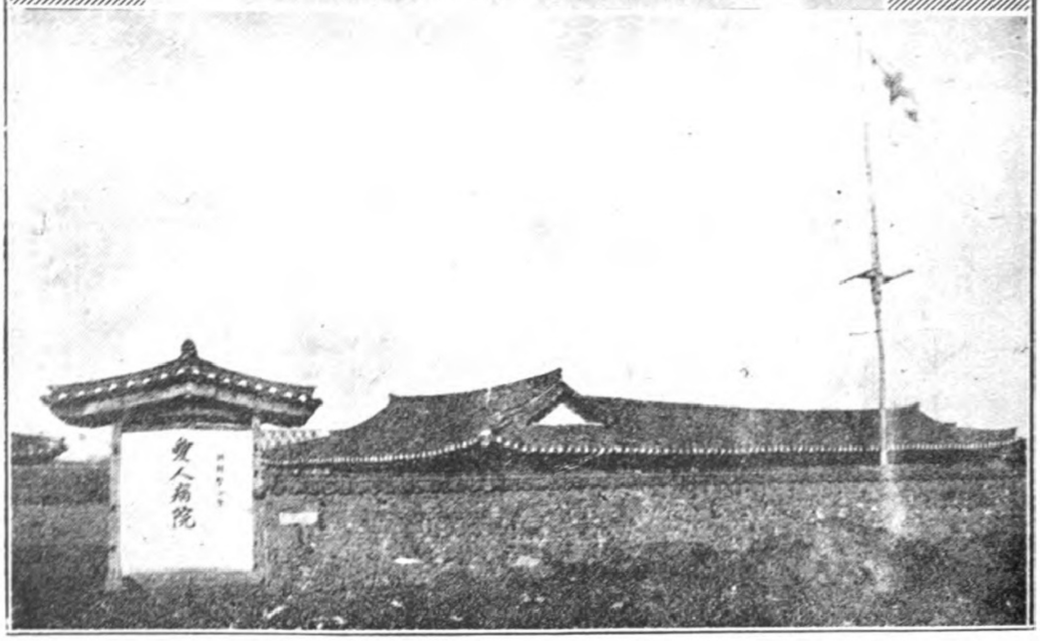


向上會館女子向上體操



京城佛教慈濟會附設實費診療所





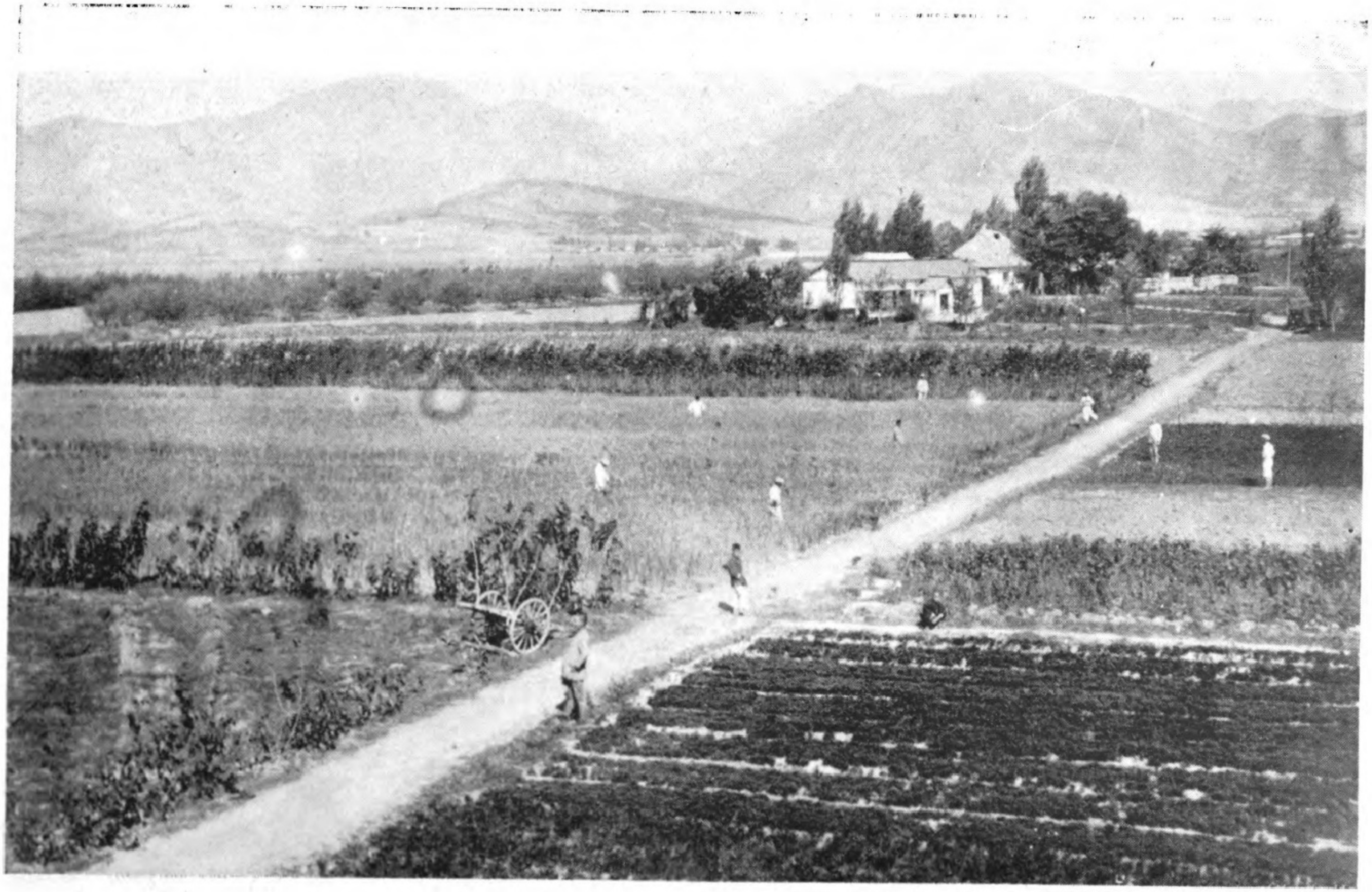
下愛人病院　上同病院外科手術室



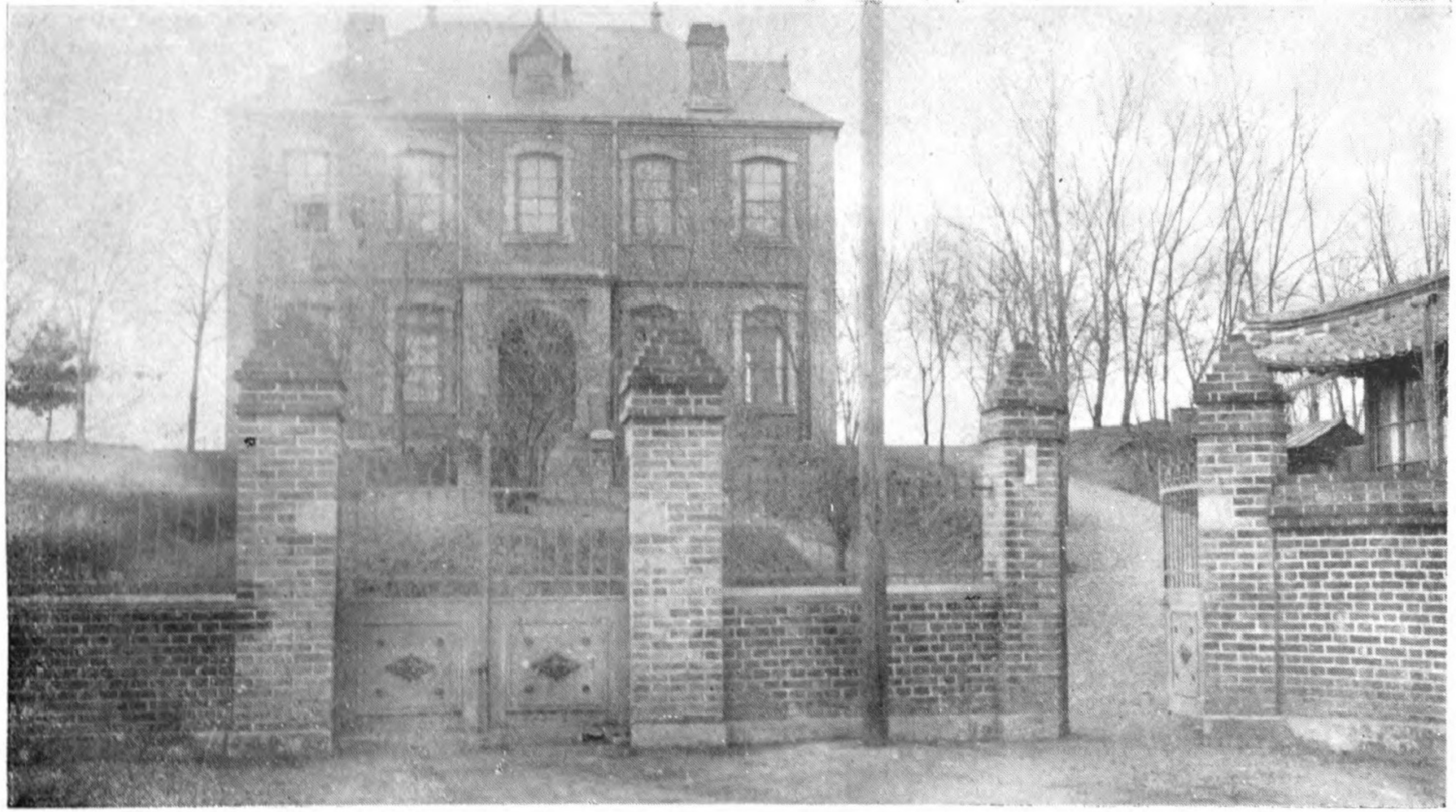
大邱府德山町公設洗濯場



大邱府營住宅



朝鮮扶植農園附屬耕作地



天主教修女院附設女子孤兒院



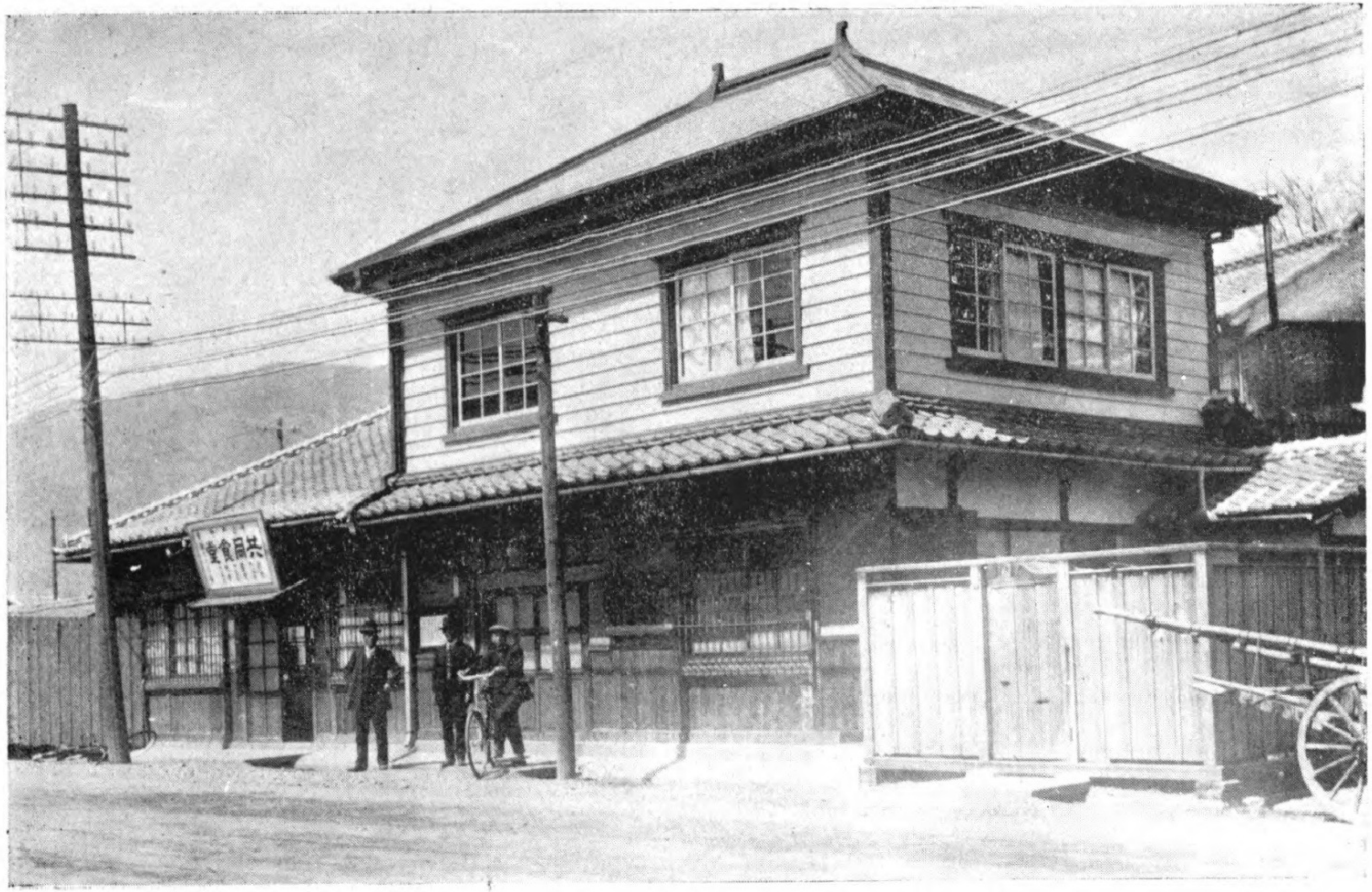
慶 北 救 濟 會



大邱府立同生病院



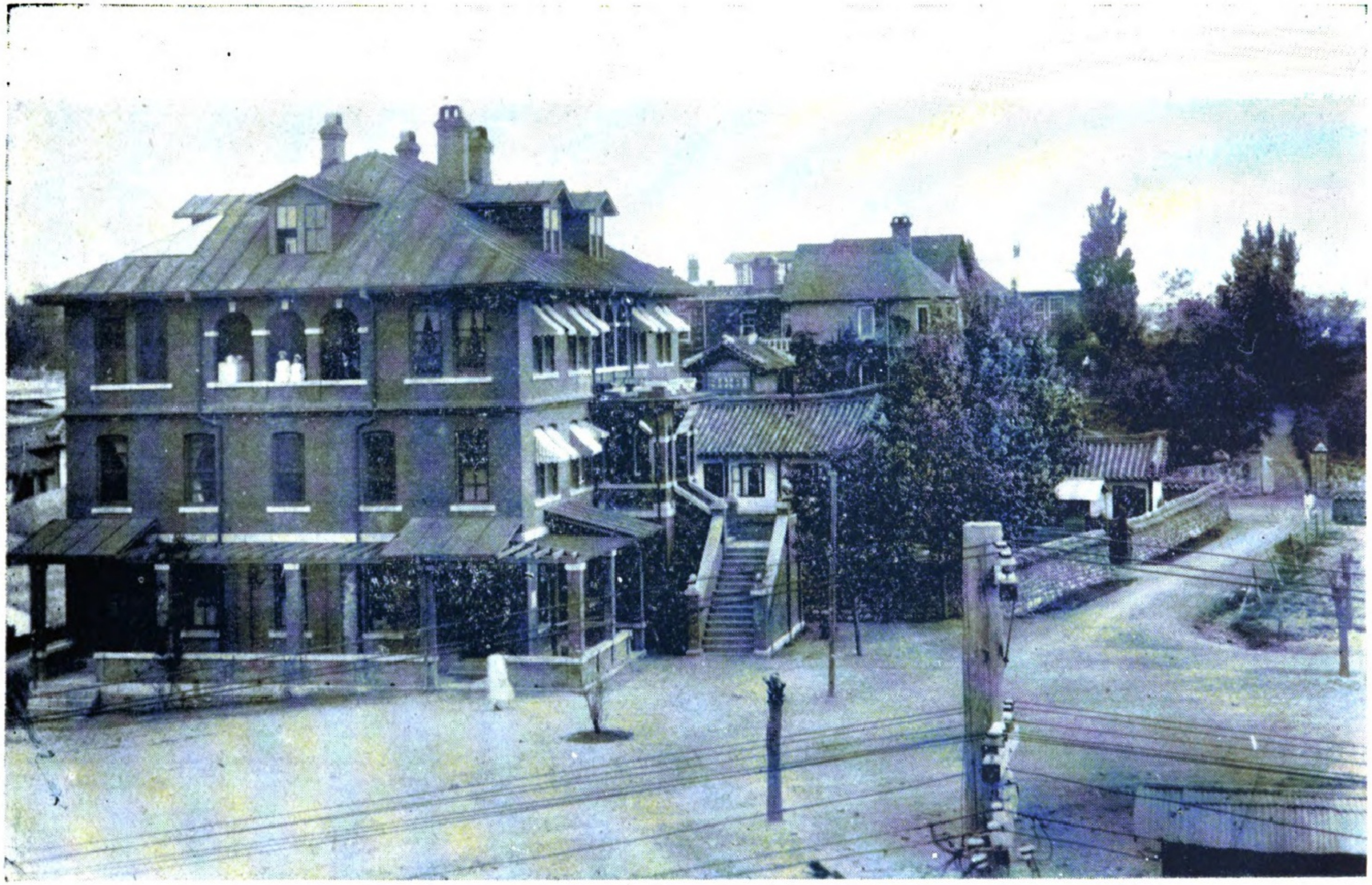
大邱府行旅病人救護所



釜山府人事相談職業紹介所及共同食堂



釜山府富平町公設市場



平壤聯合基督病院 (男子患者病室)



平壤聯合基督病院（婦人患者病室）



平壌救活院

凡例

一、本書は朝鮮に於ける各種社會事業團體に就き其の所在地沿革組織及維持の方法竝に事業の概況を記述したるものなり

一、本書は大正十二年八月發行したる朝鮮社會事業要覽につき補正を加へたるものなり

一、本書編纂の順序は各種事業別に從て列記せり

一、附錄として朝鮮に於ける救濟制度の沿革を掲記せり

大正十三年十月

朝鮮總督府內務局社會課

目錄

第一章　社會事業連絡研究機關

朝鮮社會事業研究會……一頁
京畿道社會事業調査委員會……三

第二章　社會事業經營助成機關

サルタレル財團……三
韓鎭達財團……四

第三章　防貧事業

第一項　委員制度

大邱府町內組合……五
平壤府人事相談所……七

第二項　隣保事業

和光敎園……一二
財團法人保隣會……一四
財團法人朝鮮扶植農園隣保事業部……一六

第三項 人事相談

京城府人事相談所……一七
和光敎園相談部……二一
仁川婦人人事相談所……二一
釜山府人事相談職業紹介所……二二
釜山人事相談所(私設)……二二
平壤府人事相談所……二三
元山府人事相談所……二三
咸興面人事相談所……二三
咸興佛敎會人事相談所……二四
清津府人事相談所……二五

第四項　公設市場

京城府明治町公設市場……二六
京城府鐘路公設市場……二七
京城府龍山公設市場……二七
京城府花園町公設市場……二八
京城府竹添町公設市場……二九
京城府安國洞公設市場……三〇
京城府敦義洞公設市場……三〇
京城府東大門公設市場……三一
群山府公設市場……三一
全州面公設市場……三二
大邱府公設市場……三四
釜山府公設市場……三六
馬山府公設市場……三六

平壤府壽町公設市場……三七
平壤府幸町公設市場……三九
平壤府司倉公設市場……三九
元山府公設市場……四〇
淸津府公設市場……四一

第五項　公設浴場、公設理髮場及公設洗濯場

仁川府共同洗濯場……四三
群山府公設浴場……四四
群山府公設理髮場……四五
群山府公設洗濯場……四六
木浦府公設洗濯場……四六
大邱府公設洗濯場……四七
東萊面公衆浴場（溫泉）……四九
南滿洲鐵道株式會社公益浴場（溫泉）……五〇

馬山府共同洗濯場……五〇
晉州面共同洗濯場……五一
統營面共同洗濯場……五二
蓮井面公益浴場(溫泉)……五二
平壤府公設浴場……五三
平壤府公設浴場附設理髮所……五四
中和面公益浴場……五五
新義州府公設共同洗濯場……五七
義州面公設浴場……五八
義州面共同洗濯場……五九
江陵公設浴場……六〇
元山府共同洗濯場……六〇

第六項　簡易食堂

大邱府公設市場附設簡易食堂……六一

釜山府人事相談職業紹介所附設共同食堂……六二
新義州府公設職業紹介所附設簡易食堂……六三
元山府簡易食堂……六四

第七項　公益質屋

全州公益質屋……六五
群山府公益質屋……六六
光州公益質屋……六七

第八項　公設住宅

京城府漢江通公設住宅……六八
京城府蓬萊町公設小住宅……六九
京城府黃金町公設小住宅……七〇
京城府橋北洞勞働住宅（私設）……七〇
公州面公設住宅……七一

木浦府公設住宅……七二
大邱府公設住宅……七三
海州面公設住宅……七四
清津府公設住宅……七六

第九項　宿泊救護

和光教園勞働宿泊所……七七
仁川府公設共同宿泊所……七八
釜山勞働共濟會……七八
平壤府公設宿泊所……七八
新義州府公設共同宿泊所……七九

第十項　職業紹介

京城府人事相談所內職業紹介部……八〇
和光教園紹介部……八〇

仁川府職業紹介所……八一
仁川基督敎青年會職業紹介所……八一
社會奉仕會……八二
釜山府人事相談職業紹介所……八三
釜山勞働共濟會……八八
平壤府公設宿泊所附設職業紹介所……一〇四
新義州府公設職業紹介所……一〇五
第十一項 授産
第四章 兒童保護事業
第一項 兒童相談所
平壤府兒童相談所……一〇七
第二項 感化敎育
朝鮮總督府永興學校……一〇九

第三項 孤貧兒の養育

朝鮮總督府濟生院養育部……一一三
財團法人鎌倉保育園京城支部……一一五
和光教園學園部……一一七
救世軍育兒ホーム……一一七
天主教會孤兒院……一一八
財團法人京城保育院……一二〇
天主堂附屬孤兒院……一二四
公州救濟院……一二五
孤兒及貧困者收容所……一二六
瑞山孤兒救濟會……一二七
群山修道社……一二八
金堤救濟院……一二九
救育會(群山島)……一三一
財團法人朝鮮扶植農園……一三二

天主公教修女院附設女子孤兒院……一三五
慶北救濟會……一三六
晋州佛教婦人會……一三九
財團法人日本育兒院平壤支部……一三九
平壤孤兒救濟會……一四四
愛國婦人會春川支部……一四五

第四項　徒弟又は勞働者の教育

和光教園夜學部……一四六
向上會館……一四六
昌寧勞働夜學會……一四八
靈山勞働夜學會……一四九
馬山福壽寺夜學會……一五〇
安息教會附屬義明學校……一五〇
鐵原兒童保護所……一五一

鐵原勞働組合夜學……一五二

第五章 特殊教育事業

朝鮮總督府濟生院盲啞部……一五三
平壤盲啞學校……一五五
朝鮮盲啞協會……一五六

第六章 施藥救療事業

朝鮮總督府醫院……一五七
道慈惠醫院……一六一
官立醫院の貧民施療……一六五
公醫……一六六
道地方費の救療事業……一六六
日本赤十字社朝鮮本部……一六七
京城佛教慈濟會……一七二
賛化病院施療部……一七四

セブランス病院施療部……一七五
仁川府施療所……一七六
愛人病院……一七七
蘇民病院……一七八
群山耶蘇教病院……一七九
美國長老教濟衆院……一八〇
大邱同生病院……一八一
晉州培敦病院……一八三
海州救世病院……一八四
載寧濟衆院……一八五
平壤聯合基督病院……一八五
平壤救活院……一八六
順安安息教會附屬順安病院……一八七
鎭南浦病院施療部……一八八
東洋合同鑛業會社附屬病院……一八八

春川耶蘇敎病院……一八九
原州瑞美監病院……一九〇
元山實費診療所……一九一
元山府救世病院……一九二
咸興濟惠病院……一九二
光州濟衆病院（癩病患者收容所）……一九三
小鹿島慈惠醫院（癩病患者療養）……一九四
大邱癩病院……一九五
癩病隔離院……一九七

第七章　窮民救助事業

第一項　窮民救助

恩賜賑恤資金……一九八
仁川慈善會……一九八
仁川朝鮮人慈善會……一九九

窮民救濟所……二〇〇
林川窮民救濟會……二〇〇
求禮弘濟院……二〇一
晉州副業傳習所……二〇二
釜山慈養教社……二〇三
馬山婦人慈惠會……二〇三
北三面救濟會……二〇四
京城佛教慈濟會行旅病人救護所……二〇四
仁川佛教悲田院……二〇五
清州博仁會(行旅病人救護)……二〇五
大田佛教慈濟會(行旅病人救護)……二〇六
全州矯風會(行旅病人救護)……二〇六
群山行旅病人收容所……二〇七
順天面失業青年共濟會……二〇八
大邱行旅病人救護所……二〇八

晉州行旅病人收容所……二一〇
平壤廣濟會（行旅病人救護）……二一一
鎭南浦行旅病人救護所……二一一
春川行旅病人救護所……二一二
元山行旅病人救護所……二一三
淸津行旅病人救護所……二一三

第二項　罹災救助

恩賜罹災救助基金……二一四
各道に於ける臨時恩賜金凶歉救濟會……二一五

第三項　養老

宣川養老院……二一五

第八章　出獄人保護事業

京城救護會……二一六

開城大成會……二一七
忠北有隣會……二一八
公州慣業院……二一九
大田自彊會……二二〇
全州有終會……二二一
群山誠之會……二二二
光州有隣會……二二二
木浦成美會……二二三
濟州成美會……二二四
大邱常成會……二二五
安東辛酉會……二二九
金泉尙善會……二二九
晋州扶掖館……二三〇
釜山輔成會……二三一
馬山保護會……二三二

海州濟美會……二三三
瑞興保全會……二三四
平壤保護會……二三五
鎮南浦獎善院……二三六
平北保護會……二四一
春川保護會……二四二
江陵保護會……二四三
咸興保護會……二四四
元山保護會……二四四
清津免囚保護會……二四五

第九章　社會教化事業

本府の社會教化事業……二四七
道地方費の社會教化事業……二四八
京城府立圖書館……二四九

京城圖書館……二四九
滿鐵京城圖書館……二五〇
仁川府立圖書館……二五一

第十章　雜

愛國婦人會朝鮮本部……二五二

附　錄

第一章　社會事業連絡研究機關

◎朝鮮社會事業研究會

所在地　京城府廳內

設立　大正十年四月十一日

沿革　本會は朝鮮に於ける社會事業の連絡竝に之か改善發達に關し調査研究を試み社會事業に對する一般人心の作興振起を圖る目的を以て社會事業關係者及斯業に趣味を有する官民百餘名主唱の下に設立したるものにして最初事務所を京城府南山町日本赤十字社朝鮮本部の構內に置きしが大正十年六月京城府廳內に移轉したり。

組織　會員組織にして別に會長を設けず幹事制度を以て運用機關とす現在會員數特別會員三十四名普通會員二百四名計二百三十八名あり。

維持　會費及官廳の補助金並篤志者の寄附金を以て維持す大正十三年度の經費豫算二千九百五十八圓なり。

事業　本會設立以來の事業狀況を示せば左の如し

（イ）例會及講演會の開催　每月一回例會（必要ある場合は別に臨時會）を開催し社會事業に

關する意見を交換し又は研究の結果を發表し或は名士を聘して講演會を開催す創立以來會を重ぬること三十餘回に及べり。

（ロ）雜誌の發刊　大正十二年五月より毎月一　機關雜誌を發行し會員、全道、府並斯業團體に配布しつゝあり。

（ハ）人事救護　大正十二年度より人事救護費として毎月十二圓宛を京城府人事相談所に委託し窮困者の救護を圖りつゝあるが之れにより救護せられたるもの五十餘名に達せり。

（ニ）孤兒慰安會　大正十一年四月孤兒四百餘名を仁川月尾島に招待して慰安會を催し尙十二年五月には昌德宮秘苑拜觀を爲し大正十三年四月に奬忠壇に於て慰安運動會を開催せり。

（ホ）社會事業講習會　大正十一年九月內務省、朝鮮總督府、滿鐵會社其の他より斯界の名士を招聘して講師となし京城府天然洞向上會館に於て第一回社會事業講習會を開催したるが全鮮各地よりの出席者二百餘名に上れり。

（ヘ）朝鮮人青年內地視察團　大正十二年三月朝鮮人青年有力者三十二名を以て內地視察團を組織し往復二十六日間を費し九州地方に於ける優良農村及青年團體並文化的施設を視察せしめ朝鮮人青年の指導啓發に資したり。

（ト）大正十三年七月生江孝之氏を聘し社會事業講演會を開催せり。

◎京畿道社會事業調査委員會

所在地　京畿道廳內

設立　大正十年十二月一日

沿革　京畿道管內に於ける社會事業の振興を圖らむが爲京畿道廳員の發議に依り設立したるものなり。

組織　京畿道廳職員中より委員を定め內務部長之が委員長たり。

維持　前記の如き組織なるを以て別に維持費を要せず。

事業　隨時開會し京畿道管內に於ける社會事業に關する調査研究を爲し又民間有志者に臨時調査委員を囑託し每年一回特別會を開き斯業に關する調査研究を爲しつゝあり。

第二章　社會事業經營助成機關

◎サルタレル財團

所在地　朝鮮總督府內務局社會課內

設立　大正五年六月十九日

沿革　佛人「マリー、エリザベー、デジレー、サルタレル」は亡兄「ピエル、マリー、サルタレル」の遺志に依り内地及朝鮮に於ける慈善教育等博愛事業を目的とする財團法人を設立する爲大正四年以後平安北道昌城鑛山に於て有する鑛業權の存續期間内毎年同鑛山より生ずる純益中「マリー、エリザベー、デジレー、サルタレル」が收得すべき權利を有する金額の百分の六十の半額を出捐することゝし其の委任に依り寄附行爲を定め財團法人の設立を見るに至れり。

組織　財團法人なり　役員として理事一名監事二名主事二名及評議員四名あり理事及監事は朝鮮總督之れを選任し評議員は朝鮮總督の承認を受け理事之を囑託する規定なり。

維持　本財團の維持經營は基本財産より生ずる利子及寄附金其の他の收入を以て之に充つ。

事業　内地及朝鮮に於ける慈惠救濟教育及感化に關する事業を助成し來れり
財團設立以來事業助成のため支出したる金額は年々約壹萬圓にして助成せられたる事業團體は二百六十餘個處に及びたり。

◎韓鎭達財團

所在地　京城府倭城臺町八番地

設立　大正十一年六月十三日

沿革　朝鮮內に於て防貧、救貧及敎化に關する社會事業を行ひ又は之を助成する目的を以て韓鎭達の設立したるものなり。

組織　財團法人にして役員として理事二名監事四名主事三名評議員若干名を置く。

維持　財團の維持費は基本財産より生ずる利子及一般寄附金を以て支辨す。

事業　未だ事業に着手するに至らず。

第三章　防貧事業

第一項　委員制度

◎大邱府町內組合

所在地　慶尙北道大邱府

設立　大正九年十二月

沿革　大邱府に於ては府內各町の自治的發達を圖り府行政の援助機關たらしむると共に社會共存の精神に則り相互扶助の美風を發揮せしむる爲町內組合の組織を奬勵せし結果大正九年十二月より同十年五月迄に內地人側に於て四十三個組合の設立を見つゞいて朝鮮人側に於ても設立

に着手し中には内鮮合同組織に變更せし向もあり大正十一年九月大邱全市に亙り其設立を見るに至れり現在内地人總代の組合四十個所、朝鮮人總代の組合二十九個所合計六十九個所なり

組織

各組合に町總代一名副總代一名及委員十名乃至十五名を置き町内住民の推薦に依り之を定め其任期を二個年とす、尙組合は一町一組合と限制せず地理の關係により一町内に數組合を設くることを得るものとす。

維持

本組合の經費は各組合員の負擔となすを原則とし多くは組合員一戶より十錢乃至五十錢の町費を徵集しつゝあれども或は總代に於て自辨せるあり或は少數有志者の寄附金を以て支辨し或は組合基本財產の收益より支出せるあり各町每に其方法一樣ならず。

事業

本組合は事業の大要を大略左の標準に依りて遂行することに制定せり(町內規約準則第五條拔萃)。

一　祝祭其ノ他町內(町組合ハ町組合內トス以下同シ)共同シテ執行スヘキ事項ノ指揮及傳達
二　法令告知等ノ周知ニ關スル事項
三　種痘其ノ他傳染病豫防及一般衞生並保健ニ關スル府事務ノ補助
四　町內街路溝渠ノ改修其ノ他土木ニ關スル府事務ノ補助
五　町內窮民及其ノ救濟ニ關スル調査

六　町内住民ノ移動ニ關スル調査
七　町内住民ノ親睦、矯風、勤儉及納税ノ奬勵
八　町内ノ施設ニ關シ必要ナル事項ニ付キ官憲ニ對スル意見若クハ希望ノ提出

町組合設立以來各町競ふて自治的に必要なる業務就中軍隊の行動に便宜を與へ神社の建築、街燈の設備、溝渠浚渫、軍人の送迎、貧民の救濟、傳染病其の他變災の救護等に關し町内共同一致を以て行動し府行政の援助としては主として納税の督促法令の周知等に努力する處其の效顯著なるを認む。

◎平壤府人事相談所

所在地　平壤府廳内及平壤公設宿泊所内

設立　大正九年六月四日

沿革　本所は大阪府方面委員制度に則り設置したるものにして府内を數區に分ち各區に委員長一名委員若干名書記一名を配置し中央部（平壤府廳内）に主任者を置き各區を統一指導す最初府内を八區に分ちしも大正十一年四月以來四區に集約し更に同十二年四月より二區に集約せり。

組織　平壤府の經營する所にして專ら內務課社會係に於て取扱ひつゝあり。

維持　平壤府費を以て維持經營す大正十三年度豫算千九百四十四圓（職業紹介所を含む）なり。

事業　本所設立以來に於ける事業の概況を示せば左の如し

處理事項

年次＼件別	人事上	生活上	商業上	勞働上	法律上	其他	計
大正九年	一〇	四二	三四	二一	―	二六	一三三
大正十年	九一	一二四	五五	七一	―	一二九	四七〇
大正十一年	五四	五九	二〇	一七	一四	一〇〇	二六四
大正十二年	四五	五二	二	三〇	二三	一〇一	二五三

戸籍取扱件數

年次＼件別	居住移住届	出生死亡届	就職轉居届	婚姻離婚届	戸籍謄本下附訂正願	手紙其他	計
大正九年	二三六	一三九	一三五	一六	四八	一一	五八五
大正十年	五〇二	二二二	七八	五四	二二〇	五七八	一、六五四
大正十一年	三一六	一三三	四四	三一	三三七	五五六	一、四一七
大正十二年	一三〇	八三	二七	一九	二〇八	二七一	七三八

細民調査及救助

種別／年次	第一種 戸數	第一種 人員	第二種 戸數	第二種 人員	細民救助 細民恩賜賑恤金ニヨル被救助者 戸數	人員	金額	府費ニヨル被救助者 戸數	人員	金額
大正九年	四八	二七三	一一六	三四五	—	—	—	一六	五五	九二・〇〇〇円
大正十年	四三	一一六	七九八	三、三六三	五	五	七八・三四〇円	二七	五二	一八四・〇〇〇
大正十一年	五七	一四六	四九一	一、五一八	五	七	二三一・〇六〇	三三	六二	一九四・〇〇〇
大正十二年	九二	三六三	一〇〇	五三三	二	一三	三〇三・八八〇	一七	四三	八六・四二〇

第一條　人事相談所ノ設置區域ヲ左ノ通リ定ム

第一區　箕林里、慶上里、倉田里、上需里、鏡濟里、薛岩里、新倉里、里門里、新陽里、大寮里、巡營里、履鄕里、館後里、竹典里、鹽店里、眞香里、衞廳里、景昌里上水口里、下水口里、將別里、鷄里、陸路里、磚九里、水玉里

第二區　巖町、南山町、南門町、山手町、泉町、旭町、大和町、壽町、港町、濱町、賑町櫻町、本町、黃金町、柳町、橋口町、若松町、紅梅町、竹園町、西町、東町、南町、幸町、八千代町

第二條　人事相談所ニ委員長一名委員若干名ヲ置ク

委員長及委員ハ町里內有志者中ヨリ府尹之ヲ囑託ス

第三條　人事相談所ハ區域內適當ノ場所ニ事務所ヲ設ケ專屬書記ヲ置ク書記ハ有給トス府尹之ヲ任免ス

第四條　人事相談所ハ區域內ノ狀況ヲ詳ニシ大凡左ノ調査及實行スルモノトス

一　區域內ノ一般的生活狀態ヲ調査シ之カ改善向上ノ方法ヲ攻究スルコト

二　生活困難又ハ救護ヲ要スト認ムルモノハ先ツ其原因ヲ調査シテ其原因ヲ除去シ若クハ其救濟方法ヲ攻究シ之カ徹底ニ努ムルコト

三　生計職業紹介其他各般ノ人事關係ニ付相談ヲ乞フ

四　諸屆出ノ勵行ニ注意シ其屆書ハ無料ニテ作成スルコト

五　區域內ノ勸業、敎育、衞生、風紀等ニ注意シ殊ニ年少者ニ對シテハ格段ノ視察ヲ加フルコト

第五條　人事相談所ノ調査攻究ニ依ル事業ノ實施ハ主トシテ公共團體公益法人等ハ篤志者ノ施設ニ俟ツモノトス

第六條　人事相談所ハ其ノ事業ノ遂行ニ資スル爲メ關係アル官衙學校竝公私團體、醫師、宗敎家等ト常ニ密接ナル聯絡ヲ保持スヘシ

第七條　人事相談所ニ於ケル事務ノ聯絡統一ヲ圖ル爲各人事相談所委員長聯合會ヲ開ク

聯合會ハ各人事相談所委員長ヲ以テ組織シ毎月第二金曜日午後四時ヨリ府廳ニ於テ之ヲ開催ス

第八條　各區ニ於テハ毎月一回以上委員會ヲ開催ス

委員會ハ委員長及委員ヲ以テ組織シ區内ニ於ケル事業ノ實施竝ニ之カ發展ニ關シテ協議スルモノトス

第九條　人事相談所從事員ハ所定ノ徽章ヲ帶用ス

平壤府人事相談所執務規程

第一條　委員長ハ毎日一定時間事務所ニ出勤シ諸般ノ指揮ヲ爲スヘシ

第二條　委員ハ可成時々事務所ニ出勤シ委員長ヲ補佐スヘシ

第三條　委員長事故アルトキハ其指名シタル委員之ヲ代理ス

第四條　書記ハ委員長及委員ノ指揮監督ヲ受ケ一切ノ執務ヲ爲スヘシ執務ハ敏速正確ヲ期スヘシ

第五條　書記ハ人事相談所ノ事業ノ性質ニ鑑ミ凡テ懇切ヲ旨トシ溫和同情ヲ以テ執務ニ從事シ苟モ輕卒粗漏ノ行爲アルヘカラス

第六條　書記ノ執務ハ多ク他人ノ身上ニ關スル事項ナルヲ以テ一切秘密ヲ旨トスヘシ

第七條　書記ハ事務所ヲ管理シ備品及書類等保管ノ責ニ任スヘシ
第八條　書記ハ疾病其ノ他ノ事由ニヨリ缺勤セムトスルトキハ當日出勤時間前ニ其旨委員長ニ屆出ツヘシ
第九條　書記ハ日曜祭日等ノ休日ト雖モ事務ノ都合ニヨリ執務スヘシ
第十條　書記辭任ノ際ハ一切ノ事務ヲ後任者又ハ委員長ノ指名シタルモノニ引續ヲ爲スヘシ

第二項　隣保事業　（隣保事業、貧兒教育、徒弟教育、勞働宿泊、人事相談、職業紹介、簡易食堂、細民調査等）

◎和光教園

所在地　本部、京城府觀水洞一〇二番地
支部、京城府鍾路通三丁目二七番地
設立　大正九年十二月二十五日
沿革　大正二年三月淨土宗開教院が現在本園の本部たる京城府觀水洞一〇二番地の土地二百六十坪及四間に八間の二階建校舍を購入して淨土宗教友會を組織したるが本園の濫觴にして次で青年夜學會、日曜子供會等を開始せり
大正九年六月に至り觀水洞の外に鍾路通三丁目二七番地官有建物及土地を借入れ茲に勞働宿

泊所を開始し荻野順導を擧げて園の主事たらしめ篤志家福永政次郎と相圖り現在に於ける和光教園の組織を完成するに至れり。

組織　個人經營設立者は京城本町三丁目淨土宗開教院住職久家慈光なるも園一切の業務は主事荻野順導に依りて行はれつゝあり。

維持　一般寄附金、官廳補助金を以て維持經營するも主たる維持出資は京城南大門通福永政次郎の醵金する所なり而して大正十三年度の經費豫算三萬二千四百六十五圓なり。

事業　學園部

（イ）和光學校　貧兒並不就學兒童を收容し之に普通教育を授けつゝあるが現在兒童數四百三名ありて男子部女子部に分ち十一學級に編制し十五名の教員教養に從事し居れり。

（ロ）實習夜學校　晝間勞働其の他の職業を有し就學し得ざる青年男女に補習教育を施しつゝあるが現在六學級に分ち八十五名を收容し居れり。

教化部

（イ）和光教會　佛教の教義に基き一般民の教化に努め居れるが會員數五百二十七名あり。

（ロ）和光日曜學校　毎日曜日に兒童を集め訓話、お伽話、遊戯、唱歌等を授け教化に努めつゝあり。

廉賣部　廉償供給事業の一助として現在は學用品一切の需に應じつゝあり。
調査部　隣保事業に關する資料を得るため附近細民の生活狀態を調査しつゝあり。
勞働宿泊部　無宿の勞働男子に限り一泊五錢を徵して宿泊せしむ所內に浴場を設けて隔日に入浴せしめ且つ勞働具を備付けて之を貸與する等相當の保護法を講じ又慰安を與ふる爲には時々活動寫眞、蓄音器會等を開催し尙新聞雜誌の回覽、修身訓話等をなし宿泊者の修養を圖りつゝあるが一日平均百名の宿泊者あり。
職業紹介部　初め宿泊者に對してのみ職業の紹介を爲したるが大正十一年七月專務事務員を置き一般の紹介を開始せり每月受付件數百餘に達し內約半數を就職せしめつゝあり。
相談部　人事百般の相談に應じつゝあるが就中民籍手續、代書代辨、衣食住に關する事項最も多く每月處理數五、六十件あり。
食堂部　初め宿泊者中事情窮迫せる者に對し事務所に於て給食せしも大正十一年十二月簡易食堂を設けて一食十三錢朝夕二回二十五錢を以て一般勞働者に供給し居れり。
理髮部　宿泊人及學園兒童に對して無料利用せしめつゝあり。

◎財團法人保隣會　（兒童保護、隣保事業、住宅救濟等）

所在地　京城府樂園洞百八十九番地

設立　大正十一年十二月二十三日

沿革　本會は大正十年四月侯爵朴泳孝、金宗漢、金周容外十八名の發起に依りて住宅難の救濟を目的として住宅救濟會を組織し京城府橋北洞に一戶二間より成る簡易住宅七十五戶を建設して下層民の住宅難を緩和し來りたるが更に隣保事業及兒童保護事業を經營することゝし大正十一年十二月二十三日組織を變更して財團法人と爲し以て今日に及べり。

組織　財團法人にして現在役員は理事五名監事三名評議員若干名なり。理事長朴泳孝、理事李覺鍾、金一善、金敎聲、徐光前、監事劉文煥、金漢睦、洪斗憙

維持　醵金及寄附金竝に家賃を以て維持經營す。

大正十一年十二月末現在資產

垈一千百十六坪（簡易住宅用地　價格三千三百四十八圓）

建物朝鮮式百六十二間（簡易住宅　價格一萬六千二百圓）　計一萬九千五百四十八圓

事業　本會の現に經營し又は近く經營せむとする事業左の如し

一　細民部落の隣保事業

（イ）　普通　校に入學し得ざる兒童のために書堂を開設して簡易なる敎育を施す

（ロ）右書堂を中心として無料代書、部落民懇親會を開催して衛生職業慰安等の方面より部落の改善を期す

二　兒童保護

（イ）分娩、育兒に關する迷信惡風の矯風

（ロ）兒童虐待の防止

以上は專ら宣傳に依り之れを行ふ

三　住宅難の救濟

（イ）簡易住宅を建設して住宅難に苦しめる貧困者を收容す

（ロ）簡易住宅は低廉なる貸料を徵收して家屋の維持修繕其の他附隨事業費に充つ

◎朝鮮扶殖農園隣保事業部

財團法人朝鮮扶殖農園は從來育兒事業に努めつゝありしが大正十一年一月評議員會の決議に依り本法人寄附行爲の目的に隣保事業として夜學、施藥、人事相談、副業奬勵を追加し現在夜間附近の鮮童に普通學科を敎授しつゝあり（人員三十名）尙本園に於ては地方の中堅となるべき解顏面靑年會を組織せしめ本園より田一反步畑一反步の無料貸附を行ひ農事改良副業奬勵

風俗改善を計らしめつゝあり。

第三項　人事相談

◎京城府人事相談所

所在地　京城府明治町

設立　大正十一年八月一日

沿革　一般民衆の人事上の相談に應じ且職業の紹介等を爲す目的を以て設營したるものにして設置以來些したる變遷なくして今日に及べり。

組織　京城府の經營にして主幹、府書記及囑託各一名竝雇員四名を置き事務を處理しつゝあり。

維持　府費を以て維持經營す。

事業　人事相談部、職業紹介部、住宅紹介部、副業紹介部、結婚紹介部の五部に分ち處理しつゝあるが大正十二年中の成績左の如し。

第一表

人事相談成績（十二年自一月至十二月三十一日）

種別	内地人 男	内地人 女	朝鮮人 男	朝鮮人 女	計
人事上	六三	二〇	二一	三	一〇七
生活上	七二	三	六五	二	一四二
商業上	二三	一	一	|	二四
勞働上	二	|	七	|	九
法律上	四四	|	四	|	四八
其他	一	一	|	|	二
計	二〇四	二五	九八	五	三三二

其他　結婚紹介三八件　住宅紹介二二一件

第二表　職業紹介成績（十二年自一月至十二月三十一日）

月別	種別	求人數 男	求人數 女	求人數 計	求職數 男	求職數 女	求職數 計	紹介狀交附數 男	紹介狀交附數 女	紹介狀交附數 計	就職數 男	就職數 女	就職數 計
大正十二年 一月	内地人	一六八	三八	二〇六	一四五	二〇	一六五	一〇五	一四	一一九	五二	八	六〇
	朝鮮人	一二二	一六	一三八	四三九	一三	四五二	一二八	一六	一四四	七二	五	七七

二月		三月		四月		五月		六月		七月		八月		九月		十月		十一月	
内地人	朝鮮人	内地人	朝鮮人	内地人	朝鮮人	内地人	朝鮮人	内地人	朝鮮人	内地人	朝鮮人	内地人	朝鮮人	内地人	朝鮮人	内地人	朝鮮人	内地人	朝鮮人
一四〇	八〇	一三七	一六〇	一四九	三八五	一九三	一五一	九七	八三	一六七	一三〇	一〇七	二一〇	一六七	七四	一四一	七〇	八八	一一〇
四〇	一一	六四	九	五四	三一	八一	二〇	四七	九	八七	九二	四一	一六	七二	一九	六九	一三	八五	一五
一八〇	九一	二〇一	一六九	二〇三	四一六	二七四	一七一	一四四	九二	二五四	二三二	一四八	二三六	二三九	九三	二一〇	八三	一七三	一二五
二六	三四九	一三一	六九八	一四九	一、一八六	一九七	九二一	一五五	五七三	一四〇	四三五	一七四	四六一	二三五	四八四	二一二	四六〇	一七三	四六六
三	一三	二六	四六	三一	五七	三二	五三	一四	四六	二八	二二	一〇七	四五	三五	一七	六七	一一	五三	二三
一四八	三六一	一五七	七四四	一八〇	一、二四三	二二九	九七四	一六九	六一九	一六八	四五七	二八一	五〇六	二六〇	五〇一	二七九	四七一	二三六	四八九
七三	八二	一〇三	一九七	一三〇	四八六	一四九	一八四	一一	一一	一二三	一三六	一〇二	一一三	一八一	一二一	一六四	一二六	一〇八	一三二
一七	九	二三	一三	二二	二三	三〇	一〇	一九	一七	二三	一三	一一一	三一	三〇	八	七三	七	五〇	一六
八九	九一	一二六	二〇九	一五一	三〇八	一七九	一九四	一三〇	一二八	一四五	一四八	二一三	一四四	二二一	一二九	二三七	一三三	一五八	一三七
二九	四七	三六	九七	四八	三〇九	四七	九四	五〇	四五	六四	六二	四六	六一	一〇一	六四	八九	七二	四五	五六
七	四	一三	六	八	六	一五	三	六	一〇	五	八	九六	二五	一二	五	四三	五	二三	四
三六	五一	四九	一〇三	五六	三一五	六二	九七	五六	五五	六九	七〇	一四二	八六	一一三	六九	一三二	七七	六八	六〇

十二月 內地人	十二月 朝鮮人	計 內地人	計 朝鮮人
一三	一一	一、六六七	一、六七六
五〇	一八	七二八	二六九
一六三	一二九	二、三九五	一、九四五
九五	三〇一	一、九三二	六、七七三
三八	二	四七三	三六五
一三三	三二二	二、三九五	七、一三八
六八	一二	一、四一六	一、九二七
五四	一八	四六四	一七八
一二二	一四〇	一、八八〇	二、一〇五
三四	四九	六四一	一、〇二七
二六	一〇	二六二	九一
六〇	五九	九〇三	一、一一八

其他　副業紹介一九一件

第三表

職業別紹介成績（自十二年一月一日至十二年十二月三十一日）

種別	求人數						求職數						就職數					
人種及性別	內地人			朝鮮人			內地人			朝鮮人			內地人			朝鮮人		
職業別	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
工業及鑛業	一〇八	一	一〇九	一八〇	—	一八〇	一三〇	—	一三〇	九八八	九	九九七	二四	—	二四	四八	—	四八
土木建築	七七	—	七七	四三〇	—	四三〇	一二九	—	一二九	八五五	—	八五五	三五	—	三五	三九四	—	三九四
商店	七二三	五六	七七八	六三六	一四	六五〇	五七六	一〇	五八六	二、五三五	二	二、五三七	二四四	一〇	二五四	三五六	二	三五八
農林業	七	五	一二	四	—	四	三二	—	三二	三〇	—	三〇	五	—	五	一	—	一
通信運輸	三三	一八	五一	二	—	二	五二	五	五七	九二	—	九二	九	八	一七	三	—	三
戶內使用人	一二七	四八七	六一四	一九一	一五八	三四九	二〇九	二六九	四七八	九八三	三一五	一、二九八	七七	一二七	二〇四	一〇四	六六	一七〇
雜業	五九三	一六一	七五四	二三三	九七	三三〇	七九四	一八九	九八三	一、二九〇	三九	一、三二九	二四七	一一七	三六四	一二一	二三	一四四
合計	一、六六七	七二八	二、三九五	一、六七六	二六九	一、九四五	一、九三三	四七三	二、三九五	六、七七三	三六五	七、一三八	六四一	二六二	九〇三	一、〇二七	九一	一、一一八

二月 内地人	二月 朝鮮人	三月 内地人	三月 朝鮮人	四月 内地人	四月 朝鮮人	五月 内地人	五月 朝鮮人	六月 内地人	六月 朝鮮人	七月 内地人	七月 朝鮮人	八月 内地人	八月 朝鮮人	九月 内地人	九月 朝鮮人	十月 内地人	十月 朝鮮人	十一月 内地人	十一月 朝鮮人
一四〇	八〇	一三七	一六〇	一四九	三八五	一九三	一五一	九七	八三	一六七	一三〇	一〇七	二一〇	一六七	七四	一四一	七〇	八八	一一〇
四〇	一一	六四	九	五四	三一	八一	二〇	四七	九	八七	九二	四一	一六	七二	一九	六九	一三	八五	一五
一八〇	九一	二〇一	一六九	二〇三	四一六	二七四	一七一	一四四	九二	二五四	二三二	一四八	二三六	二三九	九三	二一〇	八三	一七三	一三五
一二六	三四九	一三一	六九八	一四九	一、一八六	一九七	九二一	一五五	五七三	一四〇	四三五	一七四	四六一	二三五	四八四	二一二	四六〇	一七三	四六六
二三	一三	二六	四六	三一	五七	三二	五三	一四	四六	二八	二二	一〇七	四五	三五	一七	六七	一二	五三	二三
一四八	三六一	一五七	七四四	一八〇	一、二四三	二二九	九七四	一六九	六一九	一六八	四五七	二八一	五〇六	二六〇	五〇一	二七九	四七一	二三六	四八九
七三	八二	一〇三	一九七	一三〇	四八六	一四九	一八四	一一一	一一一	一二三	一三六	一〇二	一一三	一八一	一三一	一六四	一二六	一〇八	一三一
一七	九	二三	三	三	三	三〇	一〇	一九	一七	三	一二	一二	三一	三〇	八	七三	七	五〇	一六
八九	九一	一二六	二〇九	一五一	五〇八	一七九	一九四	一三〇	一二八	一四五	一四八	二一三	一四四	二二一	一二九	二三七	一三三	一五八	一三七
二九	四七	三六	九七	四八	三〇九	四七	九四	五〇	四五	六四	六二	四六	六一	一〇一	六四	八九	七二	四五	五六
七	四	一三	六	八	六	一五	三	六	一〇	五	八	九六	二五	一二	五	四三	五	二三	四
三六	五一	四九	一〇三	五六	三一五	六二	九七	五六	五五	六九	七〇	一四二	八六	一一三	六九	一三二	七七	六八	六〇

組織　會員組織。
維持　篤志者よりの寄附を以て維持經營す。
事業　貧困無職の婦人を救護し且つ之に對し職業の紹介を爲しつヽあり。

◎釜山府人事相談職業紹介所（本章第十項職業紹介の項に收錄す）

◎釜山人事相談所（私設）

所在地　慶尙南道釜山府本町二丁目一ノ二
設立　大正十一年四月一日
沿革　初め釜山人事相談所と稱し事業を開始したるが大正十一年十月朝鮮每日新聞社釜山支社設置と共に同社人事相談部と改稱せるも大正十三年一月個人經營とし舊名に復せり。
組織　個人經營にして無料を以て人事上の相談並に職業の紹介を爲す。
維持　私財を以て維持す。
事業　大正十二年中の取扱件數一五三件にして內店員又は傭人として就職せしめたる者六十名に達し相當の成績を擧げつヽあり。

◎平壤府人事相談所（第三章防貧事業の第一項委員制度平壤府人事相談所の項に收錄す）

◎元山府人事相談所

所在地　咸鏡南道元山府春日町元山府廳內

設立　大正十一年四月二十一日

沿革　大正十一年四月五日道訓令人事相談事務取扱規程に基き設立せるものにして一般民衆の人事上の相談及職業上の紹介を爲す目的を以て設營今日に至れり。

組織　元山府の經營にして府尹掌理し外に主任一名係員若干名を以て事務を處理しつゝあり。

維持　一般府費を以て維持經營す。

事業　職業紹介人事上の相談居住上の紹介を爲しつゝあり開所以來大正十三年三月末に於ける取扱數六十三件なり。

◎咸興面人事相談所

所在地　咸鏡南道咸興郡咸興面東陽里咸興面事務所

設立　大正十一年四月二十一日

沿革　大正十一年四月五日道訓令人事相談事務取扱規程に依り設立

組織　咸興面の經營にして面長掌理し外に主任一名係員若干名を以て事務を處理しつゝあり。

維持　一般面費を以て維持經營す。

事業　開所以來大正十三年三月末に至る取扱數四十一件にして年別表左の如し。

區別	求職	救助	爭議	雜事	計
大正十一年	四	—	—	一	五
大正十二年	一七	一	一	四	二三
大正十三年三月迄	一一	—	一	一	一三

◎咸興佛教會人事相談所

所在地　咸鏡南道咸興郡咸興面東陽里

設立　大正十一年四月十五日

沿革　佛教會の事業として特に社會部を新設し一般人事相談に應ずるべく開設せるものなり。

組織　佛教會員を以て組織し佛教會委員十三名を以て事務を處理す

維持　佛教會積立金を以て維持す。

事業　創立以來大正十三年三月末に至る取扱數十五件あり。

◎淸津府人事相談所

所在地　咸鏡北道淸津府敷島町淸津府廳內

設立　大正十二年四月一日

沿革　從來當地有隣會の事業として經營しつゝありしを大正十二年四月府の經營に移したるものなり。

組織　府の管理に屬し府尹は所長として事務を總理し外に事務員一名を置き庶務を處理せしむ。

維持　府費を以て維持經營す。

事業　無料にて一般民衆の人事上の相談並職業の紹介を爲しつゝあるが大正十二年中に取扱たる件數三十一件あり。

（附記）人事相談所に關する特設のものは前述に過ぎざるも全道に於ける警察官署の多くは何れも警察官をして人事其他の事項を取扱はしめ居れり。

第四項　公設市場

◎京城府明治町公設市場（日用食料品廉賣）

所在地　京城府明治町二丁目二十五番地

設立　大正八年十二月二十四日

沿革　異常に昂騰せる日用食糧品及其他必需品の價格の調節を計り低廉なる日用品を供給し以て一般市民の生活安定を圖らむがために設立したるものなり。

組織　京城府の經營する所にして府廳に市場監督一名を常置し各市場の管理に任せしめ監視員を（二市場毎に一名）配置し專ら市場販賣品に對する價格の指定及清潔狀況を監視せしめ尙ほ卸價格及市中の小賣價格の調査に當らしむることゝ爲せり。

維持　市場使用料及府費を以て維持經營す大正十三年度經費豫算は各市場を通じ一萬二千八百四十二圓なり。

事業　現在敷地五百坪を有し店舖數十七戸（建坪百三坪）にして生活必需品を供給しつゝあるが利用者多く大正十二年度に於ける賣上高二十九萬二千六百六十七圓を算す

公設市場設置當時は諸物價騰貴の際なりしを以て一般市價と市場販賣價格とは三割以上の差を示したるも其の後市價は市場相場に牽制せられ漸次低落して接近するに至れり玆に於て市

内の小賣商人は商策を弄し一部商品を犧牲に供して廉賣を試み市場に對抗したるも何等市民に反響する所なきを以て遂に此の種のものは中止し今日に於ては市場價格は常に市價の標準を示すに至れり。

◎京城府鍾路公設市場（日用食料品廉賣）

所在地　京城府堅志洞百十番地

設立　大正八年十二月二十四日

沿革　物價を調節し低廉なる日用品を供給して一般市民の生活安定を圖る目的を以て設立したるものなり。

組織　京城府の經營する所にして市場に監視員を配置し市場内の整理監督に當らしむ。

維持　市場使用料及府費を以て維持經營す。

事業　大正十二年度に於ける賣上高九萬二千八百九十二圓にして店舗數十九戶（建坪百二十四坪）市場坪數四百坪なり。

◎京城府龍山公設市場（日用食料品廉賣）

所在地　京城府漢江通三番地
設立　大正十一年十月十二日
沿革　大正九年九月京城府京町十一番地に場屋を設け廉賣に努めたるも其の位置適當ならざりし爲同十一年九月二十五日限り之を閉鎖し同年十月十二日現在の場所に新築移轉したるものにして專ら物價の調節に當り居たるも大正十二年十一月二十一日類燒に遭ひ施設物全部を燒失せり仍て之が再興を計り同年十二月十二日より開場今日に至る。
組織　京城府の經營する所にして市場に監視員を配置し市場內の整理監督に當らしめ居れり。
維持　市場使用料及府費を以て維持經營す。
事業　大正十二年度に於ける賣上高は十二萬七千四百六十八圓にして現在事務所一戶店舖數十五戶（建坪百十一坪）市場坪數は二百八坪なり。

◎京城府花園町公設市場（日用食料品廉賣）

所在地　京城府花園町百七番地
設立　大正九年十月二十一日
沿革　物價を調節し低廉なる日用品を一般市民に供給する爲めに設立せるものなり。

組　織　京城府の經營する所にして市場監視員を置き專ら市場販賣品に對する價格の指定淸潔法を監視せしめ又は卸價格及市中の小賣價格の調査に當らしむることゝ爲せり。

維　持　市場使用料及府費を以て維持經營す。

事　業　大正十二年度に於ける賣上高は三十萬二千八百九十二圓にして店舗數十四戸（建坪七十五坪）市場坪數二百九十一坪あり。

◎京城府竹添町公設市場（薪炭廉賣）

所在地　京城府竹添町二丁目百六十番地ノ四

設　立　大正十一年七月十一日

沿　革　低廉なる薪炭を一般市民に供給し且つ薪炭の路傍販賣を制止する目的を以て設營せるものなり。

組　織　京城府の經營する所にして市場に監視員を配置し之か管理に任せしめ尙ほ生產者の路傍販賣を制止し薪炭市場に於て販賣せしむる等隨時之が指導に當らしめ居れり。

維　持　市場使用料及府費を以て維持經營す。

事　業　大正十二年度に於ける賣上高は三萬八百八十五圓にして市場坪數六百九十六坪あり。

（附記）公設市場の狀況朝鮮人間に會得せらるに及び逐日利用者增加しつゝあり。

◎京城府安國洞公設市場（薪炭廉賣）

所在地　京城府安國洞三十七番地
設　立　大正九年五月七日
沿　革　低廉なる薪炭等の燃料を一般市民に供給する目的を以て設立せるものなり。
組　織　京城府の經營する所にして市場に監視員を配置し之れが管理に當らしめ居れり。
維　持　市場使用料及府費を以て維持經營す。
事　業　大正十二年度に於ける賣上高は一萬九千三百二十四圓にして市場坪數六百四十九坪あり。

◎京城府敦義洞公設市場（薪炭廉賣）

所在地　京城府敦義洞百三番地
設　立　大正九年十二月二十七日
沿　革　物價調節の趣旨に基き低廉なる燃料を一般市民に供給するために設立せり。
組　織　京城府の經營する所にして市場に監視員を配置し市場內の整理監督に當らしめつゝあり。

維持　市場使用料及府費を以て維持經營す。

事業　大正十二年度に於ける賣上高は四萬二千二百八十八圓にして市場坪數七百二十坪あり。

◎京城府東大門公設市場（蔬菜廉賣）

所在地　京城府鍾路通五丁目一〇四番地

設立　大正十二年六月一日

沿革　低廉なる蔬菜を一般市民に供給する目的を以て設立したるものなり。

組織　京城府營にして市場に監視員を配置し場内の整理監督に當らしむ。

維持　市場使用料及府費を以て維持經營す。

事業　大正十二年度に於ける賣上高一萬千八百五十一圓にして市場敷地百二十七坪なり。

◎群山府公設市場（日用品廉賣）

所在地　全羅北道群山府明治町通

設立　大正十年九月一日

沿革　物價を調節し低廉なる日用品を供給して市民の生活安定を期するために設立す。

◎大邱府公設市場（日用品廉賣）

所在地　慶尙北道大邱府東門町十三番地ノ一

設立　大正九年九月一日

沿革　歐洲大戰後一般物價騰貴の影響を受け大邱府に於ける物價は京釜線中最も高價を示し市民の生活を脅威すること大なりしより之か調節策として道地方費補助七千圓に府費二千圓を加へ合計九千圓を以て本市場を設置せるものなり。

組織　大正九年七月二十日大邱府條例第十二號公設市場條例の下に組織經營す今其條例の要旨を摘取せば

本場ハ公衆ニ對シ日用必需品ヲ廉價ニ供給スル目的ヲ以テ設立ス、販賣スル商品ノ種類及販賣者ハ府尹之ヲ指定ス、商品ノ價格ハ府尹ノ承認ヲ受クヘキコト、商品ノ價格ハ見易キ箇所ニ掲示スルコト、販賣ハ凡テ現金取扱ノコト、府尹ハ必要ト認メタルトキハ販賣ノ指定ヲ取消スコトヲ得ルコト等にあり。

維持　府費を以て維持す。

大正十三年度豫算左の如し。

公設市場費　一、九五九圓

敷地賃借費	五五六・五〇円
監督員給	一、〇二〇・〇〇
臨時人夫賃	一二・〇〇
電燈料	一四八・五〇
慰勞金	一〇二・〇〇
修繕費	一〇〇・〇〇
雜費	二〇・〇〇

事業

本市場は木造百二坪の平屋建にして場內に十四店舖あり府より信用ある商人を指定し販賣せしめつゝあるが賣品はあらゆる日常必需品を網羅し居れり而して是等商人よりは水道料、營業稅、店舖の貸賃、共用電燈料等を徵收せず凡て府費より支辨する代り各店の販賣價格は府吏員をして監督せしめ可成低廉に販賣せしめつゝあり、販賣高は一日五、六百圓を上下し大正十二年度賣上高は二十二萬圓に達せり本市場開設以來市內商人は之れと對抗上自然薄利にて販賣せざるを得ざるに至り物價索制上多大の効果を現はしつゝあるのみならず道內に於ける標準相場として廣く採用せられつゝあり。

◎釜山府公設市場（日用品廉賣）

所在地　慶尙南道釜山府富平町二丁目七十七番地

設立　大正四年九月

沿革　明治四十三年六月中一般市場として開設したるを大正四年九月府營に移し設備其の他に改善を加へ大正十一年市場周圍の道路六百四十一坪を市場區域内に編入し上屋を增築し屋外店舖を整理して今日に及べり。

組織　釜山府の經營にして府條例を以て市場管理規則を定め專任府書記一名事務員二名を置き事務の任に當らしむ。

維持　市場使用料を徵收して維持す。

事業　當市場は全面積千百七十六坪あり內建坪三百十一坪にして店舖數室內百三十屋外百五十計二百八十を有し一般府民の利用頗る多く市場出入者一日平均五千人賣上高一箇年一戶平均六千四百圓を超ゆ。

◎馬山府公設市場（日用品廉賣）

所在地　慶尙南道馬山府扇町

設立　大正十二年十二月二十五日

沿革　本市場は大正十二年釜山に於て開催せられたる水產共進會建物の一部を買收し此の材料を以て本館八十一坪を建築せるものにして外に賣店二十五坪スレート葺平屋建一棟と合し經費三千九百餘圓を費し開場するに至れり。

組織　馬山府營。

維持　府費による。

事業　店舗數五十七を有し市場價格は一般市價に比し約二割安なるを以て利用するもの多し。

◎平壤府壽町公設市場（日用品廉賣）

所在地　平安南道平壤府壽町三十二番地

設立　大正九年四月一日

沿革　物價の暴騰は一般府住民の生活を脅威し其の安定を失はしめむとする狀況を呈せるを以て日常必需品の供給を低廉ならしむべく大正九年度に於て府內壽町外二箇所に公設市場を設置せり。

組織 平壤府の直營にして府内務課勸業及社會事業係に屬し市場内事務所には專任事務員を置き市場取締及物價の調査に任じ府廳内に市場係主任を置き各市場の事務監督に當らしめ府尹之を指揮監督す。

維持 府費を以て維持經營す大正十三年度豫算三千三百三十二圓。

事業 公設市場に於ては一般市價に比し平均一割乃至二割方低廉なるを以て一般小賣市場亦相當低落し府住民の蒙る利益尠なからず殊に穀類の如き從來當府は全道に於て常に高價を唱へつゝありしに現在は低落を見るに至れり

市場販賣人の指定に就ては可成生產者又は卸商人を指定する方針を採り販賣品に付ては同市場に於て同一種類のものに二店舖或はそれ以上を指定し可成獨占的營業を避け居れり

市場指定人に與へたる特點として店舖を無料貸付することゝ府の營業稅を免除することゝ内地より輸入する貨物に對しては鐵道當局と交涉の上運賃の割引を爲すこと等にして市場に於ける廉賣を容易ならしむ

市場を利用することの不便なる町里に對しては每月六回巡回市場を開くことゝあり

店舖數二十戶にして大正十二年四月より大正十三年三月までの賣上高は十八萬九百七十八圓十一錢なり。

◎平壤府幸町公設市場（日用品廉賣）

所在地　平安南道平壤府（幸町三八番地 南町三九番地）

設立　大正九年十月三十一日

沿革　日常必需品の供給を低廉ならしめ府內住民の生活安定を期する爲に設立せり。

組織　壽町公設市場に同じ。

維持　壽町公設市場に同じ。

事業　店舗數は十四戶にして大正十二年四月より大正十三年三月まで賣上高は十一萬九千九百七十八圓八十錢を算す其他は壽町公設市場に同じ。

◎平壤府司倉公設市場（日用品廉賣）

所在地　平安南道平壤府倉田里二百四十三番地

設立　大正九年七月二十二日

沿革　物價を調節し低廉なる日用品を府內住民に供給するために設立せり。

組織　壽町公設市場に同じ。

事業　店舗數二十四戸にして大正十二年四月より大正十三年三月までの賣上高は十五萬一千五百五十圓五十一錢に達せり
本市場に於ては巡回市場を行はず其他壽町公設市場に同じ。

◎元山府公設市場

所在地　咸鏡南道元山府壽町一丁目七番地
設立　大正十二年二月二十一日
沿革　物價調節の趣旨に基き低廉なる日用品を供給して一般府民の生活安定を期するために設立せり。
組織　元山府の經營にして府尹之を管理し公設市場商人は府尹の指定したる商人にして販賣物品は公定相場により現金引換とし監督員を置きて監督せしむ。
維持　場屋、水道、電話、間燈、中央照明電燈を府に於て設備し電燈料金は府費を以て支辨し床張商品陳列棚其他の小造作及水道電話使用料金は市場指定商人に於て負擔す大正十三年度豫算七百六十四圓なり。
事業　開設以來日尚ほ淺きも一般小賣相場を牽制して低下せしめ府在民の市場利用者漸次增加す開

設以來大正十三年三月末に至る賣上高を上ぐれば左の如し。

月別＼年次	大正十二年	大正十三年
一月	—円	七、九三一円
二月	—	九、三七一
三月	一三、二八六	一〇、七〇三
四月	一三、七六六	
五月	一四、七六二	
六月	一二、九三九	
七月	一三、二五三	
八月	九、四三五	
九月	一一、七四五	
十月	八、〇二五	
十一月	九、三六二	
十二月	一六、六六二	
計	一二三、二三五	二八、〇〇五

◎清津府公設市場

所在地　咸鏡北道清津府敷島町

設立　大正十一年十二月

沿革　物價調節消費節約奬勵の目的に於て府營日用品の公設市場設置の切要なるを認め大正十一年十一月市場用家屋を建築し同年十二月開場せり。

組織　府の經營管理に屬す。

維持　店舖一戸に付月額七圓以內の使用料を徵し市場に關する調査費建物保存費其の他所要經費に充當することゝせり。

事業　市場店舖十五戸にして使用者は出願者中最も確實にして信用ある營業者を府に於て充分調査選定の上認可し公定賣價を以て販賣せしめ係吏員を置きて之か取締を爲し市價の秩序を保ち其の效果を擧ぐるに努めつゝあり實施後日淺しと雖も成績良好にして每月相當の賣揚あり大正十三年二月中の成績を示せば左の如し。

品目	賣揚金額	品目	賣揚金額
小間物類	二〇八円	野菜類	三二九円
生魚類	一、五一八	豆腐及生魚類	三五七

乾物荒物類	五〇	生肉類	五一二
乾魚及雜貨	三八九	陶磁器類	二九四
酒醤油類	三三三	水産製造品類	五五四
金物類	三一〇	履物類	三〇
菓子類	三九二	漬物類	一四五
穀類	三、六三二	合計	九、〇五三

第五項　公設浴場、公設理髪場及公設洗濯場

◎仁川府公同洗濯場

所在地　仁川府龍岡町一番地

設立　大正十一年四月一日

沿革　府民の洗濯上の便宜と衛生上の必要よりして在來井戸を利用して本施設を設けたるものなり。

組織及維持　仁川府の管理に屬し府費を以て維持す。

事業　在來井戸を利用し之を中心として七十五坪の水溜を拵へ其の周圍に長さ二尺、幅一尺五寸、厚さ六寸の洗濯石十五箇を置き一時に十五名を入れ得る設備を爲しゐるが盛に朝鮮婦人間に

利用されつゝあり。

◎群山府公設浴場

所在地　全羅北道群山府榮町

設立　大正十二年一月二十九日

沿革　始め群山府に於て經費三千八百圓を以て木造瓦葺平屋(建坪二十六坪)を建設し傭人二名を常置し入浴料大人三錢小人二錢を徵收し直營せしが其の後設備の完成と共に浴客漸く增加し自足し得るに至れるを以て大正十三年度より府內湯屋組合をして從來の料金にて經營せしむるに至れり。

組織及維持　湯屋組合の管理に屬し入浴料金を以て維持す。

事業　位置の關係上比較的朝鮮人勞働者間に利用多く大正十二年度の成績左の如し。

入浴者數			一日平均入浴者
內地人	朝鮮人	計	
二七、七九二人	三九、七九七人	六七、五八九人	一八五人

◎群山府公設理髪場

所在地　全羅北道群山府榮町

設立　大正十二年一月二十九日

組織及維持　群山府公設浴場に附設し府内理髪營業組合に於て人選せる從業者に對し建物を無料使用せしめ水道料及營業税を免じ府の指定せる料金にて營業せしむ。

事業　内鮮人間の顧客甚だ多く從業者三名にて忙殺されつゝあり。

大正十二年度事業狀況及理髪料金左の如し。

事業狀況

理髪人員	一日平均	收入額	支出額
一六、八〇七人	四六人	四、二七八・四〇円	三、〇三六・〇七円

料金表

ハイカラ刈	丸刈	顔剃	小供丸刈
三五銭	二〇銭	一五銭	一〇銭

◎群山府公設洗濯場

所在地　全羅北道群山府明治町通錦町大井洞

設立　大正十年七月

沿革　在來存したる四箇所の井戸に對し府に於て經費三百圓を投じて置石を据ゑ周圍は「セメント」の叩にし洗濯場を設置し更に大正十一年九月經費三百二十餘圓を投じて模範的洗濯場を新設せり。

組織　群山府廳の管理に屬す。

維持　府費を以て經營す。

事業　從來府內に適當なる洗濯場なかりしを以て公設洗濯場の設置は朝鮮人婦女子間の歡迎する所となり盛に利用せられつゝあり。

◎木浦府公設洗濯場

所在地　全羅南道木浦府

設立　大正十二年三月

沿革　從來府內に洗濯所の設備なく汚水溜又は水道栓等にて洗濯するの狀態にて衛生上より見るも將た水道濫用の弊を矯むる上より見るも其の洗濯場の設置は必要缺くへからざる社會的施設と認めたるを以て大正十一年度に於て經費千百七十餘圓を投じ二箇所を設置せり。

組織　木浦府廳の管理に屬す。

維持　府費を以て經營す。

事業　開設以來朝鮮人婦女子間に盛に利用せられつゝあり。

◎大邱府公設洗濯場

所在地　慶尙北道大邱府內市場北通(府有地)德山町(民有地)二箇所に在り

設立　大正十年三月(府內市場北通洗濯場)
大正十二年三月(府內德山町洗濯場)

沿革　大邱府內市街地整理の結果從來鮮人間に於て洗濯場所として使用しつゝありし箇所は多く溝渠に變じ鮮人側の不便少なからざると又從來の如く汚水溜にて洗濯するは極めて不衛生的なれば府の社會的施設として鮮人住民の多き方面に公設洗濯場を設置せしに使用者遠近より來集し成績良好なるを以て大正十一年度更に一箇所を増設せしものなり。

組織　何れも府の直營にして府費を以て經理す常に監理人(副業的)一名宛を配置し朝夕の清掃其他

取締に從事せしむ。

維持　府費を以て經營す大正十三年度豫算左の如し

總額	九〇〇圓	
監視人手當	二八八圓	月額十二圓二人
修繕費	八〇圓	
敷地賃借費	六〇圓	
直結ポンプ電氣使用料	四三二圓	
雜費	四〇圓	
臨時費	一、九〇二圓	市場北通洗濯場改築費
洗濯場改築費	三七一圓〇二	
井戶堀鑿費	七三〇圓六〇	
ポンプモーター据付費	六〇〇圓〇〇	
高壓電氣取付費	一〇〇圓〇〇	
ポンプ小屋建築費	一〇〇圓〇〇	

事業　市場北通に最初設置せしものは長十三間幅二間のコンクリート製にして用水は水道の外河流

を引き込み利用せしも設計不完全にして用水の疏通良好ならず汚水停滞の欠點あるに鑑み德山町に增設せしものは設計に注意を拂ひ用水は電氣モーターを利用して井水を汲み上げたへず淸水を供給する設計となしたれば水量豐富淸潔にして洗濯場として理想的設計なり大正十三年度に於て約二千圓を投じ市場北通の分を此設計に倣ひ改築の筈なり。

◎東萊面公衆浴場（溫泉）

所在地　慶尙南道東萊郡東萊面溫泉里

設立　大正十一年十月二十七日

沿革　從來の浴場は釜山領事館時代朝鮮式建築物に多少の改造を加へたるに過ぎざるものにて之を個人に貸與し請負經營を爲さしめしが大正十一年十月二十七日より面經營に移し道地方費より補助金三千圓及面費九千餘圓計一萬二千餘圓を投じて新築せり。

組織　面營にして指定番人一人を置き管理せしむ。

維持　普通入浴料一人一回二錢貸切場一個所五時間の使用料平均二十錢を徵收し此等の收入を以て維持經營の資とす。

事業　大正十一年十月二十七日面營に移管してより入浴者頓に加り一日平均三百餘人にして利用狀

況良好なり。

◎南滿洲鐵道株式會社公益浴場（溫泉）

所在地　慶尙南道東萊郡東萊面溫泉里

設立　大正十年九月一日

沿革　元釜山瓦斯電氣株式會社の所有なりしも大正十一年九月南滿洲鐵道株式會社に於て之を買收したるものにして設備の完成に努めつヽあり。

組織　南滿洲鐵道株式會社の直營とす。

維持　入浴料を以て維持經營す。

事業　開設以來施設の完備と共に漸次浴客增加し大正十二年中入浴客數十萬七百十人に達し一日平均二百八十九人を算せり。

◎馬山府共同洗濯場

所在地　慶尙南道馬山府上南洞（城南川畔）

設立　大正十二年三月二十五日

沿革　馬山府は元來水利惡しく洗濯用水として適當の場所なく殊に舊馬山方面に於ては僅に城南川の細流により用を便し居たりしも夏冬期には河水涸渇すること屢々にして不便尠からず依て大正十一年度地方費補助を受け當洗濯場を設置するに到れり。

組織　府經營。

維持　府費を以て維持す。

事業　府內（舊馬山）を東西に貫流する城南川北岸に貯水池を堀鑿し土管を通じ六十間の地點に導水し盤石を据え周圍を「セメント」叩にしたる洗濯場に放水せしむる裝置として洗濯に便せるため遠近を問はず蝟集するの狀況なり。

◎晉州面共同洗濯場

所在地　慶尙南道晉州郡晉州面

設立　大正十三年三月三十一日

沿革　一定の場所に於て洗濯せしむる目的を以て經費千七百八十餘圓を投じ玉峰里及上鳳里の二箇所に設置す。

組織　面直營。

維　持　一般面費により維持す。
事　業　開設後日淺く一般に周知せられざるを以て利用者比較的少く兩者を合し一日平均百四、五十人位なり。

◎統營面共同洗濯場

所在地　慶尚南道統營郡統營面
設　立　大正十三年三月十一日
沿　革　當港には從來適當の洗濯場所なく鮮人婦女子は下水溝にて用便し居りしを以て衞生且風致上好ましからざりしため大正十三年二月經費千二百圓を投じて工を起し大和町、朝日町の二箇所に何れも百二十餘坪の洗濯場を新設したり。
組　織　面經營にして監理人一名を配置し取締に從事せしむ。
維　持　面費を以て維持す。
事　業　一般婦女子間の歡迎を受け利用者一日平均百五十人を下らす。

◎蓮井面公益浴場　（温泉）

所在地　黄海道松禾郡蓮井面温水里百六十三番地

設立及沿革　距今三百七十年前温泉を發見し其の後數年間洗濯場として使用し來りしが洞民井を穿ち茅屋を造りて沐浴場と爲したり爾來浴場附近に住宅を建設するものあり隨て隣郡各附近より集る浴客も漸次増加したるを以て附近より寄附金を募集し瓦葺の浴場を建設し今日に及びたり。

組織　從來は浴場は洞民の共同監理なりしが目下浴場改築の必要に迫られ之を組合組織とし資金を借入れ改築の計畫中なり。

維持　從前は温税と稱し入浴料を徴したるも浴場の修繕等を爲すに過ぎざりき組合組織後も借入金の償還に充つる爲入浴料を徴收するものとす。

事業　從來は殆ど自然の發達に委し特に社會的施設として見るに足るべきものなく設備不完全なりし爲附近隣郡の浴客を吸收するに過ぎざりしが本年中には改築工事も落成すべき豫定なるを以て相當其の效果を見るを得べしと信ず。

◎平壤府公設浴場

所在地　平安南道平壤府鷄里百三十六番地

設立　大正十年一月十日

沿革　一般市内の入浴料は當時大人一人八錢朝鮮人經營のものにありては一人九錢にして一般下層生活を營むものにありては入浴を爲すもの極めて少數なる狀況なりしなり府に於ては一般衛生上の觀念を向上せしむる目的を以て公設浴場を設置し入浴料は大人四錢子供二錢とし大正十年一月十五日より開場せり

組織　平壤府廳の管理に屬す。

維持　府費を以て維持經營す大正十三年度豫算四千三圓

事業　開設以來の事業成績左の如し。

年次	入浴人員	入浴料金
大正十年	一二五、三三二人	四、二〇五・九二円
同十一年	一二一、七七〇	四、二八〇・一七
同十二年	八〇、三二五	三、三七一・七五

◎平壤府公設浴場附設理髮所

所在地　平安南道平壤府鷄里百三十六番地

設立　大正十年六月二日

沿革　曩に公設浴場設置せらるゝやこれと相關聯して理髮所設置の必要を認め公設浴場に附設するに至れり。

組織　平壤府廳の管理に屬す府に於ては指定理髮人を置き若干の器具機械を貸付し從事せしむ。

維持　府費を以て維持經營す而も理髮に依る收入は理髮人の收入とし雇人料其他備品消耗品等は理髮人の自辨とす。

事業　理髮所の成績は公設浴場と相待ち共に良好にして開始以來の理髮人員及料金左の如し。

年次	理髮人員 大人	理髮人員 子供	理髮人員 計	理髮料金
大正十年	六、〇四八人	二、〇一六人	八、〇六四人	一、六五三・一〇円
大正十一年	一一、二四九	三、三九四	一四、五四三	二、八八二・九二
大正十二年	一三、二七八	四、二九五	一七、五七三	三、一〇三・〇〇

計　四千五百三十六圓二錢

◎中和面公益浴場

所在地　平安南道中和郡中和面樂民里

設立 沿革及事業

大正十年十二月七日

中和邑内は戸數六百有餘人口三千餘人を有する大市場なるに從來浴場の設置なく邑民は常に之が設置を希望せしも湯屋營業に經驗を有する者なかりし爲容易に經營を企てず懸案に附せられ居たりしが逐年向上し來りたる衞生思想は遂に浴場設置の緊急なるを叫ぶに至り邑民全般の欲望となり一部に於ては面營を建議する者すら出づるに至れり面は正當なる時世の要求に應ずる爲之が設置を企圖せむとしたるも面營は面制の許さゞる所なるを以て個人經營者を勸誘し適當なる希望者を得たるも浴場建設當初の費用多額を要するを以て獨力起業の困難なる事情を訴へ最初の建設費に對し一部の補助を願出たり因て面は精査の結果補助の必要を認め其の筋の認可を得條件を附し金七百圓を補助し浴場を建設せしめ大正十年十二月七日開業現に繼續中に在り而して今之が設置内容を示せば左の如し。

中和面補助浴場設備概要

一　所在　中和郡中和面樂民里
二　敷地面積　二百五十坪
三　建物の構造　日本式木造瓦葺平家建
四　建物總坪數　三十五坪

內譯
浴場　十六坪（男の部八坪／女の部八坪）
焚場　六坪
經營者住宅　十三坪

五　建築費　二千五百圓

內譯
面費補助額　金七百圓
經營者投資額　金千八百圓

六　經營者住所氏名　中和郡中和面樂民里　加藤小作
七　大正十二年度入浴人員並料金　一萬九千八百九十八人　八百四十一圓五十錢
八　大正十二年度經費　四百五十一圓三十五錢

◎新義州府公設共同洗濯場

所在地　平安北道新義州府老松町
設立　大正十年六月二十日

沿革 朝鮮に於ては今仍概ね白衣を用ふるが故に朝鮮婦人の家庭用務の一半は洗濯のために費すの風あり河川池沼に近きものは往きて之を爲す者あるも然らざる者にありては不潔なる水溜或は細流の汚水等にて洗濯を行ひ衞生及風紀上より見て改善を要するものあるを以て新義州府に於ては工費千二百餘圓を投じ約三十人を收容し得べき洗濯場を設け朝鮮婦人の洗濯の爲に之を開放し以て一般朝鮮人間に於ける生活改善の一助と爲したり。

組織 新義州府の管理に屬す。

維持 府費を以て維持經營す。

事業 日に二百餘名の利用者あり。

◎義州面公設浴場

所在地 平安北道義州郡義州面南門洞

設立 大正十二年六月一日

沿革 義州面は人口一萬を有するに浴場の經營僅に一個所に止まり公衆の不便尠からざりしを以て大正十二年面營として之を設立するに至れり。

組織 義州面の直營にして朝鮮人三名を定傭し從事せしむ。

維持　面費支辨大正十三年度豫算二千三百七十一圓。

事業　特に朝鮮人部落に設置せるを以て入浴者は概ね朝鮮人なり。

開設以來十三年三月末日迄に於ける成績左の如し。

區別	人員	料金	備考
大人	三、八三八人	一、五九一・九〇円	大人五錢
小人	七、一〇四	二一三・一二	小人三錢
女髮洗	一七四	一二・一八	髮洗七錢

◎義州面共同洗濯場

所在地　平安北道義州郡義州面南門洞

設立　大正十三年　月　日

沿革　本面は河川に遠くして洗濯に適當なる流水なく一般面民は下水又は汲水を以て洗濯をなすと雖も汚染容易に脫離せず且つ衞生上觀過すべからざるを以て義州公設浴場に接近せる場所を選び工費千三百圓を投じ新設せるものなり。

組織　面營。

維持　面費により維持す。

事業　未だ開設するに至らず。

◎江陵公設浴場

所在地　江原道江陵郡江陵面本町

設立　大正十二年三月十七日

沿革　個人經營のものを買收して修理を加へ設備を完全にす。

組織　面經營。

維持　修繕費及買收費として地方費より千五百圓の補助を受け其の他は面費にて經營す而して大正十二年度は千五百六十圓を支出して設備を完全にし爾後之か經營を個人に委託し使用料金年百五十圓を徵し面監督の下に經營す。

事業　大正十二年四月より開業し大人六錢小人三錢を徵し月々相當の利益を得且つ一般の利便多く成績良好なり。

◎元山府共同洗濯場

所在地　咸鏡南道元山府南山洞
設立　大正十二年八月六日
沿革　不潔なる水溜或は溝水等にて洗濯するの惡弊を一掃し且つ生活改善の一助たらしめむがため設置せるものなり。
組織　元山府の管理に屬す。
維持　府費を以て維持す。
事業　府內一圓に洗濯槽二十個を配置し水道栓を備へて洗濯に便せるを以て一般婦女子間の利用多く一槽に付一日百二、三十名を下らず。

第六項　簡易食堂

◎大邱府公設市場附設簡易食堂

所在地　慶尙北道大邱府東門町十三番地の一
設立　大正九年九月一日
沿革　中流以下の府住民に簡易に食事を供給し生活の便に資せむがため開始せり。
組織　大邱公設市場內に附設經營す。

事業　規模小なること府の東部に編在する不便とにより一部の需用に應ずるに過ぎず。

◎釜山府人事相談職業紹介所附設共同食堂

所在地　慶尙南道釜山府寶水町一丁目一三二番地

設立　大正十二年十一月二十五日

沿革　職業紹介の附帶事業として失職者下級勞働者の便益を計らんがため釜山府人事相談職業紹介所に附設せるものなり。

組織　釜山府直營。

維持　一般府費を以て維持經營す。

事業　開設後日淺しと雖時宜に的し利用者多く殊に其の食代(朝食十三錢晝、晩食各十五錢)低廉なるを以て勞働者間に歡迎せられ一日平均七、八十人の攝食者あり。

開設以來の成績表左の如し

年月	回數	金額	備考
大正十二年十一月	一五三	円 三一・四六〇	二十五日より開始
同　十二月	二、五三三	三六七・八八〇	

大正十三年　一　月	二、〇九五	三〇三・二九〇
同　　　　二　月	二、二三四	三三一・四六〇

共同食堂使用條例

第一條　共同食堂及附屬備品ハ府尹ノ指定シタル營業人ニ無料使用ヲ許可ス

第二條　使用ノ期間ハ一箇年以內トシ事宜ニ依リ更新スルコトヲ得

第三條　使用中ノ電燈料水道使用料其他營業ニ要スル費用ハ使用者ノ負擔トス

第四條　營業人ハ府尹ノ許可ヲ受ケ飮食物ノ價格ヲ定ムヘシ之ヲ變更セムトスルトキ亦同シ

第五條　使用中許可ノ條件ニ違反シ又ハ府尹ニ於テ營業人ヲ不適當ト認メタルトキハ使用ノ許可ヲ取消スコトヲ得

第六條　使用中建物及備品ヲ毀損若クハ亡失シタルトキハ辨償ヲ爲サシムルコトアルヘシ

附　則（省略）

◎新義州府公設職業紹介所附設簡易食堂

所在地　平安北道新義州府老松町

設　立　大正十年六月二十日

沿革　中流以下の各階級に一回十錢内外にて食事を供給する目的を以て開設せり。

組織　公設職業紹介所内に附設し一定條件の下に營業人に無料貸付し職業紹介所員をして之を監督せしむ。

維持　府費を以て維持す。

事業　米飯一食十二錢粟飯一食八錢を徴し給食しつゝあるが大正十二年中の成績左の如し。

區別	喫食者實數			同上延人數		
	男	女	計	男	女	計
内地人	二四	—	二四	二一六	—	二一六
朝鮮人	一、〇九〇	一二	一、一〇二	六、五四〇	三六	六、五七六
支那人	一二	—	一二	一八	—	一八
計	一、一二六	一二	一、一三八	六、七七四	三六	六、八一〇

◎元山府簡易食堂

所在地　咸鏡南道元山府海岸通一丁目二番地

設立　大正十二年十月二十七日

沿革　中流以下の府住民に簡易に食事を供給し生活に便せむが爲設置せるものなり。

組織　府及元山勞働會の共營にして府尹之を管理し主任(一名)以下五名專ら從事す。

維持　府費及勞働會よりの出資により維持す。

事業　主として温飯を供給しつゝあるが其の價格一鉢十錢なるを以て勞働者間に歡迎せられ一日の入堂人員平均二百七十名なり。

第七項　公益質屋

◎全州公益質屋

所在地　全羅北道全州郡全州面大正町三丁目

設立　大正九年十月十五日

組織及維持　道地方費臨時恩賜金三千圓を無利子を以て經營者に貸付け營業者は此の資金及自己の出資を以て營業し道の指定する條件に隨ひ其の貸出に關する制限は一人に付貸付限度十圓以内利率一個月四分以内流質期限三箇月以上とす。

指定經營者　李駿象

事業　主として中流以下の階級に利用せられつゝあり。

大正十二年度に於ける成績左の如し。

入質		受質		流質		入質ニ對スル流質歩合	
件數	金額	件數	金額	件數	金額	件數	金額
九、六六〇	一八、四八七・五一〇円	二、九二四	一〇、二五九・三三〇円	四五七	一、四〇三・八〇〇円	・〇四六	・〇七[illegible]

◎群山府公益質屋

所在地　全羅北道群山府明治町通五十一番地

設立　大正九年十二月二十一日

組織及維持　道地方費臨時恩賜金四千圓を無利息にて經營者に貸付け經營者はこの資金及自己の出資を以て營業し道の指定する條件に隨て經營するものとす而して其制限は全州公益質屋と同一なり。

指定經營者　茶野粂次郎

事業　中流以下の階級に利用せられ相當の成績を收めつゝあり。
大正十二年度に於ける成績

入質		受質		流質		入質ニ對スル流質歩合	
件數	金額	件數	金額	件數	金額	件數	金額
八、〇七三	一八、五七二・五〇〇円	三、七九八	一一、三〇四・七六〇円	四八七	八五八・五五〇円	・〇六〇	・〇四六円

◎光州公益質屋

所在地　全羅南道光州郡光州面錦町四十一番地

設立　大正十一年九月

沿革　下級生活者の爲め低利資金の融通に便せむがため大正十一年度地方費より其の資金として五千圓を貸付し光州郡光州面錦町朱賀永をして之を經營せしむることゝし大正十一年九月十三日業務を開始せり。

組織　道地方費より資金五千圓を前記朱賀永に三箇年間の期限を以て無利息にて貸付し相當條件の下に之を經營せしむるものとす
而して其の貸出資金は一口二十圓以下とし利子は所在地に於ける一般質屋業者の定むる利率の半額以下流質期限は六箇月（普通質屋は三箇月）とし以て下級生活者の生活安定の一助たらしめむとす。

維持　經營に要する費用は一切業務者の負擔とす。

事業　業務開始以來細民は低利資金の融通に少なからず利便を得つゝあり今業務開始以來十三年三月末日迄の成績を見るに貸出件數二千五百四十三件貸出金額一萬七千六十二圓餘回收件數千九百五十二件回收金額一萬二千八百四十二圓餘現在貸出件數五百九十件貸出金額四千二百二十圓とし此の間利子收入千三百三十四圓とす。

第八項　公設住宅　（營利を目的とせざる私營住宅を含む）

◎京城府漢江通公設住宅

所在地　京城府漢江通三番地

設立　大正十年八月十四日

沿革　大正九年以來中流以下の市民は住宅難に伴ふ家賃昂騰の爲に生活に支障を及ぼし中には改築又は地上權等の關係上家主より明渡の要求に遇ひ又市區改正學校建築に依り毀され其の住居に苦しみ或は全家族下宿を爲し或は知人の家に同居し其の困窮絕頂に達し悲慘なる狀態を呈せり是の狀況に乘じ不正家主或は思惑者に於ては此機會に暴利を得んが爲新に貸家を建築して一疊に對し二圓五十錢乃至三圓の高率なる家賃を徵し借家人の不利益は甚しき狀態をす呈

るに至れり依て京城府に於ては住宅難を緩和し以て一般府民の生活の安定を得せしめんが爲め特に困難を感じつゝある中流以下の爲に大正十年八月十四日漢江通に三十六戸三坂通に四戸の家屋を新築したり入宅申込者多數にして其の選定に困難を感じたる結果一定の入宅資格標準に基き直ちに入宅せしめたり爾來府民一般に歡迎され空家を生じたることなく現在に至れり。

維持　府費を以て維持す大正十三年度に於ける住宅經營費は各地の住宅を併せ三千百二十圓なり。

◎京城府蓬萊町公設小住宅

所在地　京城府蓬萊町四丁目百四十八番地

設立　大正十年十月二十五日

沿革　住宅不足により困難せる一般朝鮮人勞働者の爲に建設したるものにして大正十年十月竣工二十八戸あり本住宅は溫突式にして朝鮮人の居住に便ならしめ尙長屋内の衞生入退者及び破損箇所の報告等一般の管理を爲すために管理人一人を常置す本長屋完成と同時に入宅希望者多數にして非常に歡迎せられ現在に至るも空家を生じたることなく良成績を收め府內の住宅難を幾分たりとも緩和しつゝある狀況にあり。

維　持　府費を以て維持經營す。

◎京城府黃金町公設小住宅

所在地　京城府黃金町六丁目

設　立　大正十年十二月二十四日

沿　革　住宅不足により困難せる一般朝鮮人勞働者の爲に大正十年十月六十戶を建築せり本住宅は溫突式にして朝鮮人の便宜に供し尙長屋內の衞生入退及び破損箇所の報告等一般の管理を爲すために管理人二人を常置して居住の便宜を圖りつゝあり本長屋完成と同時に入宅希望者多數にして非常に歡迎せられ現在に至るも空家を生じたることなく良成績を收め府內の住宅難を幾分たりとも緩和しつゝある狀況にあり。

維　持　府費を以て維持す。

◎京城府橋北洞勞働住宅　（私設）

所在地　京城府橋北洞四番地の一

設　立　大正十一年十二月二十三日

沿革　本會は京城に於ける住宅難の爲めに路頭に迷へる貧窮者を救濟する目的を以て大正十年四月中侯爵朴泳孝、金周容、金宗漢等の主唱に依りて設立せられたるものにして大正十一年十月二十三日組織を變更して財團法人保隣會と改稱し從來の住宅難救濟の外隣保事業及兒童保護事業をも經營することゝ爲せり。

組織　財團法人にして役員は理事五名、監事三名、理事長朴泳孝、理事李覺鍾、金一善、金敎聲、徐光前、監事劉文煥、金漢睦、洪斗憙。

維持　篤志家の寄附、會員醵出金並住宅よりの收入を以て維持經營す。

事業　京城府橋北洞四番地の一に敷地一千百十六坪を得大正十一年八月朝鮮建瓦葺百六十二間內住宅七十五戶（一戶二間）及附屬舍十二間を建設し之に事情最も窮迫せる貧困者を收容せり。

◎公州公設住宅

所在地　忠淸南道公州郡公州面錦町

設立　大正十一年十一月二十五日

沿革　住宅難緩和のため建設したるものにして特に沿革として記述すべき事項なし。

組織　公州面の管理に屬す。

維持　建築資金五萬圓は之を殖産銀行公州支店より十五箇年賦償還年利八分五厘にて借入れ家賃收入を以て償却し管理費亦該收入を以て支辨するものとす。

事業　開設の當初は水道其他の設備整はざりし爲空家若干を存したるも大正十二年九月家賃値下と共に諸設備整ひたるを以て普く利用さるゝに至れり。

棟數及居住者戸口左の如し

類別／區分	棟數、戸數	家賃定額	居住者 戸數	居住者 人口
甲	二　二	二六円	二戸	七人
乙	六　一三	一八	一一	七〇
丙	三　六	一五	五	一二

◎木浦府公設住宅

所在地　全羅南道木浦府京町二丁目五番地

設立　大正十三年三月

沿革　土地の發展に伴ひ人口の増加と共に住宅難の聲起れるを以て之か緩和を圖り一面家賃の調節

を計らむかため之か經營を爲すに至れり。

維持 府費を以て維持經營す。

事業 大正十二年度府費六千二十圓及地方費補助三千圓計九千二十圓を以て(甲)十四坪五合建四戸(乙)十二坪五合建二戸を建築せり家賃は甲十五圓、乙十二圓なり。

◎大邱府公設住宅

所在地 慶尙北道大邱府南旭町(瓦葺内地式六戸一戸當十四坪半) 家賃一箇月二十一圓

同 同 (同 一二戸一戸當十二坪半) 家賃一箇月十八圓

同 東雲町(同 同) 同

同 達城町(温突式二〇戸一戸當九坪七合) 家賃一箇月七圓

設立 大正十一年三月三十一日

沿革 大邱府に於ては近年人口膨脹の結果住宅缺乏し家賃の昂騰甚しきより之が緩和策として大正十年道地方費補助一萬圓殖産銀行より十五個年賦借入金四萬圓合計五萬圓を以て住宅五十戸(内地人向三十戸朝鮮人向二十戸)を建設せしものなり。

組織 大邱府直營にして專任事務員一名を置き管理せしむ。

維持　殖産銀行に對する年賦償却金及其他の經費は家賃收入及府費より支辨す大正十三年度に於ける家賃收入豫算は七千二百五十八圓にして年賦償却金額は元利合計四千六百二十六圓四十錢なり尙十三年度社會事業費中府營住宅費豫算左の如し。

總額	三、四三二圓六九錢	
管理事務員給	六六〇圓	一名月額五五圓
慰勞金	六六圓	
敷地賃借賃	一、一三五圓八九錢	
修繕費	一、五六九圓八〇錢	疊表替井戶其他修繕

事業　內地式住宅三十戶は開設以來空家を生じたる事なきも溫突式二十戶は位置偏在せるため居住者常に移動あり。

◎海州公設住宅

所在地　黃海道海州郡海州面上町

設立　大正十一年十二月十六日

沿革　海州面邑內に於ては近時住宅の拂底甚だしく爲に困難を感ずる向尠からず延て敎育產業に影

響し且つ邑內の發展を阻止するの虞なしとせず面當局は之に鑑み住宅建設の急務なるを認め大正十年度經費二萬四千三百圓（內七千五百圓地方費補助、一萬六千八百圓起債）を以て建築計畫を以て認可を經て大正十一年十二月建設を了せり其の棟數甲號三棟（一棟建坪三十一坪）六戸乙號七棟（一棟建坪二十二坪）十四戸なり。

組織 海州面の經營に屬す。

維持 甲號一戸月額十八圓乙號月額十二圓の家賃を徵收し之を以て維持す。

事業 設置以來殆んど空家を生じたることなく常に多數の申込者あり家賃に於ても延滯するものなく成績良好にして幾分住宅の緩和をなし得たるを信ず。

大正十三年度豫算

收入の部

三、一七四圓	基本財產收入

支出の部

八〇〇圓	修繕費
一二五圓	保險料
七三圓	家屋稅

四〇圓　借地料
二、〇〇三圓　借入金費
計　三、〇四一圓

◎淸津府公設住宅

所在地　咸鏡北道淸津府壽町及府及府内各所に散在
設立　大正十一年十一月
沿革　土地の發展に伴ひ人口激增の結果住宅の拂底を來したれば之が救濟の必要を認め府債を起し府營住宅を經營するに至れり。
組織　起債額七萬圓は年々貸家料收入に依りて二十箇年間に償還するの計劃にして既設の住宅は全部需用せられ貸家料の收入確實にして經營上困難を感ずることなし。
維持　貸家料を徵し維持經營す。
事業　現在四十七棟九十戶を有し五種に區分す甲七棟七戶家賃定額二十五圓、乙十二棟十二戶同二十圓、丙五棟五戶同十三圓、丁十八棟三十六戶同十二圓、戊五棟三十戶同五圓にして開始以來空家を生じたることなく利用狀況良好なり。

第九項　宿　泊　救　護

◎和光敎園勞働宿泊部

所在地　京城府鍾路三丁目二十七番地

設立　大正九年十二月二十五日

沿革　本宿泊部は大正九年十二月鍾路三丁目二十七番地に開設したるものにして勞働者の保護を目的として施設し最初は宿泊人少かりしも日を重ぬるに隨ひ增加し同十年二、三月頃より滿員に達せるも尙申込者多く一方警察側よりの依賴も多數にして建物の狹き爲其の收容に支障を感ずるに至れり故に大正十一年二月定員五十名の收容力を九十名收容すべく增築をなし其の要求に應ずる樣施設せるも之亦漸次增加して直ちに滿員の盛況を呈せり。

組織　個人經營　管理者　荻　野　順　導。

維持　宿泊料を基礎とし其の他篤志者の寄附金及國庫補助並に地方費の補助を以て維持經營す。

事業　宿泊人員每夜百人內外にして常任事務員二名を置き一夜五錢宛宿泊料を徵して勞働者を宿泊せしむ所內に浴場、理髮所等を附設して無料使用せしめ尙慰安を與ふる爲時々活動寫眞會、蓄音機會等を催すと共に修身訓話を爲し宿泊人の修養を圖りつゝあり。

◎仁川府公設共同宿泊所

所在地　京畿道仁川府栗木里五十八番地

設立　大正九年八月五日

沿革　大正九年八月五日舊仁川面會議所建物を府制實施と共に府に於て引繼き之を利用し細民の共同宿泊を爲さしむる目的を以て事業を開始し以て今日に及ぶ。

組織　公設にして仁川府廳の管理する所なり。

維持　府費を以て維持經營す。

事業　本宿泊所は朝鮮式建物にして五十名の收容力を有す事務員及小使並に賄人各一名を置き宿泊料一泊五錢食費一食十三錢を徵して細民を宿泊せしめつゝあるが一日平均宿泊數二十一名なり。

◎釜山勞働共濟會

（本章第十項職業紹介の項に收錄す）

◎平壤府公設宿泊所

所在地　平安南道平壤府鷄里百三十六番地

設立　大正十一年五月一日

組織及維持　府の經營にして府費を以て維持す大正十三年度豫算千五百三十五圓。

事業　本宿泊所は木造瓦葺平家建にして宿泊室、事務室、宿直室、賄人室等何れも溫突室とせり炊事場、便所、廊下等を合せ建坪總數六十一坪半にして宿泊定員は六十名なり宿泊所には指定賄人を置き宿泊人の賄を請負はしむ現在の宿泊料は一人一泊四錢にして賄料は一食八錢とす宿泊所內には職業紹介所人事相談所を併置し宿泊人其他一般の人事上又は職業紹介の相談に應ずることゝせり

開設以來に於ける事業成績左の如し

自大正十一年五月一日
至大正十一年十二月末日 宿泊人員一千七百二十七人宿泊料八十五圓三十一錢

自大正十二年一月一日
至同年十二月末日 宿泊人員七千百七十九人宿泊料二百八十六圓十六錢。

◎新義州府公設共同宿泊所

所在地　平安北道新義州府老松町五番地

設立　大正十年六月二十日

沿革　低廉なる料金にて宿泊せしむる目的を以て大正九年起工經費七千七百餘圓投じ新設せるものなり。

組織　新義州府の經營。

維持　宿泊料、地方費補助及府費を以て支辨し每年三百圓內外の經費を要す。

事業　寢室四間を有し一室約十人を收容し得一泊三錢の料金を徵し窮迫せる勞働者を宿泊せしめつゝあるが設立以來少きは七、八人多き時は五十名に及びたることあり。

大正十二年中事業成績左の如し

區別	宿泊者實數 男	宿泊者實數 女	宿泊者實數 計	同上延人數 男	同上延人數 女	同上延人數 計
內地人	一四人	—人	一四人	二一四人	—人	二一四人
朝鮮人	八七三	二	八八三	六、四二〇	三四	六、四五四
支那人	一二	—	一二	一七	—	一七
計	八九九	二	九一〇	六、六五一	三四	六、六八五

第十項　職業紹介

◎京城府人事相談所內職業紹介所

（第三防貧事業の三京城府人事相談所に收錄す）

◎和光教園紹介部

（第三防貧事業の二和光教園に收錄す）

◎仁川府職業紹介所

所在地　京畿道仁川府栗木里五十八番地

設　立　大正九年八月五日

沿　革　失業者及無職者に職業を紹介する目的を以て仁川府共同宿泊所の附帶事業として開始せり。

組　織　仁川府の經營管理に屬す。

維　持　府費を以て維持經營す。

事　業　大正十二年中に於ける求職者百六十七名にして其の內就職せるもの百六名なり。

◎仁川基督敎青年會職業紹介所

所在地　仁川府山手町三丁目三番地

設　立　明治四十四年三月十五日

沿　革　求職者に對して無料紹介を爲す目的を以て設置せるものなり。

組織及維持　青年會の附屬事業にして淸田三郎の主管に屬す。

事業　大正十二年中に於ける求職者二百八十八名にして其の内就職せる者百九十五名あり。

◎社會奉仕會

所在地　慶尚北道大邱府東雲町四十九番地

設立　大正十一年一月

沿革　時局以來物價騰貴し其の後經濟界の變動ありたるも昂騰したる物價は容易に低落せず各種事業の縮少に伴ひ失業者續出する狀況に省み從來窮民救濟に努力しつゝありし大邱在住牧師上田義雄が大正十一年一月以來社會奉仕會を設立し職業紹介事業を經營し今日に及べり。

組織　牧師上田義雄が個人として自宅に於て事業に從事す。

維持　本紹介事務は上田義雄の自費を以て經營す。

事業　大正十二年中取扱ひたる件數左の如し

職業紹介取扱人員表

種別	職業別求職數					職業別就職數				
	官公吏	會社	商	農	計	官公吏	會社	商	農	計
內地人	二三	一	二	—	二六	九	四	二	—	一五
朝鮮人	五三	四八	—	—	一〇一	—	二八	六	—	三四
計	七六	四九	二	—	一二七	九	三二	八	—	四九

◎釜山府人事相談職業紹介所

所在地　慶尙南道釜山府寶水町一丁目一三二番地

設立　大正十二年八月四日

沿革　職業紹介、住宅紹介及一般人事の相談に應ずる目的を以て設立したるものにして大正十二年十一月二十五日共同食堂、同年十二月十四日無料代書部等を附設し今日に至れり。

組織　釜山府の經營にして專任府書記及事務員各一名を配置し事務を處理す。

維持　府費を以て維持經營す。

事業　別記の處務規程に基き事務を處理しつゝあるが開所以來左表の如き成績にて相互間の便益尠からず。

種別＼年月	大正十二年八月	同九月	同十月	同十一月	同十二月	大正十三年一月	同二月	計
求職數	一一三人	一三五人	一四八人	一五三人	八三人	八一人	一〇九人	八二三人
求人數	三四	三九	二〇	二六	一三	七	一四	一五三
紹介數	八七	一〇三	一一三	一三七	八三	八〇	一〇九	七二〇
就職數	四三	三九	五〇	五一	五〇	三三	四二	三〇八

一般人事相談件數	六	七	一	—	八	二	二	二六
代書取扱件數	—	—	—	—	一〇	一四	一〇	三四

釜山府人事相談職業紹介所處務規程

第一條　本所ハ内務課所屬トス

第二條　本所ニ書記一人事務員若干人ヲ置ク

第三條　書記ハ上司ノ命ヲ承ケ所務掌理シ所員ヲ指揮監督ス

第四條　本所職員ハ懇切ヲ旨トシ溫情ヲ以テ職務ニ從フヘシ

第五條　本所ノ職員ハ業務上知得シタル他人ノ身上ニ關スル事項ニ付テハ秘密ヲ嚴守スヘシ

第六條　書記ハ所内ノ管理及備品竝書類等保管ノ責ニ任ス

第七條　本所職員ハ執務時間外及休業日ト雖事務ノ都合ニ依リ執務スヘシ

附　則

本規程ハ釜山府人事相談職業紹介所規程ト同時ニ施行ス

釜山府人事相談職業紹介所規程

第一條　釜山府人事相談職業紹介所ヲ釜山府寶水町一丁目百三十二番地ノ三ニ置ク

第二條　本所ハ左ノ事項ヲ取扱フ

一、雇傭人紹介

一、勞働紹介

一、住宅紹介

一、婚姻、養子緣組、離婚、離緣、子女養育、各種ノ紛爭其ノ他一般人事ニ關スル相談

第三條　前條ノ紹介取扱ニ料金ヲ徵セス

第四條　本所ノ附帶事業トシテ共同食堂ヲ設置ス

第五條　共同食堂ノ定食料金ハ一食ニ付金十五錢以內ニ於テ別ニ之ヲ定ム

第六條　第二條ノ紹介ヲ受ケムトスル者若ハ相談ヲ爲サムトスル者ハ本人自ラ來所シテ申込ヲ爲シ其ノ登錄ヲ受ケラルヘシ但シ一般人事ニ關スル相談ニ在リテハ登錄ヲ受ケサルコトヲ得

第七條　求職登錄者ニシテ本所ノ紹介ニ依ラス就職シ若クハ求職申込條件ヲ變更シタルトキハ直ニ其ノ旨申出ラルヘシ

第八條　求職者ハ登錄ノ際本所係員ノ質問ニ對シテ誠實ナル答辯ヲ爲スコトヲ要ス若此ノ場合ニ於テ虛僞ノ申出アリト認ムルトキハ紹介ヲ拒絕スルコトアルヘシ

第九條　求職者ハ本所ヨリ戸籍謄本又ハ抄本、履歴書其ノ他必要ナル書類ノ提示ヲ求メタルトキハ遲滯ナク之ヲ差出サルヘシ
第十條　求職者ノ紹介ニハ本所ノ紹介狀ヲ交付シ本人ヲシテ之ヲ求人者ニ交付セシム
第十一條　求人者ハ口頭又ハ書面其ノ他便宜ノ方法ニ依リ其ノ住所、氏名、職業、電話番號、雇入ノ目的、男女別、希望、年齡、給料、勤務時間、保證人ノ要否、通勤住込ノ別、所要人員其ノ他必要ナル事項ヲ具シ申込マルヘシ
第十二條　求人申込者本所ノ紹介ニ依ラスシテ使用人ヲ雇入レ又ハ申込條件ヲ變更シタルトキハ直ニ其ノ旨申出ラルヘシ
第十三條　求人者第十條ノ紹介狀ヲ受ケタルトキハ之ニ採否ヲ記入シ本所ニ送達セラルヘシ
但シ電話申告ヲ妨ケス就職不調ニ終リタル求職者ハ再ヒ申込ヲ爲スコトヲ得
第十四條　求人及求職ノ申込有効期間ハ三十日トス但シ期間經過後ニ於テ尙申込ノ繼續ヲ爲サムトスルトキハ其ノ旨申出ラルヘシ
第十五條　住宅供給者ハ家屋ノ所在地、構造坪數、家賃其ノ他ノ條件ヲ具シ本所ニ申込マルヘシ
第十六條　本所ノ食堂ニ於テ食事ヲ爲サムトスルモノハ現金引換ニ食劵ヲ受ケラルヘシ
第十七條　本所ノ執務時間ハ每日午前八時ヨリ午後四時迄トス但シ食堂ニ付テハ午前七時ヨ

リ午後九時迄トス

前項ノ時間ハ時宜ニ依リ之ヲ伸縮スルコトアルヘシ

第十八條　本所ノ休業日ハ日曜日、大祭祝日及十二月二十九日ヨリ翌年一月三日迄トス但シ食堂ニ付テハ年中無休トス

第十九條　本規程施行上必要ナル事項ハ別ニ之ヲ定ム

附　則

本規程ハ告示ノ日ヨリ之ヲ施行ス

共同食堂使用條例

第一條　共同食堂及附屬備品ハ府尹ノ指定シタル營業人ニ無料使用ヲ許可ス

第二條　使用ノ期間ハ一箇年以内トシ事宜ニ依リ更新スルコトヲ得

第三條　使用中ノ電燈料、水道使用料其他營業ニ要スル費用ハ使用者ノ負擔トス

第四條　營業人ハ府尹ノ許可ヲ受ケ飮食物ノ價格ヲ定ムヘシ之ヲ變更セムトスルトキ亦同シ

第五條　使用中許可ノ條件ニ違反シ又ハ府尹ニ於テ營業人ヲ不適當ト認メタルトキハ使用ノ許可ヲ取消スコトヲ得

第六條　使用中建物及備品ヲ毀損若クハ亡失シタルトキハ辨償ヲ爲サシムルコトアルヘシ

附則（省略）

◎釜山勞働共濟會

所在地　慶尚南道釜山府西町四丁目六番地

設立　大正十二年五月七日

沿革　朝鮮人の内地へ渡航する者にして漫然期する所なくする者多く爲に容易に職を求められず終には糊口に窮し不良の徒となるものあるを以て之等の渡航前職業紹介を爲す目的を以て木村清經營に係る門司勞働共濟會と連繫を執り設立したるものなり。

組織　會員組織にして木村清之を管理す。

維持　會費、國庫補助金、一般寄附金、事業收入等を以て維持す。

事業　主として朝鮮人の內地渡航者に對し職業の紹介を爲すため共同宿泊、人事相談、簡易食堂等を設置し尚ほ鮮內に於ける一般人に對しても取扱をなす。

開設以來の成績左の如し。

種別	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	一月	二月	合計
共同宿泊者	三六八	八八一	六四六	四四八	三二八	二七五	一〇三	一一六	五一	二〇五	三、四二〇

給食回數	求人件數	求職申込件數	就職者數	勞役人數	職業紹介數	救濟件數	救濟金額	會員勞役收得金
一、一〇八	二五	三六八	一〇	一〇八	八九	一八	一二五・三〇円	七四・五〇
二、三六四	四八	八二一	三〇	二六一	一六七	二八	二〇三・五六円	二六八・八〇
一、六九四	四〇	六四六	一四	三六	一三	一八	一〇七・四三円	一三四・一〇
一、七五四	四〇	四七九	一三	一五八	—	三〇	五三・五一円	一七四・六〇
九三三	三一	四〇三	二六	二三五	一六五	一九	六六・五三円	三三三・九三
七四六	三九	三〇二	五一	一一〇	一一七	一七	一一〇・八四円	一〇三・八五
三六五	一七	一七三	一七	六六	三七	一六	三六・八七円	一二五・四〇
三二	二	一三九	二	七	三	—	—	二七三・三六
一四四	一六	八六	三八	—	五一	六	一九・三六円	—
二八四	三〇	一五六	七九	三九五	七九	一三	二六・八七円	六七・五〇
九、七〇四	二九七	三、六二三	二八八	一、四二六	八五八	一六五	七五〇・二七円	一、五四五・〇四

釜山勞働共濟會會則

第一章　名稱及目的

第一條　本會ハ釜山勞働共濟會ト稱ス

第二條　本會ハ內地渡航ノ朝鮮人勞働者及朝鮮渡航ノ內地人勞働者ノ爲其ノ方途ヲ指導シ同時ニ在鮮勞働者ノ勞働能率ノ增進ト生活ノ安定向上ヲ計リ兼テ又思想ノ善導ニ努メ會員ノ共濟ヲ爲スヲ目的トス

第二章　事務所及支部

第三條　本會ノ事務所ヲ釜山府ニ置ク
第四條　本會ハ必要ニ應シ支部若クハ出張所ヲ設ク

第三章　事　　務

第五條　本會ハ第二條ノ目的ヲ遂行スル爲左ノ事業ヲ行フ
一、職業紹介
門司勞働共濟會ト提携シテ廣ク內地ニ於ケル朝鮮人及朝鮮ニ於ケル內鮮人勞働者ノ爲職業ノ紹介ヲ爲ス
二、共同宿泊
宿泊ニ窮スル者ノ爲共同宿泊所ノ經營ヲ爲ス
三、會員集合所
會員就役待合ノ爲及娛樂修養竝會議ノ會場ニ充ツル爲會員ノ集合所ヲ設ク
四、簡易食堂
宿泊者竝ニ會員其ノ他一般ノ便ニ供スル爲之ヲ設ク
五、國語夜學會
日用語敎習ノ爲夜學會ヲ組織シ短期ノ課程ヲ授ク

六、救濟及扶助
會員ノ負傷疾病ニ對シ保護ノ方法ヲ講ス
七、人事相談
會員竝ニ一般公衆ノ爲人事ノ相談ニ應ス
八、附帶事業
本會ノ事業ヲ經營シ基礎ヲ凝固ナラシムル爲適當ナル收益事業ヲ行フ
前各號實施ノ爲必要ナル規定ハ別ニ之ヲ定ム

第四章　經理

第六條　第三章ノ事業遂行上及事務ノ爲必要ナル經費ハ左ノ收入ヲ以テ之ヲ支辨ス
一、會費
二、補助金
三、一般寄附金
四、事業收入
五、雜收入
第七條　本會ノ會計年度ハ毎年四月一日ニ始リ翌年三月三十一日ニ終ル

第八條　本會ノ豫算ハ評議員ノ決議ヲ經テ之レヲ定メ決算ハ其ノ終了後評議員會ノ承認ヲ經ルモノトス

第九條　每年度收支剩餘金ノ一部及基本財產トシテノ指定寄附金ヲ以テ基本財產ヲ設ク

第五章　會員及入退會

第十條　本會員ヲ分チテ左ノ三種トス

一、贊助會員

本會ノ主旨ヲ贊助セラルヽ特志家竝本會ト勞力需給ノ關係アル事業家ヲ以テ之ニ推ス

二、甲種會員

釜山在住ノ勞働者ニシテ本會ニ屬シ本會ノ負擔ニ任スル者

三、乙種會員

本會ノ紹介ニ依リ朝鮮外ニ渡航シ會員手帳ヲ所持スル者

第十一條　甲種會員タラムトスル者ハ第一號樣式ニ依リ記名捺印ノ上其ノ月分ノ會費ヲ添ヘ申込ムモノトス

第十二條　乙種會員タラムトスル者ハ第二號樣式ニ依リ記名捺印ノ上申込ミ會員手帳ノ交付ヲ受クルヲ要ス

但シ會員手帳ノ交付ニ就テハ之カ實費ヲ徵ス

第十三條　賛助會員タラムトスル者ハ特ニ本會ノ推薦シタル特志家ノ他ハ第三號樣式ニ依リ記名捺印ノ上醵出金ヲ添ヘ申込ムモノトス

第十四條　本會ヲ退會セントスル者ハ其ノ事由ヲ具シ其ノ旨屆出ツヘシ

第六章　義務及權利

第十五條　本會員ハ左ノ義務ヲ遵守スヘシ

一、會費ヲ納入スルコト

二、素行ヲ愼ミ體面ヲ保ツコト

三、修養ニ努メ法規ニ觸レサルコト

四、人格ノ向上ヲ計リ勤儉貯蓄ニ留意スルコト

五、會規ニ熟シ之レニ違背セサルコト

六、本會所定ノ徽章ヲ佩用スルコト

七、忠實ニ作業シ粗暴ノ行爲アルヘカラサルコト

八、服裝ニ注意シ淸潔ヲ重スルコト

九、傭主又ハ監督ニ對シ不滿アルトキハ可成直接交涉ヲ避ケ事務所ニ申告スルコト

十、轉居轉業ノ場合ハ直チニ屆出ツルコト

十一、本會員ニシテ素行不良其ノ他ノ行動ニ依リ名譽ヲ毀損スルカ如キ者アルコトヲ知リタル場合ハ申告スルコト

十二、親睦ヲ旨トシ禮儀ヲ重シ情誼ヲ厚スルコト

十三、乙種會員ハ轉居轉職及就職先變更ノ場合ニハ直チニ其ノ旨ヲ屆出ツルコト

十四、乙種會員ニシテ傭主トノ間ニ事故ヲ生シ本會ノ斡旋ヲ希望スル場合ニハ其ノ事情ヲ具シ本會ニ願出ツルコト

第十六條　本會員ハ本會ノ施設ヲ共用スル權利ヲ有ス但シ乙種會員ニ對シテハ第五條第六號ヲ適用ス

第七章　會議

第十七條　會議ヲ分チテ左ノ三種トス

一、定期總會

二、臨時總會

三、評議員會

定期總會ハ毎年一回秋季ニ之レヲ行フ

臨時總會ハ特ニ重大ナル案件發生ニ依リ之レヲ行フ

評議員會ハ會長ニ於テ必要ト認メタル時隨時ニ之ヲ行フ

會議ノ招集ハ會長之ヲ行フ

第十八條　會議ノ議長ハ會長之ニ當ル

第十九條　會議ノ議事ハ各出席者ノ數半數ヲ以テ之ヲ決ス可否同數ナル時ハ議長ノ決スル所ニ依ル

第二十條　重大ナル事項ニ關スル會議ハ各全員ノ二分ノ一以上出席スルニアラサレハ會議ヲ開クコトヲ得ス

但シ招集再會ノ場合ハ此ノ限リニアラス

第八章　役員及職員

第二十一條　本會ニ左ノ役員及職員ヲ置ク

一、役員

顧問	若干名		
會長	一名	副會長	二名
理事	三名(內專務理事一名)	評議員	若干名
監督	若干名		

二、職　　員

事務員若干名（内一名ヲ會計專任トス）

役員ハ名譽職トス但シ專任理事ニ限リ有給トスルコトヲ得

職員ノ數ハ評議員會ノ決議ニ依リ之ヲ定ム

第九章　役員ノ選任任期及職務權限

第二十二條　役員ハ總會ニ於テ無記名投票ヲ以テ選擧シ任期ハ二箇年トス但シ第一次ノ役員ニ限リ總督官憲ノ選定ニ仰ク役員補缺ノ場合ハ役員會ノ決議ニ依ル

第二十三條　顧問ハ會務ニツキ諮問ニ應シ之ヲ指導誘掖ス會長ハ本會ヲ代表シ會務ヲ總轄ス

副會長ハ會長ヲ補佐シ會長事故アルトキハ之ニ代ル

理事ハ職員ヲ統卒シ一切ノ會務ヲ處理ス

評議員ハ會務ノ重要事項ニ關シ參議シ會務ノ進捗ヲ助ク

監督ハ會員ノ人事上ニ關シ監督ヲ司ル

又職員ハ擔任事項ニツキ指揮ヲ受ケテ會務ニ從事ス支部又ハ出張所長ハ管區一切ノ事務ニツキ責任ヲ負ヒ重要事項ニツキテハ本部ノ指揮ヲ受クルモノトス

第十章　賞　　罰

第二十四條　會員ニシテ會則ヲ遵守セス又ハ會員タル體面ヲ汚損セル場合ハ評議員會ノ決議ニ依リ左ノ制裁ヲ加フ但シ除名處分以外ノモノハ情狀ニ依リ會長適宜之ヲ專行スルコトヲ得

一、訓　戒

二、待遇停止

情狀ニ依リ相當期間會員タル待遇ヲ停止シ其ノ旨關係方面ニ通告ス

三、除　名

第二十五條　永年本會員タル體面ヲ維持シ他ノ模範トナリ左ノ各項ニ該當スル者ニ對シ之ニ褒狀又ハ賞金ヲ授ク

一、會員タル義務ヲ遵守シ第二十四條ノ制裁ヲ受ケサル者

二、第十五條第十一項ニ該當シ本會ニ多大ノ功勞アル者

三、本會ノ爲ニ特ニ功勞アルモノ

救濟扶助規定

第一條　就業中負傷セシ者ニ對シテハ全治ニ至ル迄ノ治療費ノ半額ヲ支給ス

第二條　就業中ノ負傷ニ因リ將來勞働ニ耐ヘサルモノ又ハ死亡ノ爲其家族生活ニ窮スル場合

ハ役員ノ決議ニ依リ相當ノ救濟ヲ爲ス

第三條　會員死亡ノ場合ハ客賄、放鳥、香花等ノ入費ヲ除キ葬儀ニ關スル實費ヲ給與ス

第四條　會員ノ携帶家族中父母妻子ノ死亡セル場合ハ應分ノ香典ヲ給與ス

第五條　會員並ニ其ノ家族ニシテ疾病ニ罹リタル場合ハ引續キ治療三十日以上ニ亘ルモノハ治療費ノ半額三十日未滿ハ三割ヲ給與ス

第六條　父母死亡ノ爲歸省スル場合ハ役員ノ認メタルモノニ限リ旅費ノ幾分ヲ給與ス

第七條　會員作業中ノ負傷若シクハ疾病ニ罹リ醫藥料又ハ家族ノ生活費ニ窮スルモノニ對シテハ役員會ノ決議ヲ經テ相當救濟ノ方法ヲ講ス

第八條　前各號ノ適用ヲ受ケントスルモノハ其ノ旨本會ニ申告シ證明書ヲ受ケテ指定ノ醫師ニツキ治療ヲ受クヘシ

第九條　第一條及第五條ニ關スル支給ハ當該醫師ノ請求ニ對シ本會ヨリ直接之レヲ爲スヘシ

紹介規定

第一條　朝鮮外渡航者ニシテ紹介ヲ希望スルモノハ豫メ門司勞働共濟會ヨリノ通牒ニ基キ需人臺帳ニ據リ需職者トノ條件一致セル場合ニ於テ第二號申込書(乙種會員)ヲ提出シ別樣式ニ依ル會員手帳ヲ購入シ係員ノ指圖ヲ受クヘシ

會員手帳ノ價格ハ當分金五十錢トス
手帳ノ再交附ヲ望ムモノハ倍額ヲ支拂フヘキモノトス
第二條　會員手帳ノ交附ヲ受ケタルモノハ必ス指定ノ日時場處ニ集合スヘシ
第三條　集合シタル乙種會員ハ世話人監督ノ下ニ門司勞働共濟會ノ指定スル日時場所ニ案内スルモノトス
第四條　門司勞働共濟會ハ本會ノ通牒ニ依リ送付ヲ受ケタル本會員ヲ適宜目的地ニ到達セシムルモノトス
第五條　求人者ノ希望ニ依リテ健康診斷ヲ爲ス場合ハ本會囑托醫ノ診斷ヲ受ケシムヘシ診斷料ノ求人者ノ負擔トス

會員使用規定

第一條　本會員ヲ雇傭又ハ使用セントスルモノハ豫メ其ノ員數期間等ヲ具シ本會ニ申込マルヘシ
使用者ヲ解雇又ハ轉地轉職セシメタル場合ハ其ノ事由ヲ具シ本會ヘ通報セラルヘシ
第二條　本會員ヲ雇傭又ハ使用セントスルモノハ左記各號ヲ遵守スヘキモノトス
一、本會員ニ對シテハ常ニ溫情ヲ以テ之ニ接シ苟クモ苛酷ノ處爲アルヘカラサルコト

二、相當ノ事由アルニアラスシテ濫リニ解雇スヘカラサルコト

三、本會員ニシテ解雇、轉地、轉職等ヲ申出テタル場合ハ前借等特別ノ事由ナキ限リ本人ノ自由意志ニ任スヘキコト

四、傭主ノ都合ニヨリ解雇シタル場合ハ勿論前號ノ場合ト雖モ勤續年數ノ長短ニヨリ相當ノ旅費手當ヲ支給スヘキコト但シ本會員ノ責ニ任スヘキ事由ニヨリ解雇セラレタル場合ハ傭主ノ任意トス

五、本會員ノ衞生狀態ニ留意シ負傷疾病等ノ場合ハ應分ノ措置ヲ講スルコト

六、本會員ノ收入中ノ一部ヲ貯蓄管理シ相當利殖ノ方法ヲ講スルコト

第三條　他ニ雇傭又ハ使用セラルヽ本會員ハ左記各號ヲ遵守スヘシ

一、本會々則ヲ嚴守シ一般勞働者ノ範タルコトヲ心掛クヘキコト

二、適法ナル傭主ノ訓諭命令ハ違背ナク之ヲ遵奉シ濫リニ反抗的態度ニ出ツヘカラサルコト

三、忠實勤勉ヲ旨トシ別段ノ事由ナクシテ轉地轉職等ヲナスヘカラサルコト

四、金錢ヲ浪費シ濫リニ前借等ヲナスヘカラサルコト

第四條　本會員ニシテ同盟罷業又ハ怠業等ノ擧ニ出テタル場合ハ傭主ハ速カニ本會ニ通報セ

ラルヘシ
前項ノ場合ニ於テ必要ト認ムルトキ又ハ傭主ノ希望アルトキハ直チニ本會ハ係員ヲ現場ニ派シ相互ノ協調ニ努ムヘシ
但シ希望ニヨル出張ノ際ハ其ノ旅費手當等（實費）ハ傭主ノ負擔トス
第五條　各傭主ハ本會員タル使用者ノ指導誘掖ニ努メラレ
本會員タル面目ヲ毀損シタルモノアリタル場合ハ勿論其ノ日常ノ成績等時々通報セラルヘシ
第六條　風俗、言語、習慣等ヲ異ニスル朝鮮人ノ指導ニ就テハ本會ノ特ニ留意スル處ナルヲ以テ本會員タル朝鮮人ノ使用ニ關シテハ一段ノ保護ヲ加ヘラレタシ

簡易食堂規定

第一條　本會ハ會員ノ簡易生活ヲ期スル爲簡易食堂ヲ設置ス簡易食堂ハ左ノ事項ニ依リ一般ノ需用ニ應ス
一、飲食品ノ値段ハ總テ役員會ニ於テ定メ食堂ノ見易キ場所ニ之レヲ掲示ス
二、飲食代ハ一切懸賣ヲナサス
三、酒ハ保健及風紀維持ノ爲一名ニ對シ一時ニ二合以上販賣セス

四、飲食品ニシテ腐敗又ハ變味シ且ツ市價ヨリ高價ナル時ハ事務所ニ申告スヘシ

無料宿泊規定

第一條　無料宿泊所ノ規定ヲ左ノ通ニ定ム

一、無料宿泊所ニ宿泊セントスル者ハ係員ニ原籍住所氏名年齡及行先地宿泊スルニ至リタル事由ヲ第四號樣式ニ依リ申込ムヘシ

二、宿泊時間ハ午後六時ヨリ午前八時マテトス

三、宿泊者ハ旅行者ニシテ旅費ニ窮シ當地ニ親族知己ナキ者其ノ他宿泊ニ窮スル者ハ國籍ノ如何ヲ問ハス何人ト雖モ宿泊セシム

四、宿泊者ニ對シテハ食事ヲ饗セス

但シ無一文ニシテ饑餓ニ頻スル者ニ對シテハ食事ヲ饗ス

五、無料宿泊ハ引續キ十日以上ハ之ヲ許サス

但シ事情止ムヲ得サル場合ハ此ノ限リニアラス

六、係員ニ對シ嘘僞ノ申出テヲナシ又ハ犯罪人、犯罪嫌疑者浮浪人泥醉者精神病者及傳染病患者等ニ對シテハ宿泊ヲ拒絕ス

七、宿泊者ニシテ本規定ニ違背シ又ハ不都合ノ所爲アル場合ハ宿泊ヲ拒絕スルコトアルヘ

シ

國語夜學會規定

第一條　本會ハ朝鮮人國語夜學會ト稱シ釜山勞働共濟會內ニ設ク

第二條　本會ハ釜山勞働共濟會員タル朝鮮人ニ對シ簡易ナル國語ヲ教授シ就職上及內鮮人間ノ意思疎通上ノ便宜ヲ與フルヲ以テ目的トス

第三條　本會ニハ會長一名教師二名事務員一名顧問若干名ヲ置ク

第四條　本會ノ修了期間ハ六箇月トシ授業ハ日曜日大祭祝日ヲ除キ毎夜午後七時三十分ヨリ二時間トス但シ時期ニヨリ始業時刻ヲ變更スルコトアルヘシ

第五條　本會々員ノ定數ハ當分五十名トシ學力ノ程度ニ依リ甲乙二班ニ編成ス

第六條　本會ニ入學セントスル者ハ保證人ノ連署ヲ要シ品行方正ニシテ修業ノ見込確實ナルモノトス

第七條　入會者ハ毎月金　　ノ會費ヲ納ムルモノトス

但シ事情ニ依リテハ會費ヲ免スルコトアルヘシ

第八條　本會々員ニシテ素行修マラサル者亦ハ會費ノ怠納者ニ對シテハ退會ヲ命ス

第九條　本會ニ於テ規定ノ課定ヲ修了シタル者ニ對シテハ修了證書ヲ交附ス

◎平壤府公設宿泊所附設職業紹介所

所在地　平壤府廳內及公設宿泊所內

設　立　大正十一年四月一日

沿　革　職業紹介の事務は大正九年六月四日人事相談所の設置と共に同所に於て取扱ひ來りしが求職申込多數に上り處理に繁雜を來せるを以て大正十一年四月一日人事相談所を集約し府廳及公設宿泊所內に於て事務を取扱ふことゝせり。

組　織　平壤府の經營管理に屬す。

維　持　府費を以て維持經營す。

事　業　大正九年より十一年までの成績左の如し

年次		大正九年 內	大正九年 鮮	大正十年 內	大正十年 鮮
求人數	男	二三人	一五	五七	二三三
	女	三人	二	一二	一一
	計	二六人	一七	六九	二四四
求職者數	男	三六人	三一八	一四五	一、六六六
	女	二人	二	三	八
	計	三八人	三二〇	一四八	一、六七四
紹介人員	男	二七人	二四三	一二〇	一、一七六
	女	一人	二	一	五
	計	二八人	二四五	一二一	一、一八一
就職者數	男	二三人	二〇六	六八	七四一
	女	｜人	二	一	五
	計	二三人	二〇八	六九	七四六
不就職者數	男	四人	三七	五五	四四七
	女	一人	｜	｜	｜
	計	五人	三七	五五	四四七

大正十一年 内	大正十一年 鮮	大正十三年 内	大正十三年 鮮
二三	三四四	一〇四	一、〇五五
二〇	一三	一五	五四
三六	三五七	一一九	一、一〇九
二三六	三、一五一	一四二	二、三三一
一三	二二	一三	三二
二四八	三、一七二	一五四	二、三六二
一九七	二、四八九	一〇八	一、八五八
九	一六	九	三四
二〇六	二、五〇七	一一七	一、八九二
八五	一、二六七	四三	八八三
七	一一	三	一七
九二	一、三七八	四六	九〇〇
九八	一、一九九	六五	九七五
二一	五	六	一七
一〇〇	一、二八四	七一	九九二

◎新義州府公設職業紹介所

所在地　平安北道新義州府老松町五番地

設立　大正十年六月二十日

沿革　歐洲大戰後の財界不況に依り失業、無職者增加せるを以て職業紹介所を設置することゝし大正九年九月起工同十一月竣工翌年六月二十日より開業せるものなり。

組織　新義州府の經營管理に屬し專任事務員を置き庶務に從事せしむ。

維持　地方費補助及府費を以て維持經營す。

事業　各會社實業家と連絡をとり勞働者の需要供給の圓滑を圖りつゝあり

大正十二年中の成績は左の如し

區別	求人數 男	求人數 女	求人數 計	求職數 男	求職數 女	求職數 計	紹介成績 就職者 男	紹介成績 就職者 女	紹介成績 就職者 計	紹介成績 不就職者 男	紹介成績 不就職者 女	紹介成績 不就職者 計
內地人	—	—	—	六	—	六	—	—	—	六	—	六
朝鮮人	八四	—	八四	一二四	—	一二四	八六	—	八六	四〇	—	四〇
支那人	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	八四	—	八四	一三〇	—	一三〇	八六	—	八六	四六	—	四六

第十一項　授産

併合の際特に下賜せられたる臨時恩賜金三千萬圓の內一千七百三十九萬八千圓は之を各府郡島に配賦し永久に之を保存せしめ其の利子年額約八十七萬圓を左記事業に投せり。

授産事業及社會救濟事業　六分
敎育　三分
凶歉救濟　一分

右恩賜金に依り經營する主たる授産事業左の如し。

一　各種授産事業指導員の配置（各道に對し）
二　機業の傳習　京畿道、慶尙南道、江原道等を主とす

三　製絲　各道に亘り蠶業の奬勵を爲せるが京畿道、平安南道等は製絲工場を設けて之が發達に努めつゝあり

四　製紙　全羅南北道及慶尙南北道を最とす

五　原蠶紙製造（各道）

六　蠶業講習（各道）

七　種苗圃　各種種苗の植栽及配給（各道）

八　製炭　山林多き地方に於て行へり

九　漁業及工業の傳習指導

第四章　兒童保護事業

第一項　兒童相談所

◎平壤府兒童相談所

所在地　平安南道平壤府鷄里百三十六番地

設立　大正九年六月四日

に至れり。

組織　朝鮮總督府の經營にして本府の直轄とす。

維持　國庫の支出金を以て維持經營す豫算年額約五萬四千圓とす。

事業　本校は舊永興灣海軍防備隊の所在地に設立せられ其の地域は松田半島の全部を占め閑靜にして風色に富み灣内水深くして魚介又豐かなり

鐵筋ブロック建の幾多の建造物は海軍省の使用承認を得其の構造に多少の改修を加へ或は新に建築し大正十二年十二月二十一日愈々之か完成を見るに至れり今之か建物及坪數を擧ぐれば左の如し。

講堂及附屬室	一一二坪
教室及事務室	一三八坪
兒童宿舍及附屬室	一八二坪
兒童家族舍	六六坪
木工其他作業場	六〇坪
農事作業場	六六坪
農具及肥料舍其他	三三坪

倉庫　八二坪
病室及消毒室　一八坪
職員官舍及附屬建物　二五四坪
洗濯場其他建物　二五五坪
計　一、二六六坪

生徒の收容は大正十二年九月三日公布の朝鮮感化令第一條各號に依り同年十一月三十日より數回に亘り入校し現在數三十二名にして宿舍は在來建物の關係上當分寄宿舍生活をなさしむ
今其の道年齡別及教育程度を示せば左表の如し。

兒童道別表

區別＼道	京畿道	忠清北道	忠清南道	全羅北道	全羅南道	慶尚北道	慶尚南道	黃海道	平安南道	平安北道	江原道	咸鏡南道	咸鏡北道	計
內地人	三	|	|	|	|	|	一	|	|	|	|	|	|	四
朝鮮人	一	一	|	四	|	五	四	一	二	一	|	八	一	二八
計	四	一	|	四	|	五	五	一	二	一	|	八	一	三二

備考　現在收容兒童は男子のみとす

兒童年齡別表

年次／區別	內地人	朝鮮人	計
九年	—	一	一
十年	一	一	二
十一年	—	二	二
十二年	一	四	五
十三年	一	一	二
十四年	一	一二	一三
十五年	—	三	三
十六年	—	三	三
十七年	—	—	—
十八年	—	一	一
計	四	二八	三二

兒童教育程度表

學年／區別	內地人	朝鮮人	計
第一學年	—	一九	一九
第二學年	二	二	四
第三學年	一	四	五
第四學年	一	三	四
第五學年	—	—	—
第六學年	—	—	—
計	四	二八	三二

學年は生徒の敎育程度を顧慮し普通學校の敎科に準し右表の通り學級別を編成し學修せしめ一面木工、農業、漁業及裁縫等の實科を修得せしめ將來自活の途を得しむると共に質實敦厚の人格を養成し他日社會の進運に寄與せんとす。

第三項　孤貧兒の養育

◎朝鮮總督府濟生院養育部

所在地　京城府新橋洞一番地

設立　明治四十五年四月一日

沿革　濟生院は私立京城孤兒院の事業を繼承したるものにして明治四十四年六月總督府令を以て濟生院を設立し同年九月より孤兒敎養の事業を開始し濟生院養育部と稱したり更に四十五年二月精神病者の醫療事業を附帶せしめ之を醫療部と名づけて同四十五年四月勅令第四十三號を以て總督府濟生院官制公布せられ舊濟生院の經營に係る養育部並に醫療の事業を其の儘引繼ぎ大正二年四月に至りて更に盲啞敎育事業を開始すると同時に醫療の經營を總督府醫院に移管し以て濟生院の孤兒及盲啞敎養のみを管理經營することゝなり今日に及び然るに當初基金として舊濟生院は恩賜金並に國債報償金等合算して三百四十餘萬圓の巨額を有し自ら事業を經營すると共に一方濟生院及總督府醫院道慈惠醫院に寄附して以て事業を經營せしめつゝありしが大正二年四月に其の基金全部の各用途を指定して同一特別會計に屬する總督府濟生院總督府醫院に分配寄附し舊濟生院は解散したり其の當時現濟生院は恩賜公債五分利付き十五萬圓外二十二萬八千圓計二十七萬八千餘圓の頒與を受け之が基金より生ずる利子並に政府支

出金とを以て維持す李王家より寄與せらるゝ主要寄附金とを以て財源とし事業の經理を爲しつゝあり。

維持 恩賜金より生ずる收入及其の他の寄附金竝政府の支出金を以て維持す現時に於ける本院一箇年の經費（盲啞部をも含む）は約九萬三千圓なり。

事業 本院は專ら孤兒を收容し院內を三部に分ち敎養しつゝあり

イ、嬰兒養育　嬰兒は全部里預けとし六歲に達すれば養育部に收容して普通敎育を施すことゝせり朝鮮に於ては從來嬰兒里預の慣習なかりし爲初め嬰兒を院內に收容して牛乳哺育を爲したるも其の成績宜しからざりしを以て種々の方法を講じ里親募集に努めたる結果漸次其の希望者を見るに至り現今は希望者比較的多く優良なるものを選擇して嬰兒を委託することを得るに至れり現在の里子は三十九名にして其の養育費は被服を里親の支辨とし一箇月一人京城府內九圓、其の他の府內八圓、府以外の地方は七圓とす

ロ、學年兒童敎育　本部は京城府新橋洞一番地舊宣禧宮の敷地建物を利用し更に三十二坪の敎室を增築したるものにして敷地一萬五百四坪建物五百七十一坪ありて大神宮、奉祀殿、事務室、講室、敎室、作業室、宿舍、衞生室、洗濯場、浴室、倉庫及職員舍宅等の設置あり六歲以上の兒童を收容し普道敎育を授け卒業後は別に設置せる農場に移して更に實業敎育を授くることゝせるが現在收容兒八十四名あり

八、實業敎育　本部農場は楊州郡蘆海面に在りて京城を距る約三里泰陵及康陵森林の一部に接し其の面積約百七十五町歩あり內耕作面積は田畓を合し四町九反一畝步にして建物二百四十三坪なるが前項教育部を卒業したる兒童は此の農場に移し獨立生活を爲し得る年齢に達するまでの間農業の實習を爲さしむると同時に精神的陶冶を爲しつゝあり而して作業奬勵の爲從業手當を支給して貯金をなさしめ又業務に熟練せる者には小作練習の爲土地を分擔耕作せしめ其の收支を經理せしむる方法を設け獨立自營の訓練を爲しつゝあるが現在數十九名なり。

◎財團法人鎌倉保育園京城支部

所在地　京城府三坂通三百七十番地

設立　大正二年八月十一日

沿革　本園は神奈川縣鎌倉保育園の支部なり園主佐竹音次郎は大正元、二年にかけ朝鮮視察の結果新開地に於ける孤兒救濟の必要を感じ同二年八月本部出身の男女二名宛を同伴して京城に來り長谷川町日本基督教會に於て結婚せしめ直ちに一夫婦を南滿洲旅順に派遣して彼の地に保育及開墾の事業を開始せしめ他の夫婦を當地に留めて當支部を創設せしめたり夫婦（前主任

佐竹權太郎夫妻のこと）は漢江通三角地附近に手狹なる家を借受け以て事業を開始せり之れより先き仁川（內地人）より小兒五人の救護方申込あり事業開始と同時に之を引取り養育し來たりしが支部の方針は專ら朝鮮人孤兒の收容を目的とすることゝなり此等內地人兒童は鎌倉本部に送り其の後朝鮮人のみの收容に勉めたり大正四年に至り漢江通日本基督教會の新築移轉により其の跡を借受け轉居せり當時家族（本園は孤兒及從事者を全部一家族と稱す）は二十一名なり大正六年八月總督府より京城三坂通舊韓國政府典牲署跡の土地家屋を無償貸下げを得て此處に移轉す此の地は千餘坪の面積を有し可なり大なる建築物なるのみならず南山の南麓にありて眺望よく頗る健康地にして該事業の爲には實に天與の好適地なり後家屋の修繕及增築をなし大正七年京城府に於て收容救護せる貧兒棄兒の養育方を引受け年々事業擴張せられ現今に至れり而して現今は曾田嘉伊智氏夫妻に依つて經營せられつゝあり。

組織　財團法人にして佐竹音次郎監督の下に曾田嘉伊智之を管理す。

維持　賛助員の賛助金、慈善家の寄附金、作業收入、託兒の養育料及官廳の補助金を以て維持經營す。

事業　現在の收容兒童は六十七名にして是等兒童に對する養育上の施設は次の如し

イ、養育部　幼稚園を設けて幼兒の教育を爲し學齡兒童は普通學校に通學せしむることゝせるが幼稚園の兒童數男女十九名、普通學校に通學する者九名あり尙職業に就ける者には夜

學を設け教養しつゝあるが其の人員九名なり

ロ、職業部　電動八頁刷印刷機二臺、手刷機一臺を据へ一般印刷の需に應じ其の他バスケットの製造、靴下製造部を置き職業教育を施しつゝあり

次に園務に從事する者を擧ぐれば

家長、主婦、主事、保姆各一名、炊事婦二名、裁縫婦、洗濯婦各一名、印刷師二名、バスケット製造師、靴下製造師各一名なり。

◎和光教園學園部

（防貧事業第一項隣保事業中和光教園の項に收錄す）

◎救世軍育兒ホーム

所在地　京畿道高陽郡延禧面阿峴里

設立　大正八年十二月三十一日

沿革　救世軍育兒ホームの生じたる動機は大正七年十二月末南大門通丁字屋主小林源六氏が自宅附近に於て身に襤褸を纏ひ飢寒に悲鳴し居る乞食兒童數名を發見し憫然の情に堪えず之が救濟

の方法を講ぜむとし養育費四百圓を提供し其の意を救世軍に通じたるに救世軍は之を快く引受け茲に於て本事業の開始を見るに至りしものなり。

組織　本ホームは救世軍に於て專ら之を經營し英國人アール、フレットヒール之を管理す。

維持　救世軍の支出金篤志者の寄附金官署の補助金を以て維持經營す大正十二年度の經費六千三百十九圓なり。

事業　本ホームは專ら乞食兒童を救育し現在四十七名を收容敎養し居れり此等に對しては普通學校程度の學課を授け年長者には袋貼、繩叺造製等の作業をなさしめ勞働觀念を養成しつゝありて學課作業共何れも相當成績を擧げつゝあり。

◎天主敎會孤兒院

所在地　京城府本町二丁目二十七番地

設立　明治二十二年三月十五日

沿革　本院は天主敎主敎グスタブミユテル氏に依りて創始せられたり氏二十三歲の時本國巴里に於て神父に任ぜられ朝鮮に於ける布敎の使命を受け朝鮮に來れるは今より約四十五年前（西歷一八七七年）即ち明治十年なり當時朝鮮及內地は同氏の布敎せんとする天主敎が一般に其の

眞價を認められざる結果同信徒に對しては改宗を逼り肯せざるものは死刑に處せらるゝが如き悲慘なる狀況なりき故に氏は滿洲に止まり其の地に布敎を爲し機の至るを待つ事三星霜なりしも依然其の狀態は變更を見ざる爲斷然意を決し一扁の舟を傭ひ比較的監視の眼の薄き地に上陸せんと圖り沿岸を徘徊する事數十日暗夜舟の着く儘に上陸せるは現在の黃海道長淵郡なり茲に入鮮の宿望を達し喜悅止む難きものありしも同時に危險愈々加はり慣れざる土地風俗言語等あらゆる困苦と鬪ひ晝は山深く入り夜は町家に至りて布敎しつゝ一夜を茅屋に明し數日間一食を取り得ざる事尠なからざりき而も氏は之を屈せず只管布敎目的の達成の端緒に入れるを無上の愉快と感じたり

斯くして漸く布敎の基礎固まるや西歷一八八五年巴里神學校敎授を命ぜられ幾何もなく（西歷一八九〇年）再び朝鮮の主敎を命ぜられたり此際は早や天主敎の眞價を認めたること昔日の比にあらざりしを以て寢食を忘れて布敎に努め朝鮮全道に信徒九萬人以上を算するに至り益々隆盛に向へり茲に於て布敎の傍孤貧兒の敎養に着手し明治十八年頃（西歷一八八五年）は天主敎附帶事業たる救の布敎（愛の奉仕）に依つて經營し世の可憐なる扶養者なき孤兒及自活することを得ざる棄兒等不幸なる憐むべき貧孤兒を救濟せんとする目的に於て建設せられたるものなり然るに時代の進運に伴ひ各自の生存競爭は日に月に激甚を加へ其の競爭の落伍

者は生活難の悲境に陷り爲に貧孤兒漸次激增せると加ふるに何分幼少なる子供等（別して女の子なる爲め）を保育するには男子のみにては到底困難にして一方には宣敎の任務もあり爲に聖保羅會に移管せしめ明治二十二年（西曆一八八八年）の春建物其の他一切を尼僧の手に引渡し以て現在に至れり。

組織　佛國人セルカミロに依りて管理せらる。

維持　佛國本部よりの送金及慈善家の寄附金並女兒の手藝に依る收入を以て維持經營す大正十二年度經費一萬七千二百四十八圓なり。

事業　孤貧女兒を收容して普通敎育を施し裁縫刺繡等の手藝を敎授しつゝあるが現在の收容人員百五十名なり。

◎財團法人京城保育院

所在地　京城府玉川洞百二十六番地

設立　大正九年一月三日

沿革　本院は府內に彷徨する扶養者なき可憐なる孤兒を救護し現在の悲運を脫せしめ獨立の生計に至らしむ可く孤兒院を設立し以て之が後援をなす目的に依りて成立したるものなり其の前身

は南米倉町四番地に居住する金炳贇の發起に係るものにして其發意は南米倉町市場附近に多數の孤兒相集り食に飢ゑ風雨に晒され見るも悲慘なる狀態に陷れるを見て同情に絕へず大正八年十月頃自己の所有せる建物（溫突建八間）に之等可憐なる孤兒二十四、五人を收容し薪炭を與へ以て幾分たり共冬期の寒を防ぐべく努めたることに濫觴す一度此の事業の開かるゝや同町宋宅洙氏は斯業援助の爲に金品を寄附し同時に之を推奬して其の趣旨の徹底に努めたり而して大正九年頃財界變動に依る下級勞働者の生活難に遭遇したる結果漸次孤兒增加するに至り獨力にては到底維持困難なるを感じ且つ時代の趨勢に鑑み汎く篤志家に說きて其同情を仰ぎたる結果寄附金約二萬圓以上に達したるを以て斯業の基礎愈々堅實となり大正九年十二月一日京城孤兒救濟會なるものを組織し會長に尹致昊を推薦し玉川洞百二十六番地の土地及家屋約三千坪（內建坪溫突建約八十坪）を一萬五千圓にて買收し孤兒院を設立し次で大正十一年五月組織を改め財團法人と爲し京城保育院と改稱以て今日に及べり。

組織　財團法人にして役員は理事五名監事三名評議員若干名

理事尹致昊、宋宅洙、金一善、吳兢善、金炳贇、監事曹秉學、朴勝彬、盧益亨。

維持　會員の負擔金及基本財產に依る收入を基礎とし更に官廳の補助金一般有志者の寄附金を以て維持經營す目下基本財產として土地（時價三萬圓）を有し年約三千五百圓の收入あり。

本院は主として乞食其の他孤貧兒を救育し現在自七歲至十六歲四十名を收容せり此等に對しては普通學校初學年程度の學科を授け十二歲以上に達したる者は商店又は他の職業に就職せしめつゝあるも財界不況の爲容易に就職せしむるを得ず故に大正十三年三月より授産部として織造、洋襪製造の二部を設置し之に從事せしめつゝあり

大正十年度決算及大正十一年度豫算概要左の如し

收入之部

科目 款	科目 項	大正十一年度豫算	大正十年度決算 科目	大正十年度決算 決算金額
一寄附金	一指定寄附金	一四、一九八・〇〇〇円	前期繰越	九八・五二〇円
二土地收入	一水原土地收穫	二、六六九・二四〇	前期銀行預金	八六六・四七〇
	二院內貸費	三・〇〇〇	現株賣出	三七五・〇〇〇
三事業收入	一農業收入	一八〇・〇〇〇	準備金費	二・〇〇〇
	二家畜收入	一〇〇・〇〇〇	基本金收入	二〇、九三一・一四〇
四雜收入	雜入	二〇・〇〇〇	臨時寄附金	六〇九・五二〇
五前期繰越	漢城銀行殘高	一三三・七六〇	維支會費	五八一・五〇〇
六雜支會	會費	一、〇〇〇・〇〇〇	雜收入	一七・九六〇

科目	大正十一年度豫算
合計	一八、六二三・〇〇〇

大正十年度決算 科目	金額
家賃	四二・〇〇〇
假拂金	二〇〇・〇〇〇
金一善貸入	四〇〇・〇〇〇
一時貸入	一〇・〇〇〇
南陽秋收	三、〇八八・五九五
合計	二七、二三三・七〇五

支出之部

科目 款	科目 項	大正十一年度豫算
一保育費	一食費	円 二、三〇〇・〇〇〇
	二被服費	八〇〇・〇〇〇
	三教育費	四〇〇・〇〇〇
	四衛生費	一五〇・〇〇〇
	五雜費	二〇〇・〇〇〇
二事務費	一俸給及事務費	七二〇・〇〇〇
	二旅費	一五〇・〇〇〇
三事業費	一農業費	一三〇・〇〇〇

大正十年度決算 科目	金額
出張費	円 五三・三〇〇
書類費	一九・八五〇
通信費	四一・〇九〇
交際費	一一〇・〇〇〇
印刷費	二一・三五〇
假拂金	二七五・三五〇
漢城銀行預金	一〇七・〇三〇
什器	三五二・三〇〇

	二家畜費	六〇•〇〇〇
四建築及修繕費	一家屋增築費	六、〇〇〇•〇〇〇
	二家屋修繕費	四〇〇•〇〇〇
	三吸水機架設費	一〇〇•〇〇〇
五基本金	一保育院垈及土地建物價額	二、〇〇〇•〇〇〇
	二積立金	二、〇〇〇•〇〇〇
	三朝鮮勤業信託株二回拂込	一、二五〇•〇〇〇
六預金		九六二•〇〇〇
七交際費		一〇〇•〇〇〇
八通信運搬及印刷費		一〇〇•〇〇〇
九什器		一二〇•〇〇〇
十利子		一八〇•〇〇〇
十一柴炭費		五〇〇•〇〇〇
合計		一八、六二二•〇〇〇

利子	一三三•五〇〇
雜費	三六七•八二〇
不動產	一八、七八八•三四〇
給料	一、五九九•八〇〇
開院式費用	五一•一一〇
朝鮮信託一回拂込	一、二五〇•〇〇〇
事務費	一五•九八〇
被服費	五六六•九九五
敎育費	二六•〇六〇
衛生費	二四•八八〇
家畜費	四九•三五〇
柴炭費	五五三•〇四〇
食費	一、六四四•四八〇
修繕費	一、一五五•三五〇
現金殘高	二五•七三〇
合計	二七、三三一•七〇五

◎天主堂附屬孤兒院

所在地　京畿道仁川府寺町三番地

設立　明治二十八年三月十九日

沿革　天主堂附屬孤兒院は明治二十八年三月十九日當時の教會管理者クレモニス氏が教會內建物の一部を利用し孤兒及貧兒四名を保護收容したるに創り其の後漸次收容兒增加し設備を擴張して今日に至れり。

組織　佛國婦人ソールマリヤ之を管理し保姆四名をして從事せしむ。

維持　佛蘭西天主堂公教會附屬仁愛會よりの寄附金(一、二〇〇圓)財團補助金(三五〇圓)女兒の手藝收入(一、二〇〇圓)及管理者の出資金(一、四〇〇圓)を以て維持經營す。

事業　孤貧女兒を收容して普通學校程度の教育を施し且つ裁縫刺繡等の手藝を授け成人後自活の途を得しめつゝあり現在收容數自七歲至十八歲女兒四十二名なり。

◎公州救濟院

所在地　忠淸南道公州郡公州面錦町百二十番地

設立　大正三年五月

沿革　併合當時公州邑內を徘徊する無告の幼少乞食の群を目睹したる元本願寺の布教師古澤慧誠は有志に圖りて薄倖なる兒童の救濟を企て爾來事業を繼續し來り大正三年二月同人等の發企に

て公州救濟院を創立し大正五年更に之を改善し孤兒及貧民行旅病人の救護事業を併營し來りたるも行旅病人の救護は大正十年面の經營に移し現在に至れるものなり。

組織　會員組織管理者の張間源四郞（忠淸南道內務部長）にして敎養指導者は樋口虎之助（忠淸南道囑託）之に當りつゝあり。

維持　基本金收入內帑御下賜金官廳補助金及一般有志者の寄附金に依り維持經營せり。

事業　收容孤兒九名中一名は理髮職に託し職業的敎育を受けしめ他の八名は本院に於て養育し一名は大工職に二名は仕立職に通はしめ二名は小學校に入學普通敎育を授け敎養は忠淸南道地方改良事務囑託樋口虎之助之に當りつゝあり

尙ほ貧民救濟の一助として大正十一年以來貧民三十餘戶に對し每年一戶に付白米五升內外を施與しつゝあり。

◎孤兒及貧困者收容所

所在地　忠淸南道公州郡寺谷面虎溪里

設立　大正三年十二月

沿革　孤貧兒及不具者貧窮者を救濟する目的を以て朴仁黙の設立したるものなり。

組織　管理者朴仁默の個人經營。

維持　經費は總て設立者朴仁默の支出。

事業　設立者の住家附近に家屋を建築し年少者には讀書を敎へ年長者には農業に從事せしめ女子には裁縫洗濯等の作業に從事せしめつヽあり最近一箇年間に於ける取扱人員は四十二名にして經費七〇〇圓を要せり。

◎瑞山孤兒救濟會

所在地　忠淸南道瑞山郡瑞山面東門里

設立　大正七年八月五日

沿革　本會は孤兒貧兒を收容して敎養し自活の途を得しむる目的を以て大正七年當時の瑞山郡守池喜烈氏等主唱の下に設立したるものなり。

組織　會員組織にして役員は會長副會長各一名評議員四名幹事二名あり敎養は三仙菴住持之に當り事務は便宜上瑞山郡廳員に於て處理しつヽあり。

會の代表者　元　般　常　（瑞山郡守）

維持　基本金收入道地方費補助及有志の寄附金を以て維持經營す。

事業　收容所は三個菴(寺)に置き夏秋の頃は除草水汲農耕等輕易なる勞働に從事せしめ冬春の季は簡易なる讀書を授け居れり
現在收容せる兒童數は六名にして一箇年の經費約四百圓なり。

◎群山修道社

所在地　全羅北道沃溝郡米面新豐里九百二十番地
設立　大正七年九月十六日
沿革　現管理者大倉米吉が浮浪孤兒救濟の目的を以て大正七年九月群山府全州通に假收容所を設け朝鮮人孤兒十四名を收容し同年府内松昌洞に移轉したりしが更に翌年八月現在の地に移轉したり。
組織　大倉米吉個人の經營管理に屬す役員は管理者の外監事一名農業指導者一名にして別に補助員及炊事女各一名を置く。
維持　收容兒童に對しては衣食住及學用品等一切の給與を爲し右經費は管理者の自費を以て支辨し大正八年度に於て「サルタレル」財團より五十圓の補助を受けたる外設立費經費其他一切の補助を受けず。

事業　收容所構内の建物敷地及農園約五千坪にして兒童及職員宿舍敎室事務室倉庫及運動場の設備あり

現在收容中の者は二十歲以下十歲迄の孤貧兒十名にして普通學校程度に依り毎日午前學課を敎授し午後は農業に從事せしめ傍ら牛豚鷄等を飼育せしめ定むる所により各自に貯金せしめつゝあるが現に兒童中貯金額百數十圓に上れるものあり。

大正八年以降收容兒及經費の概況左の如し

年別	救助人員			救助を廢したる人員					年末現在	年度收支決算	
	前年越救助	本年救助	計	要救事情の止みたる者	死亡者	逃亡者	其の他	計		歲入	歲出
大正八年	一二	—	一二	二	—	—	—	二	一〇	五、四〇〇・〇〇〇円	五、四〇〇・〇〇〇円
大正九年	一〇	—	一〇	二	—	—	—	二	八	一、八〇〇・〇〇〇	一、八〇〇・〇〇〇
大正十年	八	—	八	—	—	—	—	—	八	四、〇〇〇・〇〇〇	四、〇〇〇・〇〇〇
大正十一年	八	二	一〇	—	—	—	—	—	一〇	二、六五九・一四〇	二、六五九・一四〇
大正十二年	一〇	—	一〇	—	—	—	—	—	一〇	四〇〇・六三〇	八、三九五・三一〇

◎金堤救濟院

所在地　全羅北道金堤郡金堤面校洞里

設立　大正七年九月十六日

沿革　大正八年一月警察官憲の慫慂に依り經營者金駿熙進んで私財七百三十圓を投じ金堤邑內市場牛肉店舖を買收し之より生ずる收入を以て維持費に充て別に收容家屋一棟を買收し地方を徘徊せる乞食浮浪兒を收容して之が敎養に努め以て今日に及ぶ。

組織　個人經營にして設立者金駿熙之れを管理す。

維持　經費は前記牛肉店舖收入年額約七百圓及一般寄附金竝に官廳補助金を以て之に充つ。

事業　現在收容せる兒童十三歲より十七歲迄の者五名にして炊事婦を置きて賄を爲さしめ敎養に就ては所在警察官之に當り簡易なる學科を授け傍ら勞働作業に從事せしめつゝあり。

大正八年以降に於ける收容兒童及經費表

年別	救助人員			救助を廢したる人員					年末現在	年度收支決算	
	前年越救	本年救助	計	要救事情の止みたる者	死亡者	逃亡者	其の他	計		歲入	歲出
大正八年	―	一一	一一	一	―	五	―	六	五	円 六八八・〇〇〇	円 六八八・〇〇〇
大正九年	五	一	六	―	―	一	―	一	五	六三八・二五〇	三八〇・八四五
大正十年	五	―	五	―	―	―	―	―	五	一、二八四・五四五	八三八・五五〇
大正十一年	五	六	一一	―	―	二	一	三	八	一、三五三・一八〇	九〇一・六五〇
大正十二年	八	三	一一	四	―	二	―	六	五	十二年度決算未了	

◎救育會

所在地　事務所　全羅北道全州郡全州面
　　　　事業所　全羅北道沃溝郡米面古群山島仙遊里

設立　大正十年三月二十五日

沿革　大正十年三月全州有志の發起に依り孤兒救育の目的を以て會を組織し同年六月前記古群山島仙遊里所在の官有建物を借受け之に修繕を加へ同年十二月孤貧兒三十五名を收容し之を敎養し來たれるが經營終に困難に陷りしを以て大正十二年十一月組織を變更し知事を會長に推し今日に至る。

組織　會員組織にして全羅北道知事會長として管理す。

維持　基本財產より生ずる利子及會員の醵金並官廳補助金を以て經營す。

事業　創設當初三十五名を收容したるも其後職業を求め又は他に雇傭せられたる者二十名にして更に大正十三年二月十名を群山修道社に引繼ぎ目下六歲より十六歲迄の兒童五名にして午前中學科を敎授し午後は農耕、漁撈等に從事せしめつヽあり

大正十三年度に於ける豫算四千七百四十六圓。

◎財團法人朝鮮扶植農園

所在地　慶尙北道達城郡解顏面檢沙洞

設立　明治四十三年十月三十一日

沿革　本園は大阪汎愛扶植會の創設者たる加島敏郞氏が同會出身者を朝鮮に送りて農業を授け獨立自活の良民たらしむる爲朝鮮總督府及東洋拓殖會社の後援を得て明治四十三年創設したるものにして大正三年財團法人組織となし同九年總督府及本道の希望により朝鮮子女をも收容する事とし今日に至れるものなり創立以來收容せしもの百三十六名に及べり大正十二年及同十三年紀元節の嘉辰に宮內省より社會事業奬勵金として五百圓宛下賜せられ又十三年一月皇太子殿下御成婚の日に當り加島園長多年の功勞を思召され御紋章附銀杯一個並金二百圓を下賜せらるゝの光榮を得たり。

組織　財團法人にして理事一名評議員九名顧問二名あり。

維持　農場收入地代及一般寄附金慈善活動寫眞に因る收入及總督府又は道地方費よりの補助金等による。

事業　事業を分ちて救濟、農業、隣保、自營、植林の五部とす他に附屬事業として在阪鮮人に對し

保護事業を經營しつゝあり

一、救濟部　内鮮薄幸の兒女を收容養育し之に產業と敎育を授け獨立自營の途を得しむるを以て目的とし明治四十四年創設以來收容總人員百三十五人内獨立せしもの内地人男二十二名女十四名朝鮮人男二名女二名計四十名兵役に就きしもの七名にして現在收容人員四十一名内内地人三名朝鮮人三十八名、男兒三十一名女兒十名にして年齡別とすれば十三歲未滿三十三名、十三歲四名十四歲以上四名なり、十三歲未滿の者は午前中構内の掃除に從事し午後は普通學校程度の敎育を受け十三歲のものは午前中農業に從事し午後は十三歲未滿兒童と同じく敎育を受け十四歲以上のものは晝間農業に從事し夜間二時間宛敎育を受くる規定にして乳兒五名は附近鮮人に養育料を給し委托養育をなしつゝあり、大正十一年に於ける兒童一名當り經費（食費、衣服費、其他雜費）一日平均三十錢一箇年百六圓餘なり

二、農業部　本園所有畓田三十九町中三十四町は小作預けとなし約五町步は園の自作地とし農業主任指導の下に收容兒童中十三歲以上のものに作業せしめ日給として二十五錢以上一圓迄を支給し衣食費を自辨せしめ足らざるものに對しては園より補給しつゝあり

三、隣保部　夜學部を設け本園の男女敎員をして敎鞭を執らしめ附近鮮童に普通學科を敎授し又窮民に對しては施藥をなしつゝあり、尙本園の所在地たる解顏面の靑年をして靑年會

を組織せしめ本園より田一反歩畑一反歩を無料貸付し共同耕作、農事改良、風俗改善を計らしめつゝあり

四、自營部　青年二十三、四歳に達し兵役の關係定まれば適當なる配偶者を選びて新家庭を作らしめ東洋拓殖株式會社より年賦償還にて土地讓與を受けしめ自營上必要なる農業資金を貸與す、大正三年以來獨立せる家庭は十二戸にして家族數三十四名、耕作反別二十町歩、副業として養鷄、養蠶、繩叺製造に努め又製麵業、牛車運搬業、建築手傳等をなせるものあり尙自營部に屬するものを以て自營會を組織し毎月一回各戸順番に集合し各自製の茶菓を持ち集り親睦を計りつゝあり

五、植林部　青松、永川兩郡に於ける國有林野千二十九町歩の貸付を受け大正九年以降松、櫟苗を植栽しつゝあり

明治四十四年以降の收容兒童左の如し

年別／性別	明治四四年	大正元年	同二年	同三年	同四年	同五年	同六年	同七年	同八年	同九年	同十年	同十一年	同十二年	計
男	一四	六	八	五	二	三	三	五	二	五	一四	一三	一四	九四
女	二	｜	二	一	｜	一	三	三	五	三	五	七	一〇	四二
計	一六	六	一〇	六	二	四	六	八	七	八	一九	二〇	二四	一三六

◎天主公教修女院附設女子孤兒院

所在地　慶尙北道大邱府南山町天主公教修女院內

設立　大正四年十月十五日

沿革　本院は佛國天主公教修女院が其附設事業として大正四年開設せしものにして大正十三年紀元節當日宮內省より事業奬勵金四百圓を下賜せられたり。

組織　天主公教朝鮮大邱教區管理者フロリアン、デマンヂー監督の下に修女院長スェル、ドナシェン之を經營す。

維持　本院の經費は一箇年五千二百圓にして大部分は在巴里セントアンフランス本部より給付を受け其の一部は京城の「サルタレル」財團の補助金及び收容兒童の手工品賣却によりて得たる收益金等を以て充當すと雖も不足の場合は管理者の自辨により維持す。

事業　本院は朝鮮女兒にして棄兒となりたるものに限り收容養育し現在五十名あり院兒には簡易なる教育を施すと共に刺繡、其他手藝品を作らしめ其製作品を賣却して經費の一部分に當て居れり院內には禮拜室、教室、寢室、食堂、作業室、厨房、洗濯場、牛舍等あり淸潔にして能

く整頓し居れり
大正五年以降收容せるもの左の如し。

年度	收容人員	死亡其の他	年末現在	一箇年經費
大正五年	四五人	三人	四二人	一、二二六・七四〇円
同六年	九	三	四八	二、六五一・一五〇
同七年	七	三	五二	三、八八五・〇〇〇
同八年	二	二	五二	四、二一四・〇〇〇
同九年	四	五	五一	四、三〇〇・〇〇〇
同十年	六	四	五三	四、六〇〇・〇〇〇
同十一年	五	六	五二	五、二〇〇・〇〇〇
同十二年	四	七	四九	四、三五〇・〇〇〇
計	八二	三三	―	二九、三二六・九九〇

◎慶北救濟會

所在地　慶尙北道大邱府南山町
設立　大正十一年十二月三十一日

沿革　本會は元嶺南共濟會と稱し大正十年二月朝鮮人有志者の手にて創立せられ大正十年七月慶北孤兒救濟會と改名せしも維持困難の爲大正十一年十二月慶北社會事業創立委員會の設立に係る慶北救濟會に合併して今日に至り大正十二年及十三年の紀元節當日宮内省より事業奬勵金として金四百圓宛下賜せられたり。

組織　會長一名、理事一名、委員十名外に事務員一名、保姆二名を置く目下基本金募集中にして其の申込額は豫定の十萬圓に達し其の中拂込まれたる額は二萬五千圓に上れり近く之が完納を待ちて財團法人となす計畫なり。

維持　基本金の利子、官廳の補助金及一般の寄附金により維持す
大正十年以來總督府より年々一千圓同十一年以來道地方費より二千圓の補助を受けつゝあり
大正十三年度豫算歲入出額各一萬五百圓なり。

事業　本會の事業を分ちて救濟部、授產部、勞働紹介部の三とす
一、救濟部　孤兒、迷兒、棄兒等を救濟敎養するを目的とし現在收容人員二十八名とす
二、授產部　乞食、浮浪者、極貧者を收容し之に衣食を與ふると共に簡易なる產業を授け、作業を修得したるものは夫々就職せしむる方針にして現在この部に收容せるもの十七名あり

以上二部の收容者中四十三名に對しては午前中普通教育を授け午後は等しく作業に從事せしめつゝあり現在製繩機五台製莚器十台を置き繩叺の製造及莞草細工等に從事しつゝあり近く靴下製造機を購入し製品を販賣する方針なり

三、勞働紹介部　失職者、無職者の爲勞働紹介をなすものなれども未だ諸般完備せざるため特記すべき事項なし、大正十三年四月より前大邱圖書館の建物を大邱府より無償貸附を受け本部の改善並に隣保事業部を開設の豫定なり

從來本會は門戶を鎖して外部との交涉を絕ち兒童の外出を禁じ來れるも時代の趨勢に鑑み大正十二年春以來之を開放して社會との接觸を密ならしめ兒童及社會相互間に「孤兒及乞食」の觀念を漸次消滅せしむべく努めつゝあり附近の兒童も自由に出入遊戲し又附近の家庭に於ても差別待遇をなすことなく本會の兒童を自由に出入せしめ居れるが以來好成績を治め居れり、娛樂、運動設備としては、ピンポン、野球、フートボール、其他數種ありて每月第一土曜日に娛樂會を催し又時々運動會、遠足會等を行ひつゝあり保健上に就ては健康診斷每月一回、理髮每月二回、入浴每週二回宛なさしめ食事は一日一人宛二十錢の範圍內にて米七分粟三分とし每週二回魚、牛肉等を支へつゝあるが健康狀態良好なり。

現收容者の年齡別左の如し

種別	三歳	八歳	九歳	十一歳	十二歳	十三歳	十四歳	十五歳	十六歳	十七歳	三十六歳	六十一歳	計
救濟部	二	三	二	一	三	四	六	五	二	|	|	|	二八
授産部	|	|	|	一	二	四	四	二	一	一	一	一	一七

◎晋州佛教婦人會

所在地　慶尙南道晋州郡晋州面玉峰里

設立　明治四十一年三月一日

沿革　有志相肾り慈善救濟を目的として設立したるものなり。

組織　會員組織にして會長上原三四郎（晋州面長）管理す。

維持　每月會員より會費を徵收し其の半額を會の維持に充て他を以て慈善救濟の費用に充つ。

事業　大正十二年末現在收容救濟せる孤貧兒數三名、貧困者及行旅病者救濟四名なり。

◎財團法人日本育兒院平壤支部

所在地　平安南道平壤府鷄里百三十七番地

設立　大正十一年四月二十五日

沿革　日本育兒院本部は岐阜縣岐阜市に在り現院長五十嵐喜廣大正二年四月中滿鮮視察の途次全羅南道光州に至り該地の篤志家佐久間時三郎より未墾地六町歩の寄附を受けこの地に根據を据へ從來本部に於て敎養しつゝありし年長兒童を漸次移住せしめ農業に從事せしむべく又一方在鮮孤貧兒をも救濟敎養する目的を以て大正三年五月該地に支部を創立したり之れ卽ち日本育兒院光州支部なり然るに此の地に於ては將來事業の進展を期し難きを認めたるを以て大正十一年四月院兒を擧げて現在の地に移轉し以て今日に至れるものなり。

組織　財團法人にして山中春吉夫妻敎養に從事しつゝあり。

維持　贊助會員百名の醵出及一般篤志家の寄附竝に官廳の補助金を以て維持經營せり。

事業　現在收容數は八名なり滿五歲以上十七歲迄の孤貧兒を收容し之を養育し每日四時間宛簡易なる國語、算術、手工を敎授す年齡十二歲を越えたる者には自治の途を講ずる爲實業見習として實業家に委託して實業指導を行ふことゝせり

大正十一年以降の性別救助人員及經費竝十三年度豫算を上ぐれば左の如し

種別／年別	救助人員 性別		前年越	本年救助	計	移送及救助を廢したる人員 本部移送	父兄渡し	逃亡	死亡	計	年末現在	收支決算 歲入	歲出
大正十一年	內	男	一	二	三	一	二	|	|	三	|	三、八〇〇・三三円	三、八〇〇・三三円
		女	|	一	一	|	|	|	|	|	一		
	鮮	男	八	二	一〇	|	二	二	一	五	五		
		女	二	|	二	|	一	|	|	一	一		
大正十二年	內	男	|	二	二	|	|	|	一	一	一	二、九三八・八三	二、九三八・八三
		女	一	一	二	|	一	|	|	一	一		
	鮮	男	五	四	九	|	一	二	一	四	五		
		女	一	|	一	|	|	|	|	|	一		
大正十三年	內	男	一	|	一	|	一	|	|	一	|	|	|
		女	一	|	一	|	|	|	|	|	一		
	鮮	男	五	一	六	|	|	|	|	|	六		
		女	一	|	一	|	|	|	|	|	一		

現在收容者年齡別	內 女	鮮 男	鮮 女
六歲以上八歲迄	|	一	|
九歲以上十一歲迄	一	三	|
十二歲以上十四歲迄	|	一	|
十五歲以上十八歲迄	|	一	一
計	一	六	一

大正十三年度收支豫算

歲入之部

金二千五百七十二圓　總收入金額

内

二百五十圓　契約寄附金

臨時寄附金　六百圓

補助金　六百圓

慈善演藝會　三百圓

貸地料　二百圓

書籍賣上金　二百圓

賄料戻入金　三百六十圓

勞働收入　六十二圓

歳出之部

總支出金額　金二千五百七十二圓

內

事務所費　金七百六十五圓也

事務員手當　五百四十圓

旅費　三十圓

募集費　百圓

備品費　二十五圓

十五圓
二十圓
十五圓
二十圓
金千三百圓也
八百四十圓
八十圓
二十五圓
八十五圓
三十圓
二百四十圓
金百七十圓也
三十圓
十五圓
二十五圓

消耗品費
印刷費
通信運搬費
雜費
養育費
食費
被服費
器具費
消耗品費
雜費
保姆手當金
敎育費
旅費
消耗品費
備品費

六十圓	學費
二十圓	儀式費
二十圓	雜費
金三十圓也	衛生費
十圓	藥價
二十圓	雜費
金百五十圓也	修繕費
百三十圓	家屋修繕費
二十圓	器具修繕費
金百五十七圓也	償還費
百五十七圓	償還金

◎平壤孤兒救濟會

所在地　平安南道平壤府釵貫里百七十四番地

設立　大正十年十月一日

沿革　無告の孤貧兒を收容し之を教養して生業を與へ自活の途を得しむる目的を以て鄭世胤外百餘名の有志主唱の下に設立したるものなり。

組織　會員組織現在會員數二百四十七名にして吳胤善會長たり。

維持　會員の醵金（一人一箇月五十錢）及官廳の補助金竝一般篤志者の寄附金を以て維持經營す大正十三年度豫算四千五百三十六圓。

事業　現在收容せる孤兒の數は朝鮮人三十名にして年長者は十六歲年少者は八歲多くは八九歲の者なり職員に院長一名、副院長二名、院監一名、教師一名、寄附募集委員一名、保姆一名を置き毎日三時間宛普通學校初學年程度の學科を授け將來は孤貧兒を百名に增加し機械に依る簡易なる工業を授け以て勤勞の念を涵養すると共に相當の賃銀を與へて之を貯蓄せしめ他日の獨立生計の資に充てしめ且つ一面事業の收益を以て維持費の一部に充てむとす。

（三）愛國婦人會春川支部

所在地　江原道春川郡春川面江原道廳內

設立　大正十一年十月二十一日

沿革　特に記述すべき變遷なし。

組織　會員組織にして支部經營。

維持　支部支出金及本部補助竝地方費補助金を以て維持す。

事業　大正十一年十月以來支部事業として孤貧兒の敎養竝に姙産婦保護事業を經營し十二年中保護を加へたる姙産婦四名あり孤貧兒に就ては未だ收容所建設せられざるを以て地方篤志家に委託し養育費を支給して保育せしめ現に保育しつゝある者三名なり。

第四項　徒弟又は勞働者の敎育

◎和光敎園夜學部

（孤貧兒養育の部に收錄す）

◎向上會館

所在地　京城府天然洞舊日本公使館跡

設立　大正十一年八月七日

沿革　向上會館は元眞宗大谷派朝鮮布敎管理者溪內弌惠の主唱に依り佛敎の精神に基き朝鮮人を敎化し授産の道を講じて主として宗敎的、敎育的、産業的方面より個人及社會生活の向上に貢

獻せんとする趣旨の下に設立したるものなり

本館敷地は官有地三千三百八十五坪を無償にて借入れ煉瓦二階建二百十二坪餘傳習室木造平屋四十坪及其の他の建築を竣功し建築費八萬六千三十三圓餘大正十一年末迄に要したる設備費六千百七十三圓餘計九萬二千二百七圓餘を要したり。

組織　眞宗大谷派朝鮮布教管理者中野高淑の管理に屬す。

維持　本山並に官廳よりの補助及一般篤志家の寄附並作業收入を以て維持經營す。

事業　教化部、修學部、産業部を設く

一、教化部　眞宗の教義に基き朝鮮人の精神的文化の向上に貢獻するを以て目的とし其の事業とする處は信仰普及、社會教育、文藝音樂、運動娛樂等に關する施設をなし現に婦人會青年會、女子青年會等に加盟せる者約百六十名あり

二、修學部　本部は始め實業に關する智識技能及公民生活に須要なる教育を施したるも朝鮮の實情に鑑み女子技藝學校を設置することに改め十三年四月より實施せり科程は高等普通教育を授け併せて日常必要なる實用的技能を修得せしむるものにして其の修業年限二箇年なり現在三十名の生徒を收容し居れり

三、産業部　本部は朝鮮人子弟に特殊の産業を傳習せしめ一定の正業に就かしむる目的を以

て大正十一年十二月一日より開設せるものにして目下洋服、洋靴の二科を置く入學資格は普通學校四年修業の男子にして修業年限一箇年半なり現在洋服科五十二名、洋靴科十五名の傳習生あり尚十三年四月より兩科共更に高等なる技術を敎授する目的を以て高等科を設置することゝなり本年春期卒業生洋服科十三名洋靴科五名を收容せるが修業年限一箇年半なり。

大正十二年度豫算

	支出					收入	差引損
	設備費	經常費	俸給	工賃	小計		
事務所	一、七〇〇・〇〇円	二、四〇〇・〇〇円	五、四八八・〇〇円	—	九、五四八・〇〇円	六六七・八〇円	八、八八〇・二〇円
宗教部	三〇〇・〇〇	一、五六〇・〇〇	—	—	一、八六〇・〇〇	—	一、八六〇・〇〇
修學部	四〇〇・〇〇	六六〇・〇〇	二、四九五・〇〇	—	三、五五五・〇〇	三〇〇・〇〇	三、二五五・〇〇
傳習部	二、九四四・八〇	三、三六〇・〇〇	一三、五〇〇・〇〇	一六、三六四・四〇	三六、一六九・二〇	三一、六六四・四〇	四、五〇四・八〇
計	五、三四四・八〇	七、九八〇・〇〇	二一、四四三・〇〇	一六、三六四・四〇	五一、一三三・二〇	三二、六三二・二〇	一八、五〇〇・〇〇

◎昌寧勞働夜學會

所在地　慶尙南道昌寧郡昌寧面

設立　大正九年八月八日
組織　會員組織。
維持　基金及篤志家の寄附金を以て維持す。
事業　現在勞働者及其の他晝間從業者五十三名に對し簡易なる國語算術を敎授しつゝあるが敎師は昌寧青年會の幹部員之に當れり。

◎靈山勞働夜學會

所在地　慶尙南道昌寧郡靈山面城內里
設立　大正九年九月二十五日
沿革　勞働者を敎養し智識の發達普及を計る目的を以て大正八年十月一日靈山青年會の附帶事業として設立したるものにして大正九年九月之が獨立となり同年十二月維持困難にて一時中止し大正十年十月再興せしめ以て今日に至れり。
組織　會員組織。
維持　基金收入及篤志家の寄附金を以て維持す。
事業　勞働者男子百三名に對し青年會幹部員に於て無報酬にて夜間敎授を爲しつゝあり敎科目は國

語算術の二科とす。

◎馬山福壽寺夜學會

所在地　慶尙南道馬山府弓町三二〇番地

設立　大正十一年九月

沿革　現福壽寺住職光英博明布教師として派遣せらるゝや夙に社會的奉仕に志し居たるが大正十一年九月試みに寺院隣家の鮮人子弟數名を集め夜學を開始したるに漸次兒童數增加したるため同年十二月正式に夜學會として認可申請するに至れり而して翌年三月許可せられ且つ社會教化上有益なる事を認められ本府補助金六百圓地方費補助百圓を下附せられ基礎愈々確實となれり。

組織　福壽寺住職光英博明の個人經營。

維持　官廳の補助、本山の出費、篤志家の寄附及經營者の出資により維持經營す。

事業　朝鮮人貧困者の子弟にして晝間修學し能はざる兒童を集め每夜三時間宛國語、漢文、算術、修身の四科目を授業し目下通學者百餘名あり。

◎安息教會附屬義明學校

所在地　平安南道平原郡順安面郡上里

設立　明治三十九年十月十日

沿革　本校は明治三十九年十月創設と同時に基督教信者にして貧困なる高學年生徒に對し勞働を爲さしめ其の得たる賃金を以て學資に充當せしめ一般高等普通學校と同等の教育を施す。

組織　財團法人にして順安安息教會の管理に屬す。

維持　同上の維持經營する所なり。

事業　設立當時は敢て持筆すべきものなかりしも明治四十四年安息教會より金五千圓の寄附金を得て田畓五萬坪を購入し勞働部を設けし以來貧困なる信者の子弟にして勞働部に入り學資を得る者增加し來れり尙木工部、織造部を設け前者は男生徒後者は女生徒をして學習せしめつゝあり。

◎鐵原兒童保護所

所在地　江原道鐵原郡鐵原面中里

設立　大正十年三月

沿革　特に記述すべき變遷なくして今日に至る

組織　耶蘇宣教師米國婦人漁源の經營管理に屬す。

維持　經營費は管理者の負擔とす。

事業　約十六坪の建物を有し耶蘇教々師一名教授を擔任し男女を分ちて普通學科を授け居れるが現在收容徒弟男子十名女子二十名あり。

◎鐵原勞働稧夜學

所在地　江原道鐵原郡鐵原面中里

設立　大正十一年二月

沿革　特に記述すべき變更なくして今日に及べり。

組織　會員組織にして勞働稧員を以て組織す。

維持　稧員各自三十錢乃至四十錢を醵出し雜費に充て教師は無報酬とせり。

事業　稧建物五十二坪を教室に充當し教師二名を以て稧員の徒弟七十三名に對し普通學を授けつゝあり。

第五章　特殊教育事業

◎朝鮮總督府濟生院盲啞部

所在地　京城府天然洞九十八番地

設　立　大正二年四月

沿　革　朝鮮總督府濟生院は私立京城孤兒院の事業を繼承し明治四十四年六月濟生院養育部と改稱し孤貧兒の教養を爲し來りしが大正二年四月更に盲啞教育事業をも開始し茲に濟生院盲啞部の設立を見るに至れり。

組　織　朝鮮總督府の經營にして内務局に屬す。

維　持　恩賜金利子、政府支出金、雜收入及寄附金を以て維持經營す。

事　業　現在生徒數は給費生三十六名自費生四十二名計七十八名にして盲本科啞本科に分つ修業年限は前者三年にして後者五箇年とす科別に依り生徒の區分を示せば左の如し

科別	修業年限	内地人 給費生	内地人 自費生	内地人 計	朝鮮人 給費生	朝鮮人 自費生	朝鮮人 計	合計 給費生	合計 自費生	合計 計
盲本科	三箇年	—	六	六	二二	三	二五	二二	九	三一
啞本科	五箇年	二	一六	一八	一二	一七	二九	一四	三三	四七
計		二	二二	二四	三四	二〇	五四	三六	四二	七八

給費生は全部寄宿舍に入らしむることゝし男女に依り之を區分收容し舍監を置き之が監督の任に當らしめ食事及學用品等を支給するの外卒業又は夏季休暇の際に於ては旅行費用として一定の手當金を給與し得ることゝせり然れども卒業後に於ける何等の制限又は義務を附することなく全然恤救の方針の下に之を取扱へり

生徒の敎育に付きては最も注意を拂ひ專ら實用的方面に重きを置き各科の修業者は他の補助なくして善く自活し得らるゝの技能を敎習せむとし盲生には鍼灸及按摩を啞生には裁縫を課せり而して盲生には當初は通譯を附し敎授するの要あるも第二學年よりは概ね之を要せざるに至る又技術練習の爲には盲本科第二學年の半項より敎課時間外に於て一般の需に應じて按摩を行はしむることゝせり

盲生の卒業者は十三年三月迄の分を合せ七十八名にして內九名の死亡者を除き五名は官設醫院にマッサージ技工として雇傭せられ他の六十七名は自宅營業を爲し二名は東京盲啞學校に入學し居れるが營業者は相當の收入を得て自活の途を立てつゝあり目下一箇月の平均收入五十圓を超ゆるの情況に在り

啞生は大正七年三月以來六回の卒業者を送り合計二十六名となれり彼等は在學中修得せる裁縫の技術を利用し內十五名は洋服店の職工として相當の收得を爲し他の九名は家庭に在りて

父母の家業を助け本年の卒業生中一名は大阪、一名は福岡の學校に入學したり就業者は何れも相當の實績を擧げ居れるが一人一箇月收入平均は約三十圓以上とす。

◎平壤盲啞學校

所在地　平安南道平壤府水玉里三三三番地

設立　明治三十一年二月二十八日

沿革　本校は明治三十一年二月米國宣敎師故ホール大察里百六十三番地に一私塾を設立し數人の女子盲人を敎育したるに創る其の後明治四十四年六月九日現在の場所に校舍を新築し女子盲啞部を置き以て今日に至れり。

組織　米國人惠仁秀の管理に屬し男敎員一名女敎員二名敎授を擔任せり。

維持　事業經營上の經費は設立者の出資朝鮮各派敎會の補助及有志篤志家の寄附金を以て維持經營す大正十三年度豫算二千九百八十五圓

一箇年に於ける收支決算は二千九百六十圓なり(大正十二年度)。

事業　盲啞者に對し技術的敎育を施し自活の途を得しむるを以て目的とし各生徒の學費は學校の負擔とし食費として生徒一人に付一箇月四圓を其の父兄より徵收するも負擔力なき者に對して

は之れを免除せり

現在收容生徒數十三名あり。

◎朝鮮盲啞協會

所在地　京城府天然洞九十八番地濟生院盲啞部內

設立　大正十年三月

沿革　朝鮮に於ける盲啞者の智識の發達普及を計り併せて社會的地位の向上を圖る目的を以て設立したるものなり。

組織　會員組織。

正會員內地人　盲四十五名　啞八名　朝鮮人　盲百二十八名　啞十九名

賛助會員同　四十一名　同　七名

維持　會員の醵金及一般篤志家の寄附金官廳の補助金を以て維持す一箇年に於ける收支決算一千圓なり（大正十一年度決算）。

事業　本會の事業左の如し

一　盲啞者竝一般篤志家の懇親及智識の交換を圖ること

二　盲啞者に關する各般の調査研究

三　盲啞者に關する各種社會的施設の促進誘導を爲し又は自ら施設經營を爲すこと

四　會報を發行し講習會及講演會を開催又は貸與文庫を設立し會員に貸與す

五　本會の目的を達する爲特に必要なる事項。

第六章　施藥救療事業

◎朝鮮總督府醫院

所在地　京城府蓮建洞

設立　明治三十二年四月二十二日

沿革　本院は明治三十二年(光武三年)四月二十四日舊韓國勅令第十四號を以て病院官制の發布に起原し院名を廣濟院とし內部の直轄に屬し庶民の救療を主とし設立せられ傍ら賣藥業の取締藥料檢查種痘獸畜の病毒檢查をなしたり其の後明治三十三年(光武四年)六月三十日勅令第二十四號を以て定員改正を行ひ種痘の事務を施行せらるゝことなり同時に漢城種痘司官制發布せられ其の所屬となり明治三十六年(光武七年)三月二十四日勅令第六號を以て官制改正あり以

上業務の外各處病所及監獄署に分番視務すること丶なれり明治三十八年(光武九年)二月二十六日官制改正に依り廣濟院當初の事業を施行すること丶なれり明治四十年(光武十一年)三月十日勅令第九號を以て大韓病院官制發布と同時に廣濟院は廢せられ議政府に直隷し現在位置に院舍の新築に着手す院長は內部大臣之を兼攝せり而して其の事業は治療、敎育、衛生の三部に分たれ治療部にては疾病救療貧民施療の事を敎育部にては醫師藥劑師產婆看護婦の養成敎科書の編纂を衛生部は地方衛生行政のことを掌り尙韓國赤十字社の囑託を受け其の業務を掌ること丶なれり此の敎育部こそ醫學講習所の濫觴なりとす

其の後明治四十年(隆熙元年)十二月二十七日勅令第七十三號を以て官制改正せられ新築落成し院長に陸軍々醫總監醫學博士佐藤進初めて任命せられ病院の基礎確定すると同時に日新醫術の應用に一新區劃をなす明治四十二年(隆熙三年)院長佐藤進辭任陸軍軍醫監醫學博士菊池常三郞院長に就任院務益擴張せらる其の後明治四十三年八月二十九日日韓併合の結果同年九月勅令第三百六十八號を以て醫院官制發布せられ附屬として醫學講習所を置き治療事務の外朝鮮人醫師看護婦助產婦を養成すること丶なり大韓醫院の全部を繼承して總督府醫院と改稱せり

明治四十三年訓令第十六號を以て醫院事務分掌規程定められ同四十四年二月府令第十九號を

以て朝鮮總督府醫院附屬醫學講習所規則を定めらる同年十月一日醫院長以下各職員の任命あり陸軍軍醫監藤田嗣章院長たり同年十一月西側第四號第五號病棟新築落成同年同月皮膚科を新設す同四十四年三月齒科を新設す同年十月舊永禧殿及附屬建物を交付せられ圖書室及標本室に充當す大正元年十一月東側第五號病棟新成す大正二年四月濟生院官制改正の結果精神病科當院に移り其の新築病棟二棟及附屬の土地建物の引繼を受け之を東入病棟とす前精神病科の移轉に依り內、外、眼。產婦人、小兒、耳鼻咽喉、皮膚泌尿、精神病及齒科の分課完成せり

大正三年七月二十四日院長陸軍軍醫監藤田嗣章辭任の爲陸軍軍醫總監醫學博士芳賀榮次郎就任せり大正五年四月勅令第百十九號に依り官制改正の結果傳染病及地方病研究科を新設せらる同改正に依り附屬醫學講習所を廢せられ同所に於て分掌しありたる事項中醫師の養成は京城醫學專門學校の所管となり助產婦及看護婦の養成に關する事項は當院醫育課に於て分掌することゝなれり大正五年四月一日院長陸軍軍醫總監醫學博士芳賀榮次郎京城醫學專門學校長を兼任す大正六年五月外科の分科として整形外科を設く大正九年九月三日內科を第一第二に分科せり大正九年十月十四日院長辭任に付醫學博士志賀潔就任せり大正九年十一月五日醫育科を看護婦及助產婦養成所と改稱す同十年五月增築中の東二、東六病室落成同十三年二月施

療、外來診察所の改修及施療病室、外來診察所新築落成に伴ひ普通患者及施療患者共に入院、外來患者との診察所を區分せり。

組織 總督府の直轄に屬す。

維持 醫院收入、恩賜金利子及政府の支出金を以て維持す。

事業 本院は朝鮮に於ける醫療機關の中樞にして京城府の北部に在り土地高燥にして面積五萬五千六百四十二坪建坪五千三百二十五坪を有し診療に關する各般の設備略完備し入院患者約四百五十名を收容することを得本院に於ける業務は第一第二內科、外科、眼科、產科、婦人科、小兒科、耳鼻咽喉科、皮膚科、精神病科、齒科の專門的分科に於て診療に從事する傍ら傳染病及地方病研究科を置き朝鮮に於ける同病の調查研究に從事す又同院には看護婦助產婦の養成所を附屬し多數助產婦及看護婦の養成を行ふ又藥劑課ありて患者に要する調劑製藥竝藥物試驗を行ひ庶務課にありては庶務會計の事務を掌理す而して之が職員は院長一、醫官一七、醫員二四、技師一、助手一、事務官一、敎官一、藥劑官一、藥劑手五、書記五、看護婦長一他に雇員看護婦傭人等在りて夫々業務に從事す

從來本院は道慈惠醫院と同じく慈惠を施すを目的となせしも近來民衆の經濟狀態昂上し從前の如く無制限に施療を行ふは徒らに依賴心を助長し一面又院務の膨脹に伴ひ所要の經費大い

に増加したるを以て大正五年以來施療を行ふは貧困者のみとし一般患者に對しては低廉の料金を徴收することゝなせり。

大正十二年度取扱患者數左の如し

區分	普通患者		施療患者		計	
	患者數	治療日數	患者數	治療日數	患者數	治療日數
入院患者	三、四〇五	一〇一、八四四	一六〇	六、八一〇	三、五六五	一〇八、六五四
外來患者	三四、四六九	三六八、五九一	一九、〇二一	二〇七、一七五	五三、四九〇	五七五、七六六
計	三七、八七四	四七〇、四三五	一九、一八一	二一三、九八五	五七、〇五五	六八四、四二〇

◎道慈惠醫院

院名	所在地	設立年月日
水原慈惠醫院	京畿道水原郡水原面	明治四十三年九月
淸州慈惠醫院	忠淸北道淸州郡淸州面	明治四十二年十二月
公州慈惠醫院	忠淸南道公州郡公州面	明治四十三年九月
群山慈惠醫院	全羅北道群山府	大正十一年二月
全州慈惠醫院	全羅北道全州郡全州面	明治四十二年十二月

同南原出張所	全羅北道南原郡南原面	大正十一年二月
光州慈惠醫院	全羅南道光州郡光州面	明治四十三年九月
順天慈惠醫院	全羅南道順天郡順天面	大正十一年二月
濟州慈惠醫院	全羅南道濟州島濟州面	大正元年十月
小鹿島慈惠醫院	全羅南道高興郡小鹿島	大正五年二月
大邱慈惠醫院	慶尙北道大邱府	明治四十三年九月
安東慈惠醫院	慶尙北道安東郡安東面	大正元年十月
晋州慈惠醫院	慶尙南道晋州郡晋州面	明治四十三年九月
同院馬山出張所	慶尙南道馬山府	大正十一年九月
海州慈惠醫院	黃海道海州郡海州面	明治四十三年九月
平壤慈惠醫院	平安南道平壤府	明治四十三年九月
義州慈惠醫院	平安北道義州郡義州面	明治四十三年九月
楚山慈惠醫院	平安北道楚山郡楚山面	大正元年十月
江界慈惠醫院	平安北道江界郡江界面	大正十一年十二月
春川慈惠醫院	江原道春川郡春川面	明治四十三年九月
江陵慈惠醫院	江原道江陵郡江陵面	大正元年八月
咸興慈惠醫院	咸鏡南道咸興郡咸興面	明治四十三年一月
羅南慈惠醫院	咸鏡北道鏡城郡羅南面	明治四十三年九月鏡城に開院し大正九年十二月羅南に移轉し今日に至る
會寧慈惠醫院	咸鏡北道會寧郡會寧面	大正元年八月
間島慈惠醫院	支那間島	大正五年四月

道慈惠醫院は地方に於ける醫療機關の中樞にして道廳所在地其の他地方に於ける樞要なる地に設置し其の數二十五(內二箇所は出張所)敷地總坪數約四十二萬坪建物總坪數約一萬二千七百坪を算し入院患者約一千六百名を收容することを得道慈惠醫院に於ける診療業務の分科は各院等しからずと雖も大略總督府醫院に準じ一般醫療の外施療巡廻醫療に從事し尙助產婦看護婦の養成をも實施し居れり。

組織 官立にして道知事の監督に屬す。

維持 醫院に於ける事業收入恩賜金利子及政府の支出金を以て維持す。

事業 大正十二年度に於ける取扱患者數左の如し。

大正十二年官立醫院普通施療別患者表

院名	普通患者					施療患者					合計	
	入院	外來		計		入院	外來		計		人員	延人員
		人員	延人員	人員	延人員		人員	延人員	人員	延人員		
總督府醫院	九五、一六八	一五九、九五六	三四五、四四五	二五五、一二四	四四〇、六一三	六、五八一	八六、九五五	一九五、八四九	九三、五三六	二〇二、四三〇	三四八、六六〇	六四三、〇四三
道慈惠醫院	一三三、〇一四	四四六、四四六	九〇一、五六一	五七九、四六〇	一、〇三四、五七五	一〇二、四三〇	三〇五、六二三	八五三、五三三	四〇八、〇五三	九五五、九六三	九八七、五一三	一、九九〇、五三七
水原	三、六六四	八、三〇二	二〇、二三一	一一、九六六	二三、八九五	一、〇五二	九、三六六	三七、七一四	一〇、四一八	三八、七六六	二二、三八四	六二、六六一
淸州	二、五一九	一四、〇九六	二一、二五九	一六、六一五	二三、七七八	九二九	四、三七七	一三、八七二	五、三〇六	一四、八〇一	二一、九二一	三八、五七九
公州	二、七六〇	二一、五二五	四〇、三六三	二四、二八五	四三、一二三	二、〇八三	一二、七二一	三三、〇二四	一四、八〇四	三五、一〇七	三九、〇八九	七八、二三〇

群山	八、二四四	三三、二四五	六三、二六四	四一、四八九	七〇、四六〇	七六三	七、六一六	二〇、九三〇	八、三七八	二一、六九三	四九、八六七	六三、一五三
全州	六、九九〇	二〇、七〇六	三九、一〇八	二七、六九六	四六、〇九八	一、一一六	一五、六八九	四一、八六五	一六、八〇五	四二、九八一	四四、五〇一	八九、〇七九
南原	一、〇八四	五、五二七	八、七五八	六、六一一	九、八四二	三一	三、三三九	六、三四六	三、三七〇	六、三七七	九、九八二	一六、三三九
光州	一三、一九五	三三、一八五	六〇、二一六	三五、三八〇	七三、四一二	一、八四五	二一、四一二	五四、七四九	二三、二六六	五六、五九四	五八、六四六	一三〇、〇〇五
順天	四、〇九五	八、九〇九	一五、七七八	一三、〇〇四	一九、八七三	三六三	七、二六二	一五、八六九	七、六三五	一六、二三三	二〇、六二九	三六、一〇五
濟州	一、四五六	八、八〇九	一一、八七九	一〇、二六五	一三、三三五	一、〇二一	一二、一〇四	一四、三七九	一三、一三五	一五、四〇〇	二三、三九〇	二八、七三五
小鹿島	—	一、六三〇	四、六八二	一、六三〇	四、六八二	七〇、〇六四	四、四九五	一三、六三七	七四、五五九	八二、七〇一	七六、一八九	八七、三八三
大邱	二〇、二〇六	三三、二九二	八三、七一一	五三、四九八	一〇三、九一七	六、〇〇三	二六、四八五	八三、四六九	三三、四八八	八九、四七三	八四、九八六	一九三、三八九
安東	七五二	一三、〇三九	二五、六九三	一二、七九二	二六、四四六	一、六二八	六、六三〇	一八、五三二	八、二五八	二〇、一五九	二一、〇五〇	四六、六〇五
釜山	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
晋州	五、七七三	一七、九〇六	四六、四六四	二三、六七九	五二、二三七	六七四	一八、〇六一	五九、八五二	一八、七三五	六〇、五二六	四二、四一四	一二三、七六三
馬山	二、四七三	一〇、六七五	一八、八八三	一三、一四八	二一、三五六	二一〇	四、五〇五	一三、一〇六	四、七一五	一三、三一六	一七、八六三	三三、六七二
海州	四、〇八六	一〇、二九七	二八、三二八	一四、三八三	三二、四一四	一、六三三	七、三〇二	一四、六五八	八、九三五	一六、二九一	二三、三二八	四八、七〇五
平壤	二一、〇四〇	九六、四三九	一四八、五二八	一二七、四七九	一六九、五六八	四、六九六	五八、四五七	一〇六、四八四	六三、一五三	一一一、一八〇	一八〇、六三三	二八〇、七四八
義州	五、七〇二	一七、二八六	三二、五三四	三三、九八七	三八、二三五	一、二八一	一六、八五五	八一、〇九三	一八、一三六	八二、三七四	四一、一二三	一三〇、六〇九
楚山	二、二七六	四、二〇〇	一四、〇二三	六、四七六	一六、二九九	八一五	七、五二六	二六、〇九七	八、三四一	二六、九一三	一四、八一七	四三、二二一
江界	一、七五八	七、五二〇	一一、二二五	九、二七八	一三、九八三	三五	六、二二七	一一、三三四	六、二六二	一一、三六九	一五、五四〇	二四、三五三
春川	一、五一五	一〇、二〇一	一九、六四六	一一、七一六	二一、一六一	五三〇	四、五三七	一一、〇五〇	五、〇六七	一一、五八〇	一六、七八三	三一、七四一
江陵	一、一〇七	六、六八九	一四、九〇六	七、七九六	一六、〇一三	七六九	四、七〇九	一〇、〇五二	五、四七八	一〇、八二一	一三、二七四	二六、八三四
咸興	一〇、〇九〇	三五、二五五	一〇〇、七九五	四五、三四五	一一〇、八八五	一、九八九	三四、〇八〇	一一六、四二七	三六、〇六九	一一八、四一六	七一、四一四	二三九、三〇一

惠山鎮	二三	六八	一六八	一二	一九二	―	六五	六六	六五	六六	一七六	二五七
羅南	六、二〇九	一五、二九〇	二七、三〇八	一九、四九九	三三、五一七	一、五六五	四、六七九	九、〇二四	六、二四四	一〇、五八九	二五、七四三	四四、一〇六
城津	六三三	五、二〇三	一〇、六四八	五、八三六	一一、二八一	―	三、八三七	一五、七三三	三、八三七	一五、七三三	九、六七三	二七、〇一四
會寧	二、八五四	一四、一二四	二一、五七四	一六、九七八	二四、四二八	九二三	八、六二五	一七、〇三三	九、五四八	一七、九五六	二六、五二六	四二、三八四
間島	二、五一〇	八、〇〇八	一三、六三七	一〇、五一八	一五、一四七	四一三	四、六五三	九、一三八	五、〇六六	九、五五一	一五、五八四	二四、六九八
合計	二二八、一八二	六〇六、四〇二	一、二四七、〇〇六	八三四、五八四	一、四七五、一八八	一〇九、〇一一	三九二、五七八	一、〇四九、三八一	五〇一、五八九	一、一五八、三九二	一、三三六、一七三	二、六三三、五八〇

◎官立醫院の貧民施療

官立醫院開設以來大正九年末迄の貧民施療數は四百八萬七千九百六十四人にして其の延人員一千二百八十三萬九千九百二十三人を算し其の內入院百十二萬三千八百五十八人外來八百九十六萬四千百六人外來延人員一千百七十一萬六千六十五人の多數に及ぶ大正八年に於ける施療患者は皮膚泌尿科を最多とし患者百分中二七・一六を占め內科、外科、眼科、小兒科、耳鼻咽喉科、齒科、產婦人科等之に亞ぎ精神病者は極めて少數なり

窮民患者の救療は總督府醫院及各道慈惠醫院に於て之を行ふ外大正三年二月恩賜財團濟生會より配當を受けたる七萬圓を基金として之より生ずる收入を道慈惠醫院に配付し豫め施療券を面又は警察官署に配付し置き窮民に交付せしめ公醫若くは其の他の開業醫に依囑して救療

を行ひ居れり。

◎公　醫

大正二年十一月公醫規則を發布し同三年四月全道に百三十七名の公醫を配置し醫療機關の缺陷を補ふの一法とせり公醫は公務に服すると同時に一面に於て開業の自由を與へ特に僻陬の地にして人は比較的多く而も醫療機關絶無の地に配置せり然れども全道に對する配置數として甚だ寡少なるを以て其の後數次の增員を行ひ現在に於ける配置員數は二百四十名なり。

◎道地方費の救療事業

京畿道	醫療の資なき貧民に一定の豫算を限度として療養費を給す
忠淸北道	醫師なき地方二箇所に地方費を以て醫師を定置す
忠淸南道	療養の資なき貧民に一定の豫算を限度として療養費を給す
全羅南道	貧困者の爲道地方費は診療券を發行し該券に依り公私立病院醫師に就て診療を受けしめ 地方費は右診療所提示の診療券一枚に付金二十錢宛を診療所に交附す 大正十二年度中の診療券發行高二萬五千枚なり
慶尙北道	公醫三十一人に旅費を支給して巡回診療を爲さしめ貧民に對しては所要費を地方費より 支出して施療を爲さしむ

慶尚南道	療養の資なき貧民に一定の豫算を限度として療養費を給し且つ貧民死亡者の遺族を救恤す
黄海道	療養の資なき貧民に一定の豫算を限度として療養費を給す
平安南道	醫療資に乏しき貧民患者のため道地方費は治療券を發行し公醫及醫師に就て診療を受けしめ治療せしむることゝせり治療券一枚に付金二十錢宛とす 療養の資なき貧民に一定の豫算を限度として療養費を給す
平安北道	療養の資なき貧民に一定の豫算を限度として療養費を給す
江原道	公醫二十四人に手當及實費を給して一定數の貧民に施療を爲さしむ
咸鏡南道	療養の資なき貧民に一定の豫算を限度として療養費を給す
咸鏡北道	療養の資なき貧民に一定の豫算を限度として療養費を給す

◎日本赤十字社朝鮮本部

所在地　京城府南山町三丁目三十三番地

設立　明治三十八年一月

沿革　（イ）韓國特別委員部　明治三十一年の創立に係り日本赤十字社々員にして釜山又は元山に在住せる者は本社長崎支部の管轄に屬し京城、仁川、平壤、鎭南浦其の他の地に在住せる社員は日本赤十字社の直管に屬し京城に特別委員部を置く。

（ロ）韓國委員部　明治三十八年一月日本赤十字社は從來の特別委員部を擴張し釜山、元山在

住の社員の管轄を特別委員部の管轄に移し同委員部の組織を改め韓國委員本部を京城に置き委員部を領事館所在地に置く

明治三十八年三月三十一日現在を以て日本赤十字社より事務引繼を了し同年五月十日韓國委員部規定の制定實施と共に從來の韓國特別委員部事務取扱事項を廢止す

明治三十九年三月五日委員本部規程を改正し委員部を理事廳所在地に置く

明治四十二年七月二十三日韓國赤十字社官制及規則廢止の勅令公布せられ韓國に於ける赤十字社業務の一切を日本赤十字社に合同經營することゝなる。

（八）朝鮮本部　明治四十三年九月二十日日韓併合と共に韓國本部を朝鮮本部と改稱す

明治四十三年十二月十日朝鮮本部規則を制定し朝鮮本部を朝鮮總督府所在地に支部を道廳所在地に委員部を支部所轄區域内便宜の地に置く

大正十二年四月二十五日本部規則を改正し委員部（府郡島）單位を分區（面）單位に進め本部管掌事項を補足して內地支部同樣に諸般事業を實施し得ることゝなれり。

組織　社團法人にして總長一名副總長若干名は上奏に依り其の任に就き一切の部務を總管し各道支部に支部長各府郡島委員部に委員長其の他各必要の職員を配置し社務を取扱ふ。

維持　本部現在の資産は金三十五萬五千四百九十圓內資金十九萬三千百九十圓を有し之より生ずる

利子及社員の年醵金有志の寄附金等の收入を以て其の經費に充つ。

本社は國際條約の主義に據り列國赤十字社の協約に從ひ戰時は軍隊の傷病者を救護し平時は災害其の他公衆の衛生疾病豫防苦難輕減に關する事業を行ふを主旨とせるが本部施設事業左の如し。

(一) 看護婦養成　大正六年朝鮮總督府醫院、大邱、平壤兩慈惠醫院に委託し看護婦の教育を開始せしが大正九年以來は朝鮮總督府醫院にのみ委託し養成に努めつゝあり爾來給費生徒合計百〇七名に達し內卒業生四十五名事故退學者二十五名死亡者七名看護婦勤務中解職者二十七名あり現在本部診療所及朝鮮總督府醫院陸軍衛戍病院等に勤務中の者十八名實務練習生十二名學科修業中の生徒合計十八名に對し給費中にして教育開始以來三萬餘圓を支出せり。

(二) 結核豫防撲滅施設　結核豫防撲滅に資する目的を以て本部は大正三年六月之れが規程を制定し朝鮮總督府醫院又は各道慈惠醫院に委託して施療劵を交付し救療し來りしが開始以來患者治療延人員二千五百二名を算せり將來施設の普及を圖る爲昨年五月規程の一部を改正し支部委託診療所を設けて廣く患者の施療を爲すことゝなれり。

(三) 支部委託診療所　本社萬國赤十字會議の主旨に則り結核患者の無料診療を行ひ漸次他の

患者の診療に及ぼす計劃を立て之れが經費を本部年醵金實收額の九分の一以上を毎年度の豫算に計上し指定支部(全州、公州、大邱、晋州、平壤、咸興)をして配當豫算の範圍内を以て一定數の患者診療中なるが大正十二年度中取扱患者延人員五百二名に達せり。

(四) 本部診療所　京城に於ける社會的施設の狀況に鑑み主として中産階級以下の者を對象とし其の治療費を低廉ならしむると同時に極貧者に對し無料診療を施す目的を以て常設診療所設置の計劃を立て大正十二年二月案を具し本社の承認を經て之れが實行に著手し資金九萬四千七百四十五圓を投じ同年五月十六日京城府竹添町一丁目九十番地に本館外附屬室四棟の工事を起し同年十一月十七日附を以て朝鮮總督府羅南慈惠醫院長たりし醫學博士、岩淵友次を所長兼内科小兒科醫長に任命し外科醫長外醫員五名を外科、産婦人科、齒科、耳鼻科に配置し調劑員三名看護婦十一名事務長(本部主幹兼務)書記及雇員六名を置き同年十二月二十二日開所一般患者の診療を爲せり。

(五) 災害其の他公衆衛生　疾病豫防、苦難輕減、救濟等に關し應急救護員の派遣又は慰問品の募集等に從事せるが大正十二年度中の實施事項左の如し

イ、災害救護

救護員				取扱患者		經費
醫員	看護婦	其ノ他	計	實數	延人員	
三一	八二	四三	一五六	二、一三六	五、〇一六	二、六九九・五四円

備考　救護員を派遣したる主なる事件は關東震災及西鮮水害罹災者の救護等にして其他五件あり關東震災救護班は本社救護部所屬勤務の關係上諸給與等本社より支給し其額六千四百八十五圓なり

ロ、關東震災慰問　本部は昨年九月關東震災に際し罹災者慰問救護の目的を以て義捐金の募集に努め本部及大邱支部外十箇支部管內社員有志の同情に訴へ本年三月迄に取纏めたる救恤金九萬七千六百十圓の內六萬二千八百十八圓を朝鮮總督府を經て東京震災救護事務局に寄贈し千二百二十四圓は衞生材料を購入し之を直接同事務局に寄贈し三萬三千五百六十八圓を本社救護慰問金に充てたり

ハ、震害地罹災學童慰問　罹災學童の窮境を救濟する爲大正十二年十月全鮮小學兒童より學用品及金圓等を募集せしが是れより先朝鮮敎育會に於て同樣の計畫を爲したるため其の成績豫期の如くならざりしも、寄贈學用品三萬二千二百六十九點金三百二十圓に達したり

ニ、國際救護　大正十一年十月浦潮政變の爲同地を遁れたる露國避難民九千餘名に對し本

部は赤十字聯盟の趣旨に遵ひ官憲當局の援助を受け元山府民と協力して傷病者の救療、食糧の給與、慰問金の贈與等最善の努力を以て臨機の處置を執り就中傷病者の救療に對しては元山府立病院職員元山開業醫及本部派遣の救護班とを以て臨時救護隊を編成し露國側の看護隊と共に專ら治療に從事したるが大正十一年十二月以來政府に於て一般避難民救護開始と同時に主として傷病者の救療に膺ることゝなれり避難民救濟費は五萬五千圓にして其の内四萬圓は本社の補助を受け、一萬五千圓は大正十一年度本部常備資金より支辨せり其の外救濟費として千二百二十四圓を支出して專ら傷病者の治療費に充てたるが大正十一年十月二十四日救護開始より同十二年七月三十日救護終了迄取扱ひたる患者延人員六萬二千二百餘名なり尚大正十二年一月二十五日愛國婦人會朝鮮本部と協同し慰問金品の募集に當りたるが其の金額七萬千四百五十五圓、物品九百十五貫慰問袋三千百三十一點に達せり而して其の金圓は避難民の元山退去の都度被服費及旅費等に充てしむる爲贈與せり。

◎京城佛教慈濟會

所在地　京城府元町一丁目十二番地

設立　大正六年四月二十日

沿革　京城佛敎慈濟會は今より約十六、七年前東本願寺が京城別院の境內に設けたる行旅病人の收容救護を爲したるに創る其の後年月を經過するに從ひ收容者數漸次增加するに及び大正六年四月經營の主體を變更して京城各派佛敎徒の聯合より成る京城佛敎慈濟會に移し尙ほ大正十年七月事業を擴張して行旅病人の收容の外更に一般救療を目的とする實費診療所を開設し以て今日に至れり。

組織　本會は京城佛敎各派の寺院聯合會の組織に係り役員は聯合會員中より理事十名以內を選び其の中より專務理事、常務理事二名を選び專務理事會を代表することゝせるが現在に於ける專務理事は淨土宗開敎院住職久家慈光なり。

維持　會員の支出金、一般篤志者の寄附金、官廳の補助金及事業收入を以て維持經營す大正十三年度豫算額一〇、六六六圓なり。

事業　一、行旅病人收容所　創設以來取扱ひたる患者數左の如し。

種別／年別	救護人員			發停人員				繰越	救護延人員
	前年繰越	新救護	計	全治	死亡	其他	計		
大正七年度	一九	二〇〇	二一九	一二六	八〇	—	二〇六	一三	四、三九一

大正八年度	一三	一四五	一五八	七六	六四	—	一四〇	一八	六、五一三
大正九年度	一八	一〇五	一二三	五二	六四	—	一一六	七	四、一八七
大正十年度	七	九〇	九七	三八	四三	二	八三	一四	二、八九〇
大正十一年度	一四	一七六	一九〇	八四	八六	五	一七五	一五	五、九三六
大正十二年度前半期	一五	八七	一〇三	四一	三四	六	八一	二	二、一九三
計	八六	八〇三	八八九	四一七	三七一	一三	八〇一	八八	二六、一一〇

備考 「其他」とあるは收容後他の機關へ轉歸せしものを指す

二、實費診療所 開設以來の成績左の如し

年別	種別	內地人 男	內地人 女	朝鮮人 男	朝鮮人 女	計	平均
大正十年度	外來患者	三、四六七	三、一八三	七七二	一五七	七、五七九	二・八
	入院患者	九〇三	四四二	三七六	一三	一、七三四	五・七
大正十一年度	外來患者	四、七六六	四、〇八九	九〇九	三四二	一〇、一〇六	二七・九
	入院患者	四四八	四三〇	四四一	一一八	一、四三七	三・九
大正十二年度前半期	外來患者	二、二〇〇	二、一三六	五七二	一六二	五、〇七〇	二七・七
	入院患者	一八〇	一八八	二六三	二二	六五三	三・五
計		一一、九六四	一〇、四六八	三、三三三	八一四	二六、五七九	

◎贊化病院施療部

所在地　京城府明治町一丁目九番地

設立　明治四十一年十月五日

沿革　本院施療部は院長古城憲治個人の經營に係り明治四十一年十月五日現贊化病院一般醫療に附隨して開設したるものにして當時貧困者の多數が病氣に惱むも生活難のため治療を爲し得ずして悲慘の境遇に在るを深く同情し此等の貧困なる患者に無料施藥治療を爲し以て今日に至れり。

組織　院長古城憲治管理經營す。

維持　病院費より支辨す。

事業　施療人員

大正十年	二十九名
大正十一年	二十五名
大正十二年	二十八名

◎セブランス病院施療部

所在地　京城府南大門通五丁目

設立　明治十七年十月

沿革　本院は明治十七年十月の設立に係り爾來一般診療に從事し來りしが下層貧民の患者に對し無料診療開始の必要を認め同院に施療部を附設し本院醫師各專門分科の診療を分擔し施療に從事しつゝあり。

組織　米國人エビソンの管理に屬す。

維持　事業收入設立者セブランスの支出金及基督教宣教會の寄附金を以て維持經營す。

事業　大正十年度施療人員四千九百七十一人(內入院者四百九十五人)同十一年度施療人員五千六百七十五人(內入院者六百四十四人)同十二年度施療人員四千九百十三人(內入院者五百六十八人)なり本院所屬醫師二十四名は一般患者の診療に從事すると共に貧民の施療に從事しつゝあり。

◎仁川府施療所

所在地　京畿道仁川府山手町二丁目十二番地

設立　大正五年九月一日

沿革　大正五年九月貧困者施療の目的を以て仁川病院內に施療所を設けて貧民患者の施療を開始し以て今日に及ぶ。

組織　仁川府尹の監督を受け病院長河崎貫一管理す。

維持　仁川府より年々千五百圓の補助を受け居るも經費の不足を生じたるときは病院費を以て補充す。

事業　主任醫及看護婦一名を置き隔日診療を爲し藥價及診察料を免除す。

大正十年以後に於ける施療人員數及經費左の如し。

年度	施療人員
大正十年	二六九人
大正十一年	二六二人
大正十二年	二六六人

◎愛人病院

所在地　忠清北道鎭川郡鎭川面邑內里

設立　明治四十二年九月二十九日

沿革　宣教の傍ら貧民施療の目的を以て設立し以て今日に及ぶ。

組織　英國人トロロップの管理に屬す。

維持　聖公會の補助金及藥價を以て經費に充當するも不足あるときは寄附金を以て支辨す。

事業　貧困の程度に依り醫療費を全免する者減價する者あり大正五年以降に於ける施療人員及經費左の如し。

年度／區別	施療人員	經費年額
大正五年	九、四二四人	一、八一九円
大正六年	三、六六五人	二、一一三円
大正七年	四、〇三〇人	二、一二六円
大正八年	五、四九四人	二、九〇二円
大正九年	四、六〇三人	三、七九三円
大正十年	五、三七九人	三、四四二円
大正十一年	五、五〇五人	三、八一〇円
大正十二年	三、八二五人	三、四四一円

◎蘇民病院

所在地　忠清北道清州郡清州面塔洞町

設立　大正十一年十二月六日

沿革　窮民施療の目的を以て設立し今日に及ぶ。

組織　美巡會之を管理し美人醫師カステル、エムエステル院長となり醫務を整理す。

維持　貧民以外の者の治療料を以て補ひ不足の場合は美巡會に於て支辨す。

事業　開院後日淺きも事業成績良好なり

大正十二年に於ける救助人員及經費額左の如し

救助人員五〇二人　　經費支出額　　四、九八八圓五六錢。

◎群山耶蘇教病院

所在地　全羅北道群山府外龜巖里

設立　明治三十二年九月

沿革　本院は美國南長老派美巡會が教旨の宣傳を行ひ且窮民施療を目的として設立したるものなり。

組織　米國南長老派美巡會の經營管理に屬し米國人ゼー、ビーパターソン院長とし朝鮮人醫師、藥劑員、米國人看護婦各二人を置く。

維持　米國南長老教會より年々四千圓の補助を受け足らざる所は院收入を以て維持す。

事業　貧困者施療の傍ら孤兒の養育をなす。

大正八年以降に於ける施療人員及所要經費左の如し

區分＼年別	大正八年	大正九年	大正十年	大正十一年	大正十二年
外來患者	三、九五二人	四、二九六人	四、三八三人	四、〇六五人	四、七〇七人

入院患者	一、四五三	一、五九七	一、八〇六	一、七六八	一、二四一
經費	五五、五二〇円	七五、一四円	五八、九二四円	六八、二六五円	六八、五五七円

◎美國長老敎濟衆院

所在地　慶尙北道大邱府新町

設立　明治二十八年

沿革　明治二十八年米國北長老敎會の創設せるものなり創め南山町に設置せしが大正二年三月現在の個所に新築移轉し今日に至る。

組織　北長老敎會の管理に屬し院長英國人ドクトル、フレッチャー監督の下に米國人醫師、朝鮮人醫師各一名を置き內科、外科、婦人科、眼科等に分ち專ら診療に從事せしむ。

維持　事業收入の外米國北長老敎會より年額一千圓の定額補助金と外國有志者の寄附金を以て維持しつゝあれども施療部は申込者增加せると資金缺乏の爲維持困難に陷りしを以て大正十一年度以降道地方費より每年六百圓宛補助し居れり。

事業　三十名を收容し得べき病舍二棟及他に施療患者を收容する病舍一棟ありて相當の成績を上げ居れり

大正十年以降の成績左表の如し。

年次 \ 區分		外來患 有料	外來患 無料	外來患 計	入院患 有料	入院患 無料	入院患 計
大正十年度	男	五、五二三	五三四	六、〇五七	二六〇	五〇	三一〇
	女	三、四〇九	三一五	三、七二四	九二	二九	一二一
同十一年度	男	七、二九三	二八七	七、五八〇	三三三	一九	三五二
	女	三、三七三	一五九	三、五三二	一五七	一〇	一六七
同十二年度	男	六、三八四	一、〇二一	七、四〇五	三〇四	三〇	三三四
	女	三、一九二	五一一	三、七〇三	一五一	二二	一七三

◎大邱同生病院

所在地　慶尙北道達城郡達西面內塘里

設立　大正十一年二月移轉新築

沿革　舊韓國時代に於ては朝鮮人傳染病患者を同仁病院に收容し內地人傳染病患者は大邱民團設立の傳染病避病舍に收容しつゝありしが大正三年府制の實施と共に南山町に傳染病舍を設立し爾來府費を以て維持し來りしも建物不完全にして且狹隘なりし爲大正十年府費五萬圓を支出して新築に着手し同十一年二月竣工せしものなり。

組織及維持

府の直營に係り常に雇員一名囑託醫二名看護人二名を配置す今大正十三年度所要歲出豫算を示さば左の如し

大正十三年囘生病院費豫算

一金六千四十五圓　歲出豫算總額

內譯

一金二千九百二十圓　雜給

一金二千八百二十五圓　需用費

一金三百圓　修繕費

事業

大邱府內傳染病患者は大邱慈惠醫院に收容せるもの及自宅治療に依れるものを除き總て本院に收容しつゝあり大正三年創立以來本院收容患者數左の如し

事故／年次	府內一般患者表 發生	全治	死亡	現	上記中囘生病院收容患者 發生	全治	死亡	現
大正三年	一二四	一〇七	一七	―	―	―	―	―
同四年	一六三	一四一	一九	二	―	―	―	―
同	二三〇	一四四	七四	二	一〇一	六三	三八	―

同	六年	一五五	一一八	三二	五	二九	二四	五	一
同	七年	一四七	一三三	一七	七	一七	一	四	一
同	八年	三四五	三二五	一九	三	二六	二〇	五	一
同	九年	四〇〇	三〇二	九六	二	二一九	一八二	三七	一
同	十年	一三三	九五	二四	三	七六	五九	一七	一
同	十一年	三二三	一三二	九四	八	一五五	一二九	三六	一
同	十二年	一五四	一一六	三〇	八	二五	二三	二	一

◎晉州培敦病院

所在地 慶尙南道晉州郡晉州面玉峰里

設立 大正二年十二月一日

沿革 本院は大正二年十二月中濠洲長老派基督敎會が窮民施療を目的として設立したるものなり。

組織 個人經營にして英國人ウイリアム、テーラーの管理に屬す。

維持 敎會補助、篤志者の寄附金及藥價の收入を以て維持す。

事業 貧困の程度に依り施療費を全免又に減額する者あり

今大正五年以降に於ける施療人員及所要經費を示せば左の如し

◎海州救世病院

年度	施療人員	經費年額
大正五年	六、三七〇人	七、四六〇円
大正六年	一、〇七五人	四、五九七円
大正七年	七、七六二人	九、八六四円
大正八年	九、〇三五人	一一、八三〇円
大正九年	四、〇六六人	二五、四五二円
大正十年	一、五六八人	二七、八九六円

所在地　黄海道海州郡海州面東榮町

設立　明治四十三年十一月一日

沿革　米國北監理派教旨の宣傳を行ひ且つ施藥救療事業の一助として設立以來一般民衆に對し實費診療を爲し以て今日に至れり。

組織　米國北監理派の管理に屬し醫師二名、藥劑士一名、看護婦六名を置く院長は米國人ケー、ダブルユー、ハイデー(河義德)なり。

維持　所屬教會の送金竝一般患者の診療に依り得たる收入を以て維持す。

事業　大正十二年中に於て施療したる患者數八十八名にして之に要したる經費一萬三千八百一圓なり。

◎載寧濟衆院

所在地　黄海道載寧郡載寧面菊花里

設　立　明治四十四年五月六日

沿　革　本院は米國北長老派美巡會が敎旨の宣傳を行ひ且つ施療事業の一法として設立したるものなるが爾來一般患者の實費診療を行ひ貧困者に對しては無料診療をなし以て今日に及べり。

組　織　米國北長老派美巡會の經營管理に屬し醫師調劑員各二名を置く

現院長　　米國人アール、ケー、スミス　（沈宜道）。

維　持　所屬美巡會の補給金及一般患者の診療費を以て維持す大正十三年度所要歳出豫算一萬二千五百三十三圓。

事　業　大正十二年中に於ける施療患者延人員三千二百六十四名に及べり。

◎平壤聯合基督病院

所在地　平安南道平壤府大察里百六十三番地

設　立　明治二十九年五月

沿革 本院は元耶蘇敎會紀笏病院と稱し米國北監理敎會宣敎師フォールウェルの設立する所にして大正三年院舍を改築擴張し大正九年七月北長老敎と合併し設立者フォールウェルは歸國せしを以て現院長アンダーソン(安道宣)繼續經營し來れるが大正十二年一月廣惠女病院と合併し平壤聯合基督病院と改稱せり。

組織 醫師アンダーソンとして管理し米國人醫師三人、朝鮮人醫師三人、藥劑師二人、米國人看護婦三人、朝鮮人看護婦四人を置き施療及一般の診療に從事す。

維持 經費は院收入及每年米國北長老敎會其他より約九千七百圓の補助を受け其の他は信徒の寄附金を以て之に充つ大正十三年度豫算一萬二千五百圓。

事業 大正五年以降に於ける施療成績左の如し。

年度／區分	大正五年	大正六年	大正七年	大正八年	大正九年	大正十年	大正十一年	大正十二年
施療人員	五〇〇人	七〇三人	八六三人	一、〇〇〇人	一、三〇〇人	一、五〇八人	一、八一五人	四、四六九人
經費年額	七五〇円	一、〇五五円	一、五五三円	一、九五〇円	二、四七〇円	二、七一五円	三、二六七円	三、七三三円

◎平壤救活院

所在地 平安南道平壤府上需里二百十番地

設立　大正五年十月五日

沿革　米國人宣教師クローブの主唱に依り平壤府上需里に在る民屋を借受け貧困者に對し毎日夕食を給して宿泊せしめたり然るに大正七年設立者クローブ他に轉去したるに依り宣教師文約翰及米國人フィリッポ兩人にて引受け大正九年迄經營し來りしが其の後アンダーソン繼承して經營の任に當り看護婦を置き窮民患者を施療し以て今日に及べり。

維持　基督教會内の義捐金を以て支辨す大正十三年度豫算四百二十三圓。

事業　大正十二年中に救助したる人員は三十四名にして經費四百四圓八十四錢を要せり。

◎順安安息教會附屬順安病院

所在地　平安南道平原郡順安面郡上里

設立　明治四十一年八月二十四日

沿革　本院は明治四十一年八月中米國人ラッセル(魯雪)が救療の目的を以て朝鮮家屋を買收して修繕を加へ診療に着手したるに創り越て大正二年に至り小規模の病院を建築したるが更に大正十年現在の地に建坪五百坪の病院を增築し施療に從事しつゝあり。

組織　設立者ラッセルの經營管理に屬し醫員として朝鮮人醫師一名看護婦三名を置く。

維持　安息教會より年々五千圓の補助あり他は院收入及一般有志よりの寄附金を以て經費を支辨す
大正十三年度豫算一萬二千圓。

事業　大正十二年度に於ける施療者は三百五十餘名あり。

◎鎭南浦病院施療部

所在地　平安南道鎭南浦府明峽町府立病院内

設立　大正十一年六月一日

沿革　府内に於ける貧困者に對し施療施藥の必要を認めたるを以て大正十一年始めて當府立病院内
に施療部を開設したるものなり。

組織　府の經營管理に屬す。

維持　本事業は凡て府費を以て維持す。

事業　大正十一年六月本事業開始以來救療を施したる延人員二百九名にして三名は死亡したるも他
は全治の上夫々生業に從事せり。

◎東洋合同鑛業會社附屬病院

所在地　平安北道雲山郡北鎮面橋洞

設立　明治三十二年五月

沿革　同會社員及鑛夫にして負傷其の他疾病ある場合に診療を行ふ目的を以て設立したるものなり

組織　會社の經營管理に屬す。

維持　外來患者よりの藥價及會社の支出金を以て維持す。

事業　會社員及鑛夫の負傷又は疾病は無料診療とし一般人に對しては診療料の減額を爲す

大正六年以降に於ける救療者左の如し。

大正六年	一、七八三人
大正七年	一、七八三人
大正八年	三八人
大正九年	五七三人
大正十年	三、六八二人
大正十二年	三、〇〇七人

◎春川耶蘇教病院

所在地　江原道春川郡春川面衛洞里二百二十九番地

設立　明治三十八年九月十日

沿革　基督教南監理派教旨の宣傳を行ひ且つ施藥救療を行ふ目的を以て米國人醫師リート南監理教

會の後援に依り設立したるものなるが其後醫師メイス、同ポマン、同アンダーソン等の管理に依り繼續せられ大正八年より現院長ビー、エル、ヒル之を繼承せり。

組織　教會監督の下に院長一名、醫師二名、藥劑師一名、看護婦一名、書記二名を置き施療に從事す管理者米國人ビー、エル、ヒル。（吉鞆笠）

維持　經費は米國に於ける本教會より補助を受くる外藥價收入を以て之に當つ。

事業　患者の資產狀態の如何に依り診療費を全免又は減價或は全額徵收す大正十二年度に於ける救療人員七千三百八十四人にして經費三千六百圓なり。

◎原州瑞美監病院

所在地　江原道原州郡原州面上洞里

設立　大正二年十一月一日

沿革　基督教北監理派の教旨宣傳を行ひ且つ施藥救療を行ふ目的を以て設立し今日に至れるものなり。

組織　本教會監督の下に米國人モリス（慕理是）之れを管理す職員は管理者の外醫師一名、書記一名、調劑者一名、看護婦二名を置く。

維持　米國宣教會より補助金を受け他は病院收入を支辨す。

事業　大正六年以後に於ける救療者左の如くなるも醫師解免の結果大正十二年より中止の狀態なり近く醫師を招聘し復活の見込。

大正六年	大正七年	大正八年	大正九年	大正十年	大正十一年
三八人	九八人	一、一九七人	一、四八五人	一、五三三人	二三人

◎元山實費診療所

所在地　咸鏡南道元山府上里一洞百三十番地の三

設立　大正十一年八月七日

沿革　元山府住民にして醫藥料の支出に窮する者の疾患を實費にて診療する目的を以て設立したるものなり。

組織　元山府尹の管理に屬する職員には醫師一名、看護婦一名、藥劑助手一名を置く。

維持　府費を以て支辨す大正十三年度豫算四千三百三十五圓なり。

事業　中流以下の生活狀況に在る府住民に對し實費施療を爲すも特に貧困なるものに對しては施藥

救療費の徵收を猶豫又は減免せり
大正十一年事業開始以來十三年三月までの救療人員は一千百五十八名に達せり。

◎元山府救世病院

所在地　咸鏡南道元山府祭洞十九番地

設立　明治三十一年九月

沿革　基督教信者の貧困者に對し施療する目的を以て設立したるも一般人の貧困者に對しても無料施療を行ひ以て今日に及べり。

組織　教會監督の下に醫師四名看護婦四名を置き米國人ロソス（羅約耳）事務の管理をなす。

維持　加奈佗長老教及米國南監理派教會よりの補助竝病院收入を以て維持經營す。

事業　大正八年以後に於ける救療人員左の如し。

大正八年	大正九年	大正十年	大正十一年	大正十二年
一五六人	一七六人	二、三八二人	二八〇人	三九六人

◎咸興濟惠病院

所在地　咸鏡南道咸興郡咸興面新昌里

設立　明治四十一年十一月六日

沿革　一般人民に對し施療を爲す目的を以て設立す。

組織　英國人フロレンス、ゼシ、マリーの管理に屬す。

維持　加奈佗長老教婦人會の補助及病院收入を以て維持す大正十三年度豫算四千七百十一圓。

事業　大正八年以後に於ける救療人員左の如し。

大正八年	大正九年	大正十年	大正十一年	大正十二年
四、四五〇人	三、七六〇人	七、一六五人	三、〇一七人	二、六五〇人

◎光州濟衆病院（癩病患者收容所）

所在地　全羅南道光州郡孝果面鳳仙里

設立　明治四十三年二月

沿革　癩病患者收容の目的を以て設立したるものにして米國人アール、エム、ウヰルソンが基督教の教義に則り管理し以て今日に至れるものなり。

大正十二年及同十三年紀元節の嘉辰に宮內省より五百圓の御下賜金ありたり。

組織　前記ウヰルソンの管理經營す。

維持　一箇年の經費約四萬圓中一萬八千餘圓は米國紐育及英國愛蘭ダブリン市に於ける極東癩病患者宣敎會より支辨を受け其の他は各國の資產家より寄附を受け支辨す。

事業　現在收容患者五百名(內百八十名は女子)にして自作自給の方針にて農耕、建築、土木、裁縫(女子)其他の作業を課し傍ら基督敎の傳道を爲して心の安住を與へ靈肉の救助に努めつゝあり。

◎小鹿島慈惠醫院　(癩病患者療養)

所在地　全羅南道高興郡錦山面小鹿里

設立　大正五年二月二十四日

沿革　癩病患者各地に散在し其の概數三千に達するを以て之が救濟方法として大正五年二月當所に慈惠醫院を設置し收容治療に努め今日に及べり。

組織　朝鮮總督府の直轄經營。

維持　政府の支出及恩賜金の利子を以て維持經營す

大正十二年度年額經費　　五萬四千六百七十二圓。

事業　現在收容患者二百名(內四十名は女子)にして其の他外來患者日々四、五十名あり入院患者は全部官費にして外來者は一部收料するものあり

開設以來死亡者の外は退院患者なかりしも大正十一年に於ては十三名の全治退院者を出したる狀況にて從來不治の病と稱せられたる本病も醫藥の効により治療さるべきを悟り入院希望者激增せり。

◎大邱癩病院

所在地　慶尙北道達城郡達城面內塘洞

設立　大正六年十二月

沿革　明治四十二年英國人醫師ドクトル、エー、ヂー、フレッチャーが大邱北長老教濟衆院長として來任するや多數癩病患者が路上に彷徨せるを以て同情の念禁する能はず濟衆院前の空地に治療所を設け治療に從事せり其後遠近より患者來集し擴張の必要に迫られしより更に倫敦癩病救濟會の後援を得て大正五年四月現在の地所を購入し工費一萬五千圓を投し煉瓦建平屋二棟二階建一棟、木造瓦葺一棟を建設し其後漸次增築して今日に至れり大正十二年及大正十三

年の紀元節當日宮內省より事業奬勵會として各四百圓下賜せられたり。

組織　英國倫敦所在癩病者救濟會の事業なるもその管理は米國北長老敎濟衆院に於てなし院長フレッチャー（蘢禼湫）監督の下に治療に從事し居れり近く財團法人となすべく目下認可申請中なり。

維持　從來英國癩病者救濟會より年額二萬圓の補助を受け維持し來れるも該補助のみにては建物增築其他規模擴張等難きを以て大正十二年總督府より七千七百圓の補助を仰ぎたり。

事業　本院は療養の資力なき癩病患者を收容治療せしむると共に病毒の散逸を防ぎ且つ患者に對して普通敎育及宗敎的慰安を與へつゝあるが現在患者男百十五名女八十名計百九十五名あり男女は各別居せしめて男子の輕症者には附屬農園に於て耕作に女子の其れ等には洗濯、裁縫等に從事せしめつゝありて每週二回注射療法を施し重症者には外用藥及手術治療を行ひ居れるが設立以來大正十三年三月迄の取扱患者數左の如し。

種別	入院患者	退院患者	死亡患者	現在患者
男	二四〇	一〇二	二三	一一五
女	一六五	四六	三九	八〇
計	四〇五	一四八	六二	一九五

◎癩病隔離院

所在地　慶尙南道東萊郡西面戡蠻里

設立　明治四十三年三月三十日

沿革　英國愛蘭癩病患者救護會より建築費二萬圓の寄附を得て創設し同國濠洲基督敎長老派宣敎師マッケンジー管理の下に專ら癩病患者を收容し之が療養に從事し來りたるものにして其の後同國蘇格蘭ローシャル、ブリグトン代りて經營し以て今日に至れり。

組織　ゼー、エヌ、マッケンジの管理に屬す。

維持　設立後年々愛蘭癩病患者救護會より約三萬圓の寄附金を得て經費を支辨しつゝあるも一人に對する一箇年の經費百五十五圓を要するを以て不足額を補助金及一般寄附金に俟ち維持す。

事業　前記寄附金二萬圓を以て洋式建物二棟建築し（建坪百八十五坪）當時癩病患者男女合せて五十五名を收容し爾來每年其の收容數を增加し現在三百七十名の多きに上れり隨て病舍の狹隘を告げ每年多數の入院希望者を拒絶するの狀況にあり而して之を療養の成績は頗る良好にして尙ほ入院患者に對しては時々耶蘇敎の敎理を說き彼等の慰安を與ふることに努め又院內には看護婦を置き監督並に食料購入の任に當らしめつゝあり。

第七章　窮民救助事業

第一項　窮民救助

◎恩賜賑恤資金

大正四年御大禮に際し賑恤の資として金二十萬圓を以て恩賜賑恤資金管理規則を定め別に訓令を以て窮民救助規程を制定し老幼不具癈疾又は疾病に因り自活することを得ず而も親戚故舊の倚るべき處なき者に對し救助を爲しつゝあり本資金設定後救助を受けつゝある者約二百名を算し資金現在額二十六萬圓なり。

◎仁川慈善會

所在地　京畿道仁川府新町三十番地

設　立　明治三十年五月

沿　革　仁川東本願寺僧輪番の主唱に依り貧困者及疾病に罹り路頭に迷へる者を救濟する目的の下に設立したるものなり。

組織　會員組織にして美濃谷榮次郎會長たり
右の外役員として會計一、幹事二、顧問三名を置く。
維持　會員の出資及有志の寄附金を基金とし其の預金收入を以て維持經營す。
事業　大正十年以降救濟を受けたる人員左の如し。

大正十年	一二名	二一四圓二〇錢
大正十一年	八名	一五二圓
大正十二年	八名	一四二圓

◎仁川朝鮮人慈善會

所在地　京畿道仁川府內里
設立　大正五年九月
沿革　貧窮者を救助する目的を以て丁致國等主唱の下に設立したるものなり。
組織　會員組織にして會長一、幹事二、評議員二名を置き設立者丁致國管理す。
維持　毎年夏期に於て瓜市場を開催し之に依り得たる收益金を主とし尙ほ薪炭市場より得る收益金を以て經費に充つ。

事業　大正十二年中に於ける救助人員三十四名にして之に要したる經費二百六十八圓なり。

◎窮民救濟所

所在地　忠清南道公州郡鷄龍面中壯里

設立　大正二年四月

沿革　不具癈疾又は自活するを得ざる貧窮者を救濟する目的を以て公州郡寺谷面朴仁默主唱の下に設立したるものなり。

組織　朴仁默後援の下に李漢烈（婦人）管理す。

維持　經費は設立者たる朴仁默及李漢烈に於て負擔す。

事業　被救者に對しては佛教を信仰せしめ不具癈疾者及老幼者を除き男子に對しては普通農作女子に對しては裁縫洗濯の作業に從事せしめつゝあり大正十二年度に於ける救護者數は三十九名にして之に要したる經費五百圓なり。

◎林川窮民救濟會

所在地　忠清南道扶餘郡林川面郡司里

設立　大正四年一月一日

沿革　乞食浮浪者鰥寡孤獨出獄人等を救護する目的を以て設立したるものなり初め成洛弼管理者たりしが其後林炳學代りて管理せり。

組織　會員組織。

維持　收容者の作業製作品收入を以て維持す。

事業　作業の種類は叺繩草鞋の製作綿打業等にして收益の一部は之を貯蓄して將來獨立自營の素地を作らしむ

大正十二年度に於ける救護者十五名にして之に要したる經費三十九圓なり。

◎求禮弘濟院

所在地　全羅南道求禮郡求禮面鳳東里

設立　大正七年四月四日

沿革　扶助者なき癈疾者又は救助を要すべき窮民を救濟する目的を以て求禮面有志金晟均主唱の下に設立したるものなり。

組織　設立者自ら管理經營す。

維持　設立者金晟均其の經費を負擔しつゝあるが一箇年の支出約五百圓なり。

事業　收容者に課すべき勞務は柴草採取及藁細工にして現在收容者四名あり。

◎晋州副業傳習所

所在地　慶尙南道晋州郡晋州面飛鳳洞

設立　大正九年四月一日

沿革　本會は大正八年中晋州繩叺生產販賣組合に於て浮浪者を收容し繩叺製造傳習を開始したるに創り名稱を副業奬勵會と稱し當時設備極めて不完全なりしが大正九年地方費より金貳千圓の補助を受け地方有志亦之に應じ後援を與へたるを以て基礎確實となり爾來相當の成績を擧げ來れるが大正十三年四月一日晋州副業傳習所と改稱す。

組織　會員組織にして役員は會長(晋州郡守之に當るの例なり)一名、副會長一名、幹事二名なり。

維持　收容者の生產品莚、繩、叺の賣上金農事經營に依る收入、道地方費の補助並に地方有志の寄附金を以て經費に充つ。

事業　浮浪者に生產を敎へんがために農家の副業たる繩叺並莚の製作を傳習し尙ほ一般の要求に應じ被傭農耕に從事せしめ夜間は私設夜學講習會に於て國語算術を修得せしめつゝあり。

創立以來の收容者累計七十六名に及べり。

◎釜山慈養教社

所在地　慶尙南道釜山府西町一丁目六番地東本願寺別院內

設立　明治十年十二月八日

沿革　本會は大谷派本願寺別院が門徒並に有力者と計り窮民救護の目的を以て設立したるものにして事業開始以來已に四十餘年を經過せり。

組織　會員組織にして社長一名會計員二名及幹事二十五名を置く。

維持　基金利子及寄附金を以て維持す。

事業　大正十一年度に於ける救護者二十八名なり。

◎馬山婦人慈惠會

所在地　慶尙南道馬山府臺町

設立　明治四十年十一月一日

沿革　窮民罹災民並行旅病人等救助を要すべき困厄者を救護する目的を以て設立したるものにして

爾來繼續維持し今日に及べり。

組織　會員組織　會員は何れも內地人女子にして寺島たま(馬山府尹夫人)事業を管理す。

維持　會員の醵金及篤志者の寄附金を以て維持す。

事業　爾來行旅病人其他窮民に對し若干の補助を與へ來れるも事業成績振はず目下新計畫考究中。

◎北三面救濟會

所在地　江原道三陟郡北三面事務所

設立　大正九年八月一日

沿革　窮民及罹災者救助の目的を以て設立したるものなるが些したる變遷なくして今日に及べり。

組織　會員組織にして崔相瓚(北三面長)之を管理す。

維持　面長及び有志の寄附金を以て基本金を積立て維持す。

事業　窮民及罹災民に對する金員救護の外全民に對しては年二割の低利資金を融通しつゝあり
大正十二年度に於ける救濟人員は二十四名なり。

◎佛敎慈濟會行旅病人救護所

（第六章施藥救療事業の項に收錄す）

◎仁川佛教悲田院

所在地　京畿道仁川府外里百六十一番地

設立　大正七年一月

沿革　行旅病の而も親戚故舊の倚るべき所無き者を救護する目的を以て設立したるものなり。

組織　仁川に於ける佛教各派の聯合に依る會員組織の團體にして各寺主任布教師を以て理事とし理事長を互選して會を代表せしむ。

維持　各寺に於ける一般有志寄附托鉢收入及官廳の補助を以て支辨す。

事業　病舍二棟六室を有し二十名を收容する事を得施藥診療は府立病院に委囑し之を受けしめ大正十二年度に於ける救護人員二十九名なり。

◎淸州博仁會　（行旅病人救護）

所在地　忠淸北道淸州郡淸州面泉町一七三番地

設立　大正八年三月二十七日

沿革　設立後特に記すべき變遷なくして今日に及べり。

組織　會員組織、會長山崎駿二（淸州郡守）管理す

維持　救護資金、補助金及基本金より生ずる收入を以て維持經營す。

事業　大正十二年度に於ける救護人員は十名なり。

◎大田佛敎慈濟會　（行旅病人救護）

所在地　忠淸南道大田郡大田面外而穴新垈里

設立　大正七年一月二十九日

沿革　本會は大田に於ける眞宗大谷派、日蓮宗高野山大師敎會、淨土宗曹洞宗眞宗本派の聯合事業にして初め理事門協採玄管理者たりしが其後各宗主任漸次交替にて管理することゝせり。

組織　會員組織にして管理者たる理事監督の下に醫師看護人を置き事業に從事せしめつゝあり。

維持　經費は會員の醵金、篤志者の喜捨及國庫補助を以て之に充つ。

事業　大正十二年度に於ける救護人員は三名なり。

◎全州矯風會　（行旅病人救護）

所在地　全羅北道全州郡全州面多佳町

設立　大正四年四月

沿革　全州矯風會は勤儉、貯蓄、民風改善等の地方改良事業をなすと共に一面行旅病人の救護を爲す目的を以て設立したるものなり。

組織　會員組織にして朴基順の管理に屬す。

維持　篤志家の寄附金及國庫補助金を以て經營す。

事業　大正十二年度に於ける救護者は九十一名にして翌年度に於ける豫算五千五百五十圓を計上す。

◎群山行旅病人收容所

所在地　全羅北道沃溝郡米面屯栗里

設立　大正十一年三月

沿革　特に記述すべき變遷なくして今日に至れり。

組織　群山府の經營管理に屬す。

維持　一般寄附金竝府費を以て維持す。

事業　大正十二年中に於ける行旅病人救護數三名死亡者取扱十一名とす。

◎順天面失業青年共濟會

所在地　全羅南道順天郡順天面東門通九十二番地

設立　大正十三年三月

沿革　崔厚植主唱の下に私財一千圓を出資して製繩機、洋襪機等を購入し同面內の失業青年に對し糊口の資を得しむる目的を以て設立したるものなり。

組織　會員組織にして崔厚植管理す。

維持　管理者の私財を以て維持す。

事業　會員は同面內失業青年十五名にして相互の努力により生產したる收益金は其の三分の一を積立て三分の二は生活費として分配す開設後日淺く成績不明なるも時宜に適し一般に好評なり。

◎大邱行旅病人救護所

所在地　慶尙北道達城郡達西面內塘洞回生病院內

設立　大正三年四月一日

沿革　大邱面(府制施行前)當時より管内に行倒れとなり又旅行中發病せしものに對しては面に於て保護し其の原籍の分明したる者は所謂村送りを爲し疾病重き者は面に於て治療を加へ其の治療費を辨じ得る者には辨償せしめ原籍不明にして資力なき者に對しては面費を以て救療を加へ來る慣習ありて大正三年府制の實施以來大邱府に於ては年々豫算に計上し救療を實施し以て今日に及べり。

組織　府營に屬し囑託醫一名看護人一名賄人一名を置けり。

維持　府費を以て支辨す大正十三年度豫算左の如し。

總額　三千二百五十五圓三十八錢

内譯

賄費	千四百六十四圓	(一人四十錢	三、六六〇人分)
治療費	千二十四圓八十錢	(一人四十錢	二、五六二人分)
看護料	二百四圓九十六錢	(一人　八錢	二、五六二人分)
薪炭費	百十九圓四十二錢		
人夫賃	六十七圓二十錢		

送還費　二十五圓
救護舍費　二百圓（毛布、雜具、修繕費、雜費）
埋火葬費　百五十圓

事業　大正十二年度に於ける事業狀況左の如し

繰越高	收容人員	死亡其他	全治	年末現在
一八人	八二人	四四人	三二人	二四人

◎晉州行旅病人收容所

所在地　慶尚南道晉州郡晉州面玉峰里

設立　大正十三年三月三十一日

沿革　晉州面內に於ける行旅病人は年々增加の傾向なるに收容所の設備なきを以て大正十二年度面費二千二百四十圓國庫補助金五百三十圓地方費補助一千五百圓計四千二百七十圓を投じ本收容所を建築せしに始まる。

組織　晉州面營にして番人一名を常置し病人の看護賄等一切をなさしむ。

維持　面費及地方費補助。
事業　開設後日淺く記すべきものなし。

◎平壤廣濟會（行旅病人救護）

所在地　平安南道平壤府南町五番地
設立　大正六年十一月一日
沿革　行旅病人の救護は從來府に於て直接行ひ來りたるも如斯事業は個人の經營に移すを適當なりと認め府內佛敎各派代表者と相謀り佛敎團體に於て其の衝に當ることゝなれり。
組織　會員組織にして役員は會長一名理事二名評議員及主事若干名あり初め內海慧雲會長たりしが大正十年四月早瀨孝廉之に代り大正十二年四月より大谷淸敎と交替し大正十三年四月より植村祐孝就任せり。
維持　會員の負擔金、寄附金及國庫補助金を以て維持す大正十三年度豫算二千八百六十圓。
事業　大正十二年中に於ける救護人員は三十六名にして此の外取扱たる死亡者は九名なり。

◎鎭南浦行旅病人救護所

所在地　平安南道鎭南浦府明峽町府立病院內

設立　大正六年十一月一日

沿革　行旅病人の救護取扱の目的を以て設立したるものなり。

組織　府の經營管理に屬す。

維持　被救護者の辨償、國庫補助及府費を以て維持す大正十三年度豫算四百八圓。

事業　大正十二年中に於ける被救護者數六名あり死亡四名全癒一名救護中のもの一名にして此延日數百七十餘日なり。

◎春川行旅病人救護所

所在地　江原道春川郡春川面佳淵里

設立　大正十一年十月一日

沿革　特に記述すべき變遷なくして今日に及べり。

組織　春川面の管理に屬す。

維持　國庫補助及地方費補助を以て維持經營す大正十三年度豫算六百五十圓。

事業　囑託醫二名を置き救護に從事せしめつゝあるが一般の同情亦多く時々古着雜品等を寄贈し來

るもの等ありて事業順調に進捗しつゝあり今其の成績を示せば

區別／年次	員數	延員數	死亡	經費
大正十一年	五	二九六	二	｜
大正十二年	一〇	九〇六	三	六四七

◎元山行旅病人救護所

所在地　咸鏡南道元山府府立病院内

設立　大正七年十月一日

沿革　特に記すべき變遷なし。

組織　府立病院内に附設す。

維持　國庫補助、地方費補助及府費を以て維持經營す大正十三年度豫算一千十四圓。

事業　大正十二年中に於ける救護延人員六百四十八名なり。

◎清津行旅病人救護所

所在地　咸鏡北道清津府曙町

設立　大正六年十月

沿革　本救護所は清津府敷島町醫師一番ヶ瀬健太郎の創設に係り救護所建物其他設備費として朝鮮總督府より金八百圓の補助を仰ぎ翌七年八月中其の設備を完了し同年九月より事業を開始し以て今日に至れり。

組織　一番ヶ瀬健太郎の個人經營に屬す。

維持　經費の半額は經營者に於て負擔し他は國庫補助によりて維持經營をなす。

事業　事務は便宜府吏員に於て之を取扱ひ收容病者の醫療に就ては經營者自ら之に當れり大正十二年中に於ける收容救護人員は二人にして創立以來延人員は二十二人なり。

第二項　罹災救助

◎恩賜罹災救助基金

明治天皇崩御に際し慈善救濟の資として金二十萬圓昭憲皇太后崩御の際同樣の趣旨を以て十萬圓御下賜ありたるを以て之に國庫補助金十五萬圓を加へて大正三年五月恩賜罹災救助基金を設定し之より生ずる利子を以て罹災救助を爲すこととせり本基金設定後咸鏡南北、慶尙南北、全羅南北、江原の諸道間島及滿洲の災害に對し支出したる救助金の總額は三萬六千四十

四圓餘にして現在基金五十五萬圓あり。

◎各道に於ける臨時恩賜金凶歉救濟會

併合の際朝鮮全道に對して下賜せられたる恩賜金一千七百三十九萬八千圓に對する利子の十分の一を以て凶歲時に於て種穀種苗の給與を爲す外臨機炊出救助を爲し若くは食糧の給與小屋掛費の給與其の他農具の貸與被服の給與醫藥費の給與をなすを目的として本費を設定したるものなるが各道に於ける該費豫算の總額は大正十一年度に於て八萬二千五百七十四圓を算す本費設定以來大正十年度末迄の間に支出したる實際額は三十一萬七千三百圓なり。

第三項　養　老

◎宣川養老院

所在地　平安北道宣川郡宣川面川北洞

設立　大正七年三月十日

沿革　宣川郡宣川面篤志家李昌錫が其の所有に係る田六萬六千五百坪畓三萬八千六百坪竝建物一棟(十坪)を提供し之れが基本財産として設立したるものなり。

組織　基督敎北長老派の信徒を以て組織す。
維持　基本財産より生ずる收入にて維持經營す。
事業　年齡七十歲以上の鰥寡孤獨者にして他に財產なく且つ扶養義務者なきものを收容して老後を靜養せしむ
本院收容定員は男五名女十五名なり。

第八章　出獄人保護事業

◎京城救護會

所在地　京畿道高陽郡龍江面阿峴里八十五番地
設立　大正二年七月十八日
沿革　本會は元京城救護院の事業を引受け大正二年七月より經營し來りたるが大正十年四月組織を財團法人に改め今日に至る
組織　財團法人にして柿原琢郞（京城地方法院檢事正）之れを管理す
維持　寄附金事業收入及國庫補助金を以て維持す。

事業　大正十二年度に於ける收容保護者五十八名一時的保護者二百六十四名にして其の內譯左の如し。

職業の紹介を爲したる者　二八人
衣類雜品又は旅費を給したる者　一五五人
歸途保護を加へたる者　五六人
療養又は宿泊を爲さしめたる者　二〇人
職業の資本を補助したる者　五人

◎開城大成會

所在地　京畿道開城郡松都面高麗町

設立　大正十二年一月九日

沿革　少年免囚を保護し自活の途を得しむる目的を以て設立したるものにして大正十二年十二月收容場竝に事務所を建設し今日に至る。

組織　會員組織にして松元鶴熊（松都面長）會長たり。

維持　有志の寄附金及事業收益金及官廳の補助金を以て維持す。

事業　大正十二年度に於ける救護人員左の如し。

收容保護　一九名

一時的保護　一一〇名

◎忠北有隣會

所在地　忠清北道清州郡清州面旭町一丁目

設立　明治四十四年十二月

沿革　明治四十四年十二月清州分監職員の規約に依り甫めて出獄人保護會を設立し其の後大正四年三月規約を改正し廣く官民有志の熱誠なる賛助を得大正五年七月會名を忠北有隣會と更め今日に及べり。

組織　社團法人、役員として會長の外幹事一名書記一名顧問及評議員若干を置く。

會長　本島文一　　幹事　力武竹一

維持　會員賛助員の寄附金品及事業收入を以て維持經營す。

事業　自大正十二年四月至大正十三年三月事業成績左の如し。

種別	内地人 男	内地人 女	朝鮮人 男	朝鮮人 女	外國人 男	外國人 女	計 男	計 女	計
場内に收容したる者	|	|	二	|	|	|	二	|	二
金品を惠與したる者	一	|	四九	|	|	|	五〇	|	五〇
篤志家に引渡又は職業の紹介を爲たる者	|	|	三	|	|	|	三	|	三
警察官署に引渡したる者	|	|	|	|	|	|	|	|	|
父兄其他の親族に直接引渡したる者	|	|	三〇	|	|	|	三〇	|	三〇
計	一	|	八四	|	|	|	八五	|	八五

◎公州慣業院

所在地 忠淸南道公州郡公州面山城町一九三番地

設立 明治四十四年九月一日

沿革 免囚を保護し之に職業を與へ自活の途を得せしめ社會良民の伍に入らしむる目的を以て公州監獄職員主唱の下に設立せられたるものにして大正十一年十二月二十五日組織を財團法人に變更せり。

組織 財團法人にして院長金寬鉉(忠淸南道知事)之れを管理す。

維持　經費は主として院經營農業其の他の事業收入篤志家の寄附及國庫補助を以て支辨す。

事業　被保護者には其の技能に應じ大工、杞柳細工、鉞力細工、洋服裁縫工等の職業に就かしめ其他は日傭並院經營の農耕に從事せしめ其の勞銀中より食費其他諸雜費を控除して餘は後日自活の資に貯蓄せしむ

創立以來收容人員四百九十七人（延三萬五千九百二人）非收容保護人員四百九十七人（延二萬三百七十六人）にして一時的保護人員は千二百八十四人なり。

◎大田自彊會

所在地　忠淸南道大田郡外南面中村里

設立　大正九年十一月三十日

沿革　免囚を保護し自活の途を得しむる目的を以て設立したるものにして其後收容所の必要を認め大正十二年九月工を起し新たに現收容所を建築せり。

組織　社團法人にして會長伊關重俊（大田郡守）之を管理す。

維持　國庫補助事業收入及篤志家の寄附金を以て維持經營す。

事業　大正十二年度迄の被保護人員百九十三人なり從來は收容所なきため主として職業紹介歸住保

護等一時的保護を加ふるに過ぎざりしも十三年二月收容所の新築完了したるを以て直ちに之を收容し目下四名を保護し居れり。

◎全州有終會

所在地　全羅北道全州郡全州面花園町

設立　大正元年十二月二十四日

沿革　初め全州保護會と稱し會員組織の下に免囚の保護を爲し來りたるが大正七年九月財團法人に組織を更へ全州有終會と改稱し以て今日に及ぶ。

組織　財團法人にして會長には全羅北道知事を推す。

維持　國庫及地方費補助並事業收入を以て維持す。

事業　收容所一部に於て刑務所にて習得せる技能に應じ夫々作業を課し技能なき者には會の荷車を使用せしめ運搬等をなさしめ其の勞銀は貯蓄せしめ後日の生業の資に充てしむ。

大正十二年度に於ける被保護者數左の如し

收容保護　二三八人(延二、〇九三人)

非收容保護　一一八人(延一、八六三人)

一時的保護　　七八人

◎群山誠之會

所在地　全羅北道群山府新興洞一七五番地

設立　大正二年十二月二十七日

沿革　曩に群山分監及群山府廳職員竝地方有志の主唱の下に群山保護會を設立し會員の出捐を以て免囚の保護を爲し來りしが大正十一年二月組織を變更して財團法人と爲し群山誠之會と改稱し群山府尹を會長に推し以て今日に及べり。

組織　財團法人にして國宗鹿太郎會長として管理す。

維持　基本財產收入國庫竝地方費補助及事業收入を以て維持す。

事業　大正十二年度に於ける被保護者數左の如し。

収容保護　六八人（延三六七人）

一時的保護　二十人

◎光州有隣會

在地　全羅南道光州郡光州面

設立　大正二年二月一日

沿革　出獄人保護の目的を以て公州刑務所職員主唱の下に設立し次で大正七年五月財團法人と爲し經營其の緒に就き以て今日に及べり。

組織　財團法人にして元應常(全南知事)會長として管理す。

維持　事業收入官の補助金一般の寄附金を以て維持經營す。

事業　現在七名の收容保護者あり此等の或者には本會所有畑二反四畝歩及借地畑六反の耕作に當らしめ其他の者に對しては野菜の行商又は農業手工に從事せしめつゝあり。

◎木浦成美會

所在地　全羅南道木浦府竹洞九六番地

設立　大正三年三月九日

沿革　免囚を保護し授產の途を講じ之をして一般社會良民の伍に入らしむる目的を以て木浦官民有志の企てに依り免囚の保護事業を爲し來りたるが大正八年五月其の組織を財團法人に改め以て今日に及べり。

組　織　財團法人なり　役員として理事一名監事三名評議員二十名主事若干名を置く會長新藤寛三郎なり。

維　持　官廳の補助金及寄附金竝事業收入を以て經費に充つ。

事　業　大正十一年度に於ける被保護者數左の如し

収容保護　八名
非収容保護　一名
一時的保護　五十七名

◎濟州成美會

所在地　全羅南道濟州島濟州面健入里

設　立　大正十年七月

沿　革　免囚にして他に倚る所なき者を保護し生業を授け自營の途を與ふる目的を以て設立したるものなり。

組　織　會員組織にして會長前田善次管理す。

維　持　事業收入官の補助金を以て維持經營す。

事業　大正十一年度中保護を受けたる者五名なり。

◎大邱常成會

所在地　慶尚北道大邱府東雲町

設立　明治四十四年四月十五日

沿革　本會は元免囚保敬會と稱し大邱監獄署員によりて組織せられ出獄せる無職業者を收容保護し來りしが官民有志の贊助を得て大正五年三月財團法人となし會名を大邱常成會と變更して今日に至れるものなり。

組織　財團法人にして理事二名監事二名評議員十五名主事若干名を置く理事の中一名を會長とし一名を副會長とし會長には慶尚北道知事副會長には大邱刑務所長の職にあるものを囑託し監事評議員、主事は會長より囑託す。

維持　官廳の補助金、官民の寄附金、事業收入を以て維持す。

大正十三年度豫算左の如し

大正十三年度豫算

收入の部

前年度繰越金	一、五〇〇圓
本年度收入額	五、〇六〇圓
補助金	一、三〇〇圓
會費及寄附金	一、五〇〇圓
事業收入	七五七圓
預金利子	七七七圓
食費回收	四五六圓
貸付金回收	二五〇圓
雜收入	二〇圓
合計	六、五六〇圓

支出の部

事務費	一、七六五圓
備品費	一五〇圓
消耗品費	九〇圓
通信費	一〇〇圓

役員諸給	一、〇三五圓
旅費	九〇圓
雜費	三〇〇圓
保護費	二、九五七圓
食費	一、二七七圓
療養費	七五圓
被服費	四六〇圓
惠與費	三六七圓
貸附資金	五〇〇圓
雜費	二七八圓
作業費	八八八圓
器具費	二五〇圓
借地料	八〇圓
作業資金	三三三圓
人夫賃	二二五圓

營繕費　五〇〇圓

雜費　四五〇圓

合計　六、五六〇圓

事業

釋放者にして衣類又は歸鄕旅費を所持せざるものに對しては給與保護を爲し又は歸住すべき家を有せず又は保護者なき者は之を收容して適當なる業務を授け或は雇傭の媒介を爲して獨立自活せしむることに努めつゝあり其の後國庫の補助を受くるに至り基礎漸く成りたるも未だ之を以て充分とすべからざるものあり而も一面釋放者にして保護を必要とすべきもの日を追て增加し斯業の徹底を期せむとせば會の收入を計る上に一段の努力を要すべきものあり這般之れが經營に腐心し一般社會の同情に訴へ以て會の發展を圖るべく企劃中なり

創立以來大正十二年迄の收容人員を上ぐれば

明治四十五年四月より	大正二年	大正三年	大正四年	大正五年	大正六年	大正七年	大正八年	大正九年	大正十年	大正十一年	大正十二年
一五	三四	三	二七	二九	二四	一八	三	一九	一三	一三	三九

にして現在八名を收容し居れり內男四名は會內に於て農業に女一名は洗濯補綴に從事し男二

名は內地人實業家に雇はれ何れも勤勉なり而して是等に對しては貯蓄を奬勵し將來に備へしめ一面家庭との連絡を保ち以て保護の確實を期しつゝあり。

◎安東辛酉會

所在地　慶尙北道安東郡安東面新世洞七〇番地

設立　大正十年十一月十九日

沿革　出獄人を保護し自活の途を得しむる目的を以て設立したるものなり。

組織　會員組織にして會長藤井春喜管理す。

維持　國庫補助官民有志の寄附及事業收入を以て維持す大正十三年度歲出豫算二千百三十三圓なり。

事業　大正十三年に於ける收容保護者男二名、非收容保護男一名、一時的保護男五十八名、女十二名、計七十三名なり。

◎金泉尙善會

所在地　慶尙北道金泉郡金泉面大和町

設立　大正十年十一月八日

沿革　大正十年七月金泉分監開廳と共に金泉官民有志相謀りて設立したるものにして會長に金泉法院支廳檢事を推し理事に金泉警察署長及金泉分監長を擧げ外に評議員として金泉、尙州、善山、聞慶の四郡守、金泉、尙州兩法院支廳判事、金泉面長、道評議員、尙州、善山、聞慶警察署長に囑託し以て今日に至れり。

組織　會員組織にして會長土谷榮太郎之を管理す。

維持　國庫補助及一般寄附竝事業收入を以て維持す。

事業　大正十二年中に於ける保護人員左の如し。

收容保護	十名
衣服給與	十三名
旅費給與	十名
乘車保護	四十六名
宿泊保護	二名

◎晋州扶掖館

所在地　慶尙南道晉州郡晉州面內城洞三百四十一番地

設立　大正二年八月一日

沿革　設立當時の晉州分監長柳原八十吉及釜山地方法院晉州支廳檢事堀勘次郎は一般官民に對し免囚保護事業の必要を說き大方有志の賛助を得て本事業の樹立を見るに至れり收容所は大正三年一月慶尙南道の保管に係る晉州面內城洞所在官有建物二棟（二十二坪）及敷地七十六坪を無償借受けを爲し被保護者收容所並に保護者監督の居所に充當せり。

組織　社團法人にして館長石川鶴吉管理の下に晉州支所敎誨師專ら事業遂行に當りつゝあり。

維持　國庫補助及地方有志の寄附に依りて維持す。

事業　本館は晉州刑務支所釋放者にして歸住す可き場所なく又は就業の途なき者及釋放の際衣類旅費等を調達する資力なきものを扶掖し且つ生業に就き自活の途を得せしめ同時に之等を監督指導しつゝあり創設以來の保護人員七百十八名にして內男六百三十三名女八十五名なり。

◎釜山輔成會

所在地　慶尙南道釜山府富民町三丁目五番地

設立　明治四十四年十二月十二日

沿革　免囚を保護し生業を與へ之をして一般社會の良民たらしむる目的を以て當時に於ける釜山監獄職員主唱の下に設立せられたるものにして釜山保護會と稱し府內大新洞に在りたるものなるが逐年事業の擴張と共に該處にては狹隘となり大正十二年名を釜山輔成會と改め現在の地に移轉したり。

組織　社團法人にして會長甕田長平之を管理す。

維持　事業收入及官の補助並一般有志の寄附を以て維持す。

事業　大正十一年中に於ける被保護者數左の如し

收容保護	六五名
非收容保護	三九九名
一時的保護	二三名

◎馬山保護會

所在地　慶尙南道馬山府午東里

設立　大正二年六月二十日

沿革　免囚を保護し之に生業を與へ一般社會の良民たらしむる目的を以て設立したるものなり。

組織　社團法人にして評議員長津久井利行之れを管理す。

維持　官の補助有志家の寄附及事業收入を以て維持經營す。

事業　大正十二年中に於ける被保護者數左の如し

収容保護延人員　五八七名

非收容保護延人員　五七名

一時的保護　一一名

◎海州濟美會

所在地　黄海道海州郡海州面北旭町二六二番地

設立　大正元年十月十五日

沿革　大正元年十月の頃司獄官吏主唱の下に有志相謀り釋放者にして親族故舊等倚る所なき者を保護し又は自營の途を與ふる目的を以て設立したるものにして爾來會員の熱心と社會の同情に依り相當の發達を遂げたるが大正十二年五月十二日之が組織を變更して財團法人と爲し名稱を海州濟美會と更めたり。

組織　財團法人　職員として會長の外副會長一名顧問評議員幹事各若干名を置く評議員には海州在

住重立官民を網羅せり。

維持　基本金收入、寄附金、國庫及地方費補助金を以て維持す。

事業　大正十二年度に於ける被保護者數左の如し

一　收容保護者　九人（延人員一、三一一人）
二　非收容保護者　六人（延人員一、三二五人）
三　職業の紹介をなしたる者　一人
四　衣類又は旅費を給したる者　四五人
五　衣類貸與　四人

◎瑞興保全會

所在地　黄海道瑞興郡瑞興面暎波里二十一番地

設立　大正十一年五月十一日

沿革　釋放者にして賴る所なき者を保護し自營の途を與ふる目的を以て地方官民有志相謀り設立したるものなり。

組織　會員組織　役員として會長副會長各一、顧問評議員幹事各若干名を置く。

維持　一般篤志家の寄附基本金收入官の補助金を以て維持經營す大正十三年度歲出豫算千六百七十八圓。

事業　大正十二年に於ける被保護者數左の如し

一　收容保護者　二人（延人員三九五人）

二　非收容保護者　一人（延人員一九九人）

三　衣類又は旅費を給與したる者　一五人

四　衣類又は旅費を貸與せる者　八人

◎平壤保護會

所在地　平安南道平壤府巖町十三番地

設立　大正元年九月十三日

沿革　出獄人にして他に倚る所なき者を保護し自營の途を與へ良民に歸復せしむるを目的とし且つ先帝陛下の御聖德を長に記念し奉らむが爲御大葬の當日平壤府在住官民有志の發起に依り創立したるものにして大正十一年平壤刑務所擴張の爲本會敷地を賣却せしにより民有地を借入れ同年十一月三十日現在の地に移轉せり。

組織　會員組織にして役員としては會長一名、監事六名、評議員十二名を置く。

維持　官の補助、事業收入及有志の寄附金を以て維持す。

事業　大正十二年中に保護したる人員數百四十一人にして之が經費五千五百六十五圓なり。

◎鎭南浦奬善院

所在地　平安南道鎭南浦府新興里一〇七番地

設立　大正三年一月十日

沿革　當時府に未だ免囚保護に關する事業經營者なかりしを以て當地の篤志家富田儀作氏之を發起し各慈善家の賛同を經て奬善院なるものを設立し專ら免囚の保護及之に授產の方法を講ずる等の事業を開始し繼續現今に至れるものなり。

組織　會員組織にして設立費等主なる出資者を正會員とし其の他一時的寄附者を賛成會員とす尙役員として院長の外に理事一名、事務員一名を置き當地分監長指導の下に事業を執行す。

維持　役員は凡て名譽職なるを以て事業費等を要せず亦事業費卽ち免囚保護に付ては單に居室及寢具を無料貸與するのみなるに付從て之が經費を要せず但建物及備品に修繕を要する場合は基本財產收入又は有志の寄附金を以て之を充つ。

事業

刑期滿了せる出獄者の中他に賴るべきものなく且つ就職の途なき者に對し前揭の如く無料貸與等相當保護を加へ置き其の內適當の職業に從事せしむるものにして開院以來大正十二年末迄の取扱延數千七百五十餘人あり。

鎭南浦奬善院規定

第一條　本院ハ出獄人ニシテ親族故舊ノ賴ルヘキモノナク又生業ヲ立ツヘキ職業ナキモノヲ保護監督シ自立自營ノ道ヲ開キ遷善改悟ノ實ヲ擧ケシムルヲ以テ目的トス但出獄人以外ノモノト雖トモ必要ト認ムルトキハ一時之ヲ保護スル事アルヘシ

第二條　本院ハ奬善院ト稱シ之ヲ鎭南浦新興里一〇七番地ニ置ク

第三條　本院ニ於ケル出獄人ノ保護ハ左ノ方法ニヨリ之ヲ行フ

一　家庭善良ナル家ヘ傭人ニ紹介スルコト

一　農工業日傭其他適當ノ事業ニ從事セシムルコト

一　自活ノ途立ツニ至レハ保護ヲ解キ外宿又ハ家庭ニ復歸セシムルコト

第四條　本院ノ保護ヲ受ケント請フモノアルトキハ院長ハ先ツ其身分其他諸般ノ關係ヲ審査シ同人ヲシテ本院ノ規定ヲ遵守シ遷善ノ實ヲ擧ヘキ旨ヲ誓ハシメタル後之レカ承認ヲ與フルモノトス

第五條　本院ノ維持ハ本院賛助員評議員及慈善家ノ寄附金ヲ以テ之ニ充ツ

第六條　本院ニ左ノ役員ヲ置ク

院　長　一　名　院務ヲ總理シ本院ヲ代表ス

理　事　一　名　院長ヲ補佐シ院務ヲ處理シ在院者ヲ監督ス

評議員　若干名　本院ニ關スル重要事項ヲ審議ス

第七條　院長及理事ノ任期ハ各二箇年トス

第八條　本院ノ趣旨ヲ賛同シ金品ヲ寄附セラレタル篤志家ヲ以テ賛助員トス

第九條　評議員ハ賛助員中ヨリ互選スルモノトス

但創立ノ際ハ發起人ニ於テ評議員ヲ推選ス

第十條　本院ニ書記若干名ヲ置ク理事ノ命ヲ承ケ庶務及會計ニ從事セシム

第十一條　院長ハ評議員之ヲ選定シ理事及書記ハ院長之ヲ囑託ス

第十二條　役員ハ總テ無報酬トス

但理事ニハ評議員會ノ議決ヲ經テ金品ノ報酬ヲナスコトヲ得

第十三條　書記ニハ左ノ月手當ヲ支給スルコトヲ得

一　內地人拾圓以上四拾圓以下

一　朝鮮人六圓以上拾五圓以下

第十四條　規定ノ改廢又ハ評議員ノ増減ハ評議員會ニ於テ之ヲ決定ス

第十五條　評議員會ハ必要ニ應シ之ヲ開ク

但シ會合ヲ省略シテ回覽議決ニ代フルコトヲ得

第十六條　本院ニ左ノ帳簿ヲ備フ

一　寄附金品收納簿

一　就業簿

一　現金出納簿

一　備品受拂簿

一　消耗品受拂簿

一　日誌

一　宣誓簿

第十七條　在院者ニハ毎週一回以上修身訓話ヲ爲シ又志望者ニハ習學ヲ爲サシムルコトアルヘシ

第十八條　本院ノ所得金ハ總テ銀行又ハ郵便局ヘ預入シ院内ニ現金ヲ留置セサルモノトス

但日常必要ノ限定金額ハ此限ニアラス

第十九條　在院者ヲ傭入レントスルモノアルトキハ本院ハ直接傭主ニ其勞働及賃金ヲ約定シ之ニ應スルモノトス

第二十條　在院者所得ノ賃金ハ毎月之ヲ計算シ食費其他ノ雜費ヲ扣除シ殘額及入院ノ際所持セシ金員ハ本人ノ名義ヲ以テ銀行又ハ郵便貯金トナサシメ利息ヲ計リ其ノ通帳ハ本院ニ於ヲ保管シ濫費ヲ防止シ保護ヲ解クノ際之ヲ本人ニ交付ス

在院者ニシテ貯金拂戻ノ請求ヲナシタルトキハ院長ハ其事由ヲ調査シ必要ト認ムルトキノ外之ニ承認ヲ與ヘス

第廿一條　在院者ニハ寢具及勞働用器具ヲ貸與スルノ外時服及理髮等ノ費用ハ自辨セシム若シ自辨シ能ハサルモノニハ貸與又ハ惠與スルコトアルヘシ

第廿二條　在院者ニシテ本院又ハ他人ニ對シ損害ヲ加ヘタルトキハ其情狀ニヨリ保管ノ貯金ヲ以テ賠償セシムルコトアルヘシ

本院ハ如何ナル場合ト雖トモ在院者ノ所爲ニ就テハ一切其責ニ任セス

第廿三條　在院者逃亡シタルトキハ其遺留金品ハ六箇月間留置キノ上本院ノ資金ニ加入スルモノトス

第廿四條　在院者死亡シ引取人ナキトキハ本院ニ於テ埋葬ス死亡者ノ金品ハ其費用ニ充テ剰餘アルトキハ親族ニ交付スヘシト雖モ受取人ナキトキハ本院ノ資金ニ加入ス

第廿五條　在院者自立自營ノ途立ツニ至レハ隨時保護ヲ解クモノトス

第廿六條　院長ハ毎年六月十二月ノ二回本院ノ事業成績竝ニ會計出納ニ關スル事柄ヲ院内一定ノ場所ニ公示ス

第廿七條　本規定ハ大正三年一月十日ヨリ施行ス

◎平北保護會

所在地　平安北道新義州府眞砂町五丁目

設立　大正元年十一月三十日

沿革　平安北道義州及新義州在住の有志間に出獄人保護の議起り大正元年十一月平安北道長官の認可を受け會長及評議員の選定會員の募集を爲し專ら其の事業の發展に努め大正五年十月被保護人收容所を新義州大谷派本願寺布敎所の一部に置き主として一時的保護をなし來りたるも同所は狹隘にして多數の收容を許さゞりしを以て大正七年二月建物十四坪の一棟を借入れしも保護上遺憾少なからざるを以て大正九年六月現在の所に新築し今日に至る。

組織　會員組織にして役員として會長、副會長各一名顧問、評議員、贊助員、主事各若干名を置く。
維持　總督府補助金、會員及有志の義捐金。
事業　現保護場設置に至る迄は主として一時的保護卽ち衣類、旅費の惠與宿泊、職業紹介をなし來りたるも大正九年十一月保護場竣工したるを以て可成場內保護を爲し保護の徹底に努む開設以來十三年三月末日迄に一時的保護を加へたるもの五百四十五名收容保護を加へたるもの六十四名にして一家を構へたる者及相當貯蓄をなしたる者等あり。
大正十二年度中に保護を加へたるもの左の如し

一時保護の者	一六三名
收容せず保護の者	一二名
收容保護の者	一九名

◎春川保護會

所在地　江原道春川郡春川面佳淵里
設立　明治四十五年三月
沿革　設立當時に於ける春川分監長は裁判所職員と協議し醵金を以て免囚の保護に當りたるが大正

五年以降地方一般官民の入會者あり會員數增加すると共に基礎確實となれるを以て大正七年民家一棟を購入れ收容場に充てたるが大正八年十二月火災に遭ひたるを以て大正十年煉瓦建（十九坪五合）を建築し今日に至る。

組織　社團法人にして會長には道內務部長を推すの例なり會員百五十餘名に達す。

維持　國庫補助及會員の醵金に待つ。

事業　事業開始以來保護を加へたる者二百五十四名にして大正十二年中取扱ひたるもの左の如し。

職業の紹介をなしたるもの　四名
衣類又は旅費を給與したるもの　三四名
療養又は宿泊の一時保護を爲したるもの　一四名

◎江陵保護會

所在地　江原道江陵郡江陵面大和町江陵佛敎會內

設立　大正十年七月二十一日

沿革　設立以來特に記すべき變遷なし。

組織　會員組織にして江陵郡守を會長とし刑務所長常務を處理す。

維持　國庫補助及會員の出捐に依り維持し大正十三年度豫算一千百三十八圓なり。

事業　未だ收容所を設置するに至らず大正十二年中一時的保護を加へたるもの十二名なり。

◎咸興保護會

所在地　咸鏡南道咸興郡咸興面雲興里五百六十四番地

設立　大正元年九月十一日

沿革　出獄人にして他に倚る所なき者を保護し生業を與へ自營の途を得しむる目的を以て地方官民相謀り設立したるものなり。

組織　財團法人。

維持　一般有志家の寄附、官の補助及事業收入を以て維持す大正十三年度豫算一千四百八十五圓なり。

事業　開設以來十三年三月末迄に一時的保護を與へたる者五百三十八人あり從來收容所なき爲單に一時的保護を加へたるのみなるが十三年一月より收容所を設置せり。

◎元山保護會

所在地　咸鏡南道元山府榮町
設立　大正二年四月二十七日
沿革　咸興保護會に同じ。
組織　社團法人。
維持　有志の寄附及官の補助を以て維持す。
事業　開所以來一時的保護を加へたる者三百二十名にして大正十一年度に於て保護を加へたるもの百七十七人なり。

◎清津免囚保護會

所在地　咸鏡北道清津府巴町七番地
設立　大正二年二月二日
沿革　初め咸興監獄清津分監の職員を以て組織し毎月幾分の醵金を爲し僅に保護を加へ來りたるも出獄人日を逐ひ増加するに及び事業の經營困難を感じたりしが會の趣旨を汎く宣傳し賛助員多數の入會者を得たるを以て會の基礎漸く確實となり次で國庫の補助下付ありたるを以て收容所及保護會事務所等の建設を見るに至れり。

組　織　會員組織にして役員として會長、幹事、書記各一名、顧問、評議員各若干名を置く。

維　持　會費及國庫補助を以て維持經營す。

事　業　本會は監獄竝警察留置出場者は内鮮人又は外國人たるの區別なく受恩典者滿期釋放者にして改悛の狀あるもの及稍改悛の狀あるもの丶中に就き

（イ）歸鄕するも父兄、親族等のなきもの

（ロ）家族中に相當の保護者なきもの

（ハ）家庭不良に原因し再犯に陷る虞あるもの

（ニ）歸住地なきもの

（ホ）歸鄕旅費及時衣なきものにして一時保護の必要あるもの

（ヘ）其の他保護の必要ありと認むるもの

前各號に該當するものを撰擇して保護を加へ來れるが其の結果良好にして保護を受けたるものにして未だ曾て再犯したるものなし本會に於て保護を加ふるもの年々二百人强に及べり又基金も目下約三千圓に達し本會經費の大部分は其の利息に依りて支辨し得るに至れり

第九章　社會敎化事業

◎本府の社會敎化事業

巡廻講話

社會敎化に關しては明治四十五年五月以降朝鮮語及朝鮮の習俗に精通し且社會敎化に關し學識經驗を有する專任指導者を內務局に置き隨時地方に派遣して巡回講話を爲さしめ民風改善勤儉貯蓄、民力涵養乃至生活改善に關し衆庶の自覺を促しつゝあり。

青年團指導者の內地視察

朝鮮人青年團體の指導者養成の趣旨を以て各道より青年團幹部三十餘名を選拔して第一回內地視察團を編成し內地に於ける優良農村竝青年團體の着實なる活動狀況及都會地に於ける文化的施設を視察せしめたるが朝鮮の青年指導啓發及地方改良上有形無形の效果を齎したるを以て第二第三の視察團派遣の豫定なり。

勤儉貯蓄及副業の奬勵

農閑期を利用し莚、繩、叺、草鞋の製作及布織又は養蠶、養鷄に從事せしめ或は冠婚葬祭の費用其の他の冗費を節し之を貯蓄せしめたるに其の效果尠なからざるものあり今之が結果を全部に亘り數字を以て說明するは困難なるを以て貯蓄及副業を目的とする稧、組合に就て見るに大正十一年末現在に於て稧、組合數九千五百八十一、稧組合員數九十萬八千七百人を算し之が貯蓄額四百二十六萬四千九百圓に達せり。

吏員及篤行者の選奬

大正三年以降面長、府面吏員、學校組合吏員又は水利組合吏員中成績優良にして他の模範た

るべき者及產業、土木、敎育、救濟其の他公共事業に盡瘁して功勞あり地方の儀表たるに足るべき篤行者に就き本府に於て之を表彰すると共に各道知事をして表彰せしめ以て地方民心の作興に資せしめつゝあり。

◎道地方費の社會敎化事業

各道に於ては地方費を以て夫々社會敎化の事業を實行しつゝあるが其の施設の重なるものは左の如し。

一　社會敎化に關し學識經驗を有する職員を置きて巡回指導を爲さしむること
二　地方改良講習會竝民力涵養及修養講演會の開催
三　圖書館竝村落巡回文庫の設置
四　面吏員及地方有志の內地視察
五　靑年團體の指導及優良團體の表彰
六　活動寫眞及印刷物に依る敎化の宣傳
七　篤行者の表彰

以上の諸施設に要する各道豫算の總額は大正十一年度に於て二十三萬圓を算す。

◎京城府立圖書館

所在地　京城府明治町二丁目二十五番地

設立　大正十一年十月一日

沿革　本館は通俗的各種の圖書を蒐集し公衆の閲覽に供し智識の開發人格の修養に資する目的を以て設置したるものなり。

組織及維持　京城府の經營に屬し府費を以て維持す大正十三年度の經常費豫算一萬六千三百三十六圓なり

事業　館長以下九名の職員を置く閲覽室は男子室、婦人室、兒童室の三室に區分し男子室四十五坪百五人、婦人室五坪十五人、兒童室二十五坪五十人を收容するの設備を爲しあり藏書は其の數八千冊にして大正十二年中に於ける閲覽者の狀況は一日平均大人百二十七名、兒童二十四人なり。

◎京城圖書館

所在地　京城府嘉會洞一番地

設立　大正十年九月九日

沿革　本館は通俗圖書を蒐集し一般公衆の閲覽に供する目的を以て設立したるものなり。

組織　尹益善氏の經營に屬す。

維持　篤志者の寄附、官廳の補助に依りて維持經營す大正十三年度の經常費豫算一萬五千圓なり。

事業　閲覽室は男子室、婦人室を合せ四十三坪にして其の收容人員九十二人、兒童室二十四坪にして其の收容人員六十人（兒童室に於ては午前中は貧民兒童の爲講習會を開催して初等敎育を施し午後一時より一般兒童の圖書閲覽を開始す）別に十三坪の新聞雜誌閲覽室ありて二十人を收容する設備あり而して大正十二年中に於ける一日平均閲覽人員男子二百十九人、婦人三十八人、兒童五十四人なり。

◎滿鐵京城圖書館

所在地　京城府漢江通十六番地

設立　大正九年七月

沿革　本館は通俗圖書を蒐集し主として滿鐵京城鐵道局所屬の社員及其の家族の修養に資し併せて一般公衆の閲覽に供する目的を以て設立したるものなり。

組織及維持　滿鐵京城鐵道局の經營に屬し社費を以て維持す。

事業　本館は五萬冊の藏書を有し左記の設備を爲して圖書の閲覽を圖りつゝあり。

（イ）館内閲覽　閲覽は男子室八十人、婦人室十五人、社員研究室二十人、新聞雜誌室三十人を收容するに足れり而して一年間を通し一日平均百二十名の閲覽者あり又別に兒童圖書館を設置し百人を收容するの設備あり。

（ロ）館外帶出　社員又は會社の信用ある者に對し定期閲覽劵を交付し又圖書館所在地以外各沿線在住の社員には沿線館外帶出閲覽票に依り規定の期間内に於て圖書を館外に帶出して閲覽し得ることゝせり。

（ハ）巡回文庫　圖書館所在地以外沿線在住社員又は其の家族の爲に巡回文庫を設け朝鮮全線を四十の巡回區に分ち一定の期間を定め順次文庫を廻送することゝせり。

（ニ）家庭文庫　圖書館所在地社員の家庭に讀書趣味を養ふ爲一定の期間を定め順次社員の家庭に圖書の回覽を爲しつゝあり。

◎仁川府立圖書館

所在地　仁川府山手町一丁目一番地

設立　大正十二年一月六日

沿革　本館は通俗圖書を蒐集し一般公衆の閲覽に供する目的を以て設置したるものなり。

組織及維持　仁川府の管理に屬し府費を以て維持經營す大正十二年度の經費豫算二千八百圓なり。

事業　本館は公園と隣接して市の中央高臺に位置し敷地三萬千坪建物百七十三坪あり圖書千册を備へ閲覽室は男子室十坪三十八人、婦人室九坪十人を收容するの設備あり大正十二年中の開館日數二百九十六日、閲覽人員四千七百四十六人にして一日平均閲覽者數十六人なり。

第十章　雜

◎愛國婦人會朝鮮本部

所在地　京城府南山町三丁目三十三番地

設立　明治三十九年九月

沿革　愛國婦人會は明治三十九年九月本部を京城に置き委員部を理事廳所在地に置く明治四十四年二月本部規則を制定し朝鮮本部を朝鮮總督府所在地に支部を道廳所在地に置き支部は其の管轄區域中便宜の地に委員部を置くことゝなれり。

組織　本部に部長を置き會長の意圖を承け部內一切の會務を統理し各道支部に支部長各府郡島委員部に委員長其の他各必要の職員を配置し會務を取扱ふ。

本會は戰死竝に準戰死者の遺族及廢兵を救護し兼て社會救濟事業等を實施するを以て目的とせるが本部創立以來の施設事業中重なるもの左の如し。

（一）慰問　日獨戰爭慰問袋聯合國傷病兵罹災者慰問金、西伯利亞出征軍隊の送迎竝慰問袋寄贈等に關する取纒め金額合計二萬八千六百十四圓十六錢。

國境警備員に對し前後三回に亘り慰問袋を寄贈したる取纒め金額合計三萬三千二百九十一圓二十六錢

西鮮水害罹災者慰問金、大正十二年八月全鮮會員有志に依り取纒め平安北道、平安南道、黃海道管內罹災者に寄贈分配したる金額二萬八千二百五十三圓四十六錢

關東地方震害罹災者慰問金品、大正十二年九月取纒め震災救護事務局に寄贈したる慰問品數量十四萬四千四十四點此の價格十二萬一千五百三圓四十六錢慰問金三萬七千四百六十一圓七十四錢

此の外に每年來鮮せる帝國海軍下士官水兵見學團入城の都度茶菓、卷煙草等の寄贈に努めつゝあり。

（二）弔慰　尼港殉難者追悼及遺族弔慰又は朝鮮各地騷擾事件殉難者等に對し寄贈の金額合計二萬三千六百六十圓。

（三）本部常設事業　本部は敎化事業として大正十一年五月京城に幼稚園を開設し園長以下保姆助手等五名の職員を置き內鮮幼兒の保育を爲せるが初年度に百十名を收容し十三年三月迄に卒業生百十三名を出せり現在收容保育中の幼兒百四十名にして開設以來設備費及所要經費合計二萬百六十八圓八十九錢を支出し居れり。

附錄

朝鮮に於ける救濟制度の沿革

第一　總說

朝鮮に於ける窮民救濟は遠く新羅の上代に於て源を王家仁政の餘澤に發したり。新羅の儒理王（新羅第三王五年、日本垂仁天皇五十七年、西暦紀元二十八年）國內巡行の途、飢寒瀕死の一老嫗を見て惻隱怜恤して衣食を賜ふて之を救ひ、仍ほ全國の鰥寡孤獨老病にして自活の途なき者を調べて賑恤を施したるを嚆矢とし、爾後三國の仁君賢主が恩惠的に之を救恤したりしが、後三國爭覇の世となるや、各國は軍馬を練り兵糧を蓄ふる一面には民の饑饉を救ふて流亡を防ぐの必要生じ、茲に國庫を傾けて之を賑恤することゝなり、以來救濟は專ら國家事業として行はれたり。

新羅は三國を統一し、次に高麗之に代ふるや、佛敎の影響を受けて慈悲を以て君德と爲し、歷代其の善政を誇るの事蹟として之を擧げざるはなく、或は常平倉を設けて備荒の策を講じ、或は義倉を設けて施餓救貧を爲し或は大悲院を設けて醫療を施したる等各種救濟の制度は多く麗朝に於て發達し當時救濟の政は實に經國濟民の全部たるの觀を成したり。

李朝之を繼承するや、儒學の精神に基き王者民の産を制するに當り、一民たりとも飢寒溝壑に轉るは王者の責任なりと爲し、茲に國家は救濟を以て重要の政務とし、羅麗の遺制を擴張し、國力を盡して之れに從ひたり、李朝を通じ救濟行政上原則とせる事項は、

一　自活の途なき窮民は、原因の凶歉によると其の他によるとを問はず國家が其の救助を保證す、苟も民を溝壑に轉せしむるは治者の責任にして仁政の汚點なり。

二　救助は先づ食糧を貸付し、全く窮乏せる者は其の生命を繫ぐに足る食料を施給するものとす。救助を與ふるは死を免かれしむるが爲なればなり。

三　救濟は迅速にして實情を得るを以て貴しとなす、機を失せば救濟の效薄く、實情に適せざれば反つて惡弊伴ふべし。

四　救濟の資源は先づ國費を節約して得たるものを以てし、尙救濟貸付により生じたる利息を以て補ふものとす、救濟費の爲に濫りに民の負擔を重ぬるは又濟民の道に非らず。

李朝の救濟は大體此の原則に基き施行され、邦家五百年の仁政は大方是れに由りて表徵されたるが、其の中葉昇平の代に於ては國家の餘力は多く之れに費され、救濟餘りに遍洽して爲に民をして惰弱の風を馴致するの結果となり、季世に至りては諸般の弊政と共に是亦形式に流れて幾多の弊害を經驗したり。

救濟事業の種類は備荒を最も重要となすものにして、常平倉、義倉及還穀、交濟倉及濟民倉、社倉等の制あり。次は救荒の臨機處置にして、蠲減、賑貸、賑恤、施食、輕糶及防穀、救荒方、願納等の方法あり。次は四窮丐乞の保養取扱にして、親族扶養、官府留養、寺院及民家收養、養老等の制あり。次は醫藥救療にして、大悲院、濟危舗、惠民局、活人署、濟生院、惠民署、廣濟院、月令醫等の施設あり。次は婚喪の顧助にして、特殊階級の婚姻督勵及喪葬費扶助の制あり、次は隣保相救なりとす。以下順次詳述すべし。

第二　備　荒

備荒の政は農業立國の朝鮮に於ては經國の大政として歷代之に力を盡さざるはなく、其の施設は一に倉積の方法に依りたり、以下其の主なる施設に付叙述すべし。

一　常　平　倉

常平倉は高麗成宗王十二年(日本天元十七年、西曆九九三年)漢の太守耿壽昌の古制に則り、兩京及十二牧に設置したるに始まる。

太守耿壽昌、作穀倉、歲豐則增價以糴、歲歉則減價以糶、使穀賤不傷農、貴不傷民。名曰常平倉(漢書)

穀倉の制は既に三國時代の昔にあり、高麗又其の設けありしも、此等は主として國家軍需に備ふる爲

にして、偶々饑饉あらば之を發きて賑恤を爲すを例とせしが、高麗三國統一の後を受け諸政漸く備はるや、發倉賑恤の姑息策なるを慽み、國民の食粮を調節し、荒歉を防備するの策として先づ常平倉の制を採り、松京(開城)東京(慶州)及十二牧の都邑に之を設けて、豐年の時は高價を以て穀物を買集蓄積し置き、凶年の時は廉價を以て發賣し、以て穀物を貯へ糜費を防ぎ併せて穀價の平衡を保たしむることゝせり。

此の制度は歷代之を襲用して當時農業の發達上多大の效果を奏し、引續き李朝に入るや、世宗此を擴張して京畿には常平廳、京外に常平倉を設け、各基本米を設置し、又穀物の外布木を加へて穀價騰貴の時は穀物を賣つて布を買ひ、下落の時は布木を賣つて穀を買ひ、穀、布併せ調節して國民をして衣食の常經あらしめたり。

然れ共施設既に久しく管理散漫にして、往々之を他に流用し或は兵火に蕩失して更に收拾すべからざるに至りたるを以て、仁祖(日本元和二十二年、西曆一六三六年)遂に之を廢し、殘財は之を賑恤の資として整理したり。

十三年春二月罷常平廳、從戶曹判書崔鳴吉之言也、上以飢民賑救之資、不宜他用、以本廳物貨、貿米儲置、爲他日賑資、書啓其數、俾不得擅用(國朝寶鑑)

二 義倉及還穀

義倉は高麗の成宗五年（日本天元九年、西曆八九七年）專ら凶年賑貸の目的を以て各州郡に設置したるに始まる、義倉の制は往古隋の長孫晟が其の居村に設け村民と共に穀物を醵出して荒歉に備へたるに緣起す。高麗の成宗は政府の施設として之を經營せしめ、年々官穀の剩餘を義倉に納め、貧民に貸付して糶糴を行ひ、彼の常平倉と共に濟民の効驗多かりしが、其の末葉に於ては兵亂と凶歉年を連ね朝廷は數々元朝に賑穀を請ふて纔かに急を救ふの狀態にして、義倉は全く空虛せり。

次いて李朝となるや、國庫各種の穀物を擧げて備荒の資に充て、其の半數は之を据置き半數は年々民間に貸付し、翌秋之を還納せしむるを定例と爲し、之を還穀と名付けたり、世宗王の敎書に曰く。

民惟邦本、食爲民天、此因水旱風雹之災、連年凶歉、至於有恒產者、亦未免飢餓故、爰命戶曹、定爲還穀之例、亦直發倉賑濟、守令之不恤民隱者、間亦有焉、已令有司治罪、嗟呼生民之衆、餓殍之狀、非予寡躬所能周知、監司守令、近民之官、當體予至懷、夙夜匪懈、賑窮賙乏、勿使飢餓、予將遣朝官、審其能否、如有一民餓死者、當抵罪不宥（世宗元年實錄）

爾來州牧の吏は、國租收入の米穀を或は義倉に、或は常平倉に、又は軍餉倉に、所在各種の倉舍に藏納し、地方必要の經費を支辨して後は、其の半額は据置き半額は歲の豐凶を問はず民間に貸付して秋之を還納せしむることゝし、後に損縮を補ふ爲め耗穀と稱して一二割の利息を付し、之を以て一般農民の救濟に資すると共に、一面倉穀の更新を圖り、朝廷は時々御使を派遣して之を督勵監査す、當

時倉舎の管守と還穀の出納は實に地方行政の重要事項たり。

還穀の充實せる英祖王時代（日本享保十年、西暦一七二五年）に於ける還穀總數は三百萬石を算へ、當時全生産の大部分を占めたり。

八、道還穀數

道名	米（石）	雜穀（石）	計（石）
京畿	二〇、三二八	三七七、三七六	三九七、六〇四
忠清	五一、四一七	四八八、五三三	五三九、九四五
江原	四五、三四六	二五八、四〇六	三〇三、七五二
黄海	三、八四二	一一七、九一八	一二一、七六〇
全羅	八〇、八七四	一三七、四〇四	二一八、二七八
慶尙	八五、二〇〇	八四七、四五七	九三二、六五七
平安	七一、七二五	六五、六六三	一三七、三八五
咸鏡	一六、〇六五	二三〇、四八六	二四六、五五五
計	三七四、六九四	二、五二三、二四二	二、八九七、九三六

還穀は斯の如き勢を以て毎年民間に循環され、近代に至るまで京鄕大小の官吏は擧げて此の事の從

ひたれば、李朝歴世の政府が如何に救濟に力を盡したるかを想ふべく、文恬武嬉五百年の治平を保ち得たる又之が力に賴るもの多しと云ふべし。

特に玆に注意すべきは、此の還穀賑貸の救濟が餘りに普遍的に且つ數百年の長きに繼續したる爲め、其の結果は意外の影響を貽したるなり。卽ち

第一　民生救濟の惠に慣れ相率ひて懶弱に陷りたること。

第二　政府は多くの農產物と耕地とを領有し、地方の富を獨占して爲に民間產業の自由發展を防げたること。

第三　地方官吏の橫暴を助け、私に利殖を圖るの便を與へ、誅求の弊を伴はしめたること。

是れ正に還穀の制が生みたる弊害にして、之を繰返すこと幾年月、遂に民をして蘇生し難き困憊に陷しいれたり。翼宗王十三年（日本天保元年、西曆一八二九年）嶺南の文臣朴孝參が民情を具陳したる上疏はよく此の實狀を盡せり。

疏曰臣、罷官踰嶺、十有五年、目睹耳聞、不過生民疾苦、汚吏殘酷也、故不拘常格、敢效叫閽之悃惟聖明垂察焉、外邑還穀之爲民弊者、無邑不然、其中最甚者、居昌、咸陽、山淸、安義、三嘉、等邑是已、每邑穀摠、殆至十萬、而三營之穀、居其半、空殼之數、三之二也、有國之設置還穀者、一以儲軍餉、一以濟貧民、爲官長者、豈欲以空殼徵捧、而只緣穀摠大多、耗剩漸滋、莫可以精實穀準

捧、捧之末半、歲且垂窮、民多逃走、於是乎勒徵隣族、而只欲畢免罪、有納無退、故純然空殼也、初頭所捧實穀、皆入色庫之偸弄、其外分給、全是空殼、民或投棄、空手歸家、其可曰濟貧民、而助農糧乎、此若斥賣則、一石之直、不過六七分錢、故官與吏、爭相貿取、仍留庫中、及至秋糴、以其貿置之空殼、屬之已捧、至於新捧之實穀、以錢代徵、專歸私橐、邑邑如是、年年爲例、可勝嘆哉、況於還糴之際、便成一番騷亂、民人多繫縣獄、斗粟難辨、將差遍搜閭里、甕儲已盡、飢男寒女、號哭相續曰、還穀戕我、甚至於父子兄弟、恩情或傷、而倫彛斁悖、鄕里族屬、讎寃輒生、而風俗乖戾、此莫非糶糴之致、且其空殼、倍於實穀、不可爲軍餉、不可爲農糧、此不足有無於國家、只爲貪汚輩肥己之資、則何不爲變通、以思懷保之道哉、近年以來、使本邑作錢、移送沿邑穀少處、而惟其空殼、無以發賣於市場故、抄出境內之稍饒者、或給百石、或給五六十石、每石定以一兩二分錢、嚴督勒徵、當此錢荒之時、末由備納、或捐牛馬、或賣田庄、漸致蕩敗、以此觀之、勿論貧富、並受其殃、若欲永袪此弊、必減多爲少、以虛爲實也、今宜另擇廉明之人、別遣摘奸於穀多邑、反閱各倉、區別虛實、如無實粒、則雖投水火固無可惜、而若曰國穀、不宜全失、則以其虛殼三石、換作實穀一石、及其秋糴、一直精捧、則此雖四五萬石、而軍餉可恃、農糧可助、貪猾之偸弄可杜也、生民之族苦可去也、如是釐正然後、又正其穀摠、大邑八萬石、中邑五萬石。小邑三萬石、至若元會穀、則折半分留、比營穀加倍、而監營穀則、自是盡分者也、每邑限以一萬石、則七十一州之當年耗條、爲七

萬一千石、此甚豐厚也、兵統營之穀量、宜定限、每邑置以四五千石足矣、如是定制然後、元會耗則、待春作錢、納于地部、以補經費、三營穀則、歸于該營、以爲需用、且耗條、勿論山沿、通同發賣、不爲偏留、以貽民害、則當此昇平之世、豈有流離之氓乎云々（文獻備考）

以て當時の還穀弊害の一端を知るに足らん。

三　交濟倉、濟民倉

李朝肅宗王より英宗王に至る間（日本延寶元年至享保年間、西暦一六七二年以降六七十年間）に施設されたるものにして、各道還穀の相互補足の用に備ふる爲め、南北沿海並江岸運輸便利の地に建設し、北は交濟、三南は濟民と名付けたり、是れ還穀の制が地方を區劃とせるの結果、南北豐凶を異にする時は、互助融通の爲め此の施設を必要とせり、共に中央政府の直營に屬し、穀を移し以て民を移すの勞を省くに資したり。

諸道瀕海、設倉儲穀、遇隣道凶荒則、轉輸救濟、遇極凶則、別遣御史監賑（大典會通）

四　社倉

社倉は宋朱子が隋長孫晟の創案に係る義倉の古制に稽へ、南宋崇安縣に於て里民共同の備荒貯穀を爲さしめ、百戸を以て一社となし、一社に一倉を設け、社首、檢校を置きて管理せしめ、社倉と名付けたるに濫觴し、其の法朱書に依り朝鮮に傳はり、李朝の初期より、或は地方官に於て此法を模倣し

て、官費を以て之を施設せるものあり、又は地方有志自ら相謀りて類似のものを設くるものあり
が、肅宗王十年（日本延寶十三年、西暦一六八五年）左承旨李端夏の建議により、之を調査大成して
社倉條例を制定して各道に頒布せり、其の要領左の如し。

イ、里民凡そ百戸を一社とし、社に社倉を設く。

ロ、社倉は社民共同貯穀の所とす。

ハ、社倉は土窖とし、社民共同出力して里内人口最も多き場所に之を築造す。

ニ、社民は毎年應分の穀物を醵出し社倉に貯納するものとす。

ホ、社穀は毎年其の半分は社倉に据置き、半分は春季に社民に還付するものとす、据置穀物は毎年新穀を以て更新するものとす。

ヘ、据置穀は都合により社内貧民に貸付す。利息は年二分とす。

ト、貸付を受けたる者罹災流亡し回收の途なきときは、社民之を分擔して元本を補充し置くものとす。

チ、社に社首及檢校を置き民選とす。社首は社務を管理し檢校は倉舍の守護及書記に任す。

リ、社倉は地方官の監督に屬し、戸曹の所管とす。

是れ社倉制度の梗概なり。從來備荒の施設は、主として義倉還穀の制により、官穀を民間に貸付し利

息を付して回收するの法わるも、專ら地方官の直接管理に屬し、出納繁雜爲めに吏胥誅求の弊伴ひ易く、又一旦凶歉に遭へば回收の爲め苛政を重ねざるべからざるの結果となり、從て土豪鄉曲に武斷する者其の間に乘じて高利貸を爲し、弊害不尠に鑑み、李端夏社倉の制は人民共同貯蓄により之を救濟し、連帶責任を以て自治的に管理せしめむとしたるものにして、寔に進步せる良法たらずんばあらざるなり、李端夏の社倉論疏は、當時備荒行政の眞相を說き盡したるを以て參考の爲め全文を揭く。

隋文帝開皇五年、度支尚書長孫平奏言、周官貯蓄之法、試令諸州百姓及軍人、當社共立義倉、收穫之日、出粟麥貯之、卽委社司檢校、每年收積、當社有饑饉者、卽以此穀賑給、自是州縣、儲峙委積、至十六年詔曰、北境諸州、異於餘處、社倉並於當縣、安置者、必以邊地軍糧、不可不儲於州縣故也、隋文之致當、庶蓋由於用此道、此事詳載于文獻備考、而朱子又著於綱目、並載胡氏史斷、曰賑饑莫要乎、近其人、隋置倉于當社、飢民之得賑、其庶幾乎、後世義倉之名、固在、而置倉于州郡、一有凶饑、文移往復、給散艱阻、監臨胥吏、相與侵沒、而受惠者、大抵城郭之近、力能自達之人耳、必欲有備無患、當以隋氏爲法云、唐制凶荒則、有社倉、賑給不足、則徙民就倉、諸州又置常平倉、常平與社倉、爲公私交濟之法、社倉一名義倉、高宗以後、稍假義倉、以給他備、宋太祖乾德元年、詔曰有事之後、義倉寢廢、歲或少歉、失於豫備、宜令諸州屬縣、各置義倉、民有願借倉粟、州縣卽給以聞、義倉不足、當發公廩者、奏待報、厥後義倉、或復或罷、而皆在縣、仁宗慶曆初、買

糴又請立民社義倉、而不果行、至南渡後、朱子始建社倉之議、糴於所居崇安縣五夫里、請留官府移粟而爲之、士大夫鄕居、多倣行者、或聚私粟、或貸官穀、或義士捐私藏設之、朱子並爲之作記、又以爲此成周委積之法、而隋唐義廩之遺制也、又請於朝、以其法頒於諸路、皆令貸之、設倉取息、到十分然後還納、此義倉之源委也、我國州縣、皆有倉、設糶糴、此倣隋氏北境及宋朝縣倉之制、而社倉則、未嘗設置、遠村之民、咸仰官還則、胡氏所謂給散艱阻、胥吏侵沒者、在々皆然、惟幸昔時富戶殖穀者、里々有之、民寧樂受富戶什五之私債、而尠受官糶矣、自數十年來、州縣勒捧私債、奪與飢民、如欲還捧則、陷於刑禍、由是、富戶不復殖穀、擧一國村閭間、私儲蕩然、飢民不得已、專受公穀、受納之際、侵沒之費、反加於私債、刑杖催督、又從而刻急、民困之甚於昔時者、職由於此而、官穀當春夏、雖有折半留庫之令、不得遵守、終至傾竭乃已者、亦以民間無私儲可以交濟故也、朱子以爲、山谷小民、無蓋藏之積、雖樂歲、新陳未接、出倍稱之息、貸食豪右、社倉、又可以抑僥倖、廣儲蓄、所謂僥倖卽倍稱之息也、今也、旣使民間、私儲掃地而、又不設社倉、小民無遠慮、秋收之後、亦惟不節於朝夕、其他濫費之事、窮民不計有無、以竭力乃已、至春夏間則、遑々汲々、擧阽餓死、此雖習俗之弊、亦上之人、制度有失焉耳、富戶專利、雖爲僥倖、然其富初、皆惜費而致之、故旣富之後、亦不自屑用、一里有富戶、則其里秋收太半、入積於富戶之廩中、不歸於濫費、春夏復受、得以連命、惟是社倉、此爲私中之公、又無侵奪之慮、貨殖之謂、但使官吏、着實勸誘則、興行

不難矣、臣於丙午秋、鄉居、適披朱子記社倉、心所有感發、遂與同里士民、聚私穀而設倉、各人所納、皆標其名、翌年夏各以其穀分給、則人人皆喜曰、此穀若在吾家、到今豈有餘存之理乎、其節用救急之效、便可見矣、取息至倍後、還給本穀於各人、以其所息、幷濟里中、今則所息頗優故、里中尠受官糴、民大便之、庚申、臣忝按畿輔、到界三日、卽出令、勸設社倉而、未及秋收、臣徑遞去故、各邑不復遵行、此事利益、臣請悉數之、社倉十二之息、視官糴則加一分矣、視私債則減三分矣、收息適中、有滋益、無僥倖、此一利也。設倉里中、收納便近、又無吏胥縱操侵沒之弊、此二利也。里人視社倉、如其家藏、不甚催督、自能一齊還償、而最窮之民、趁未備納則、有司雖奪其種子、而藏之、亦不怨者、以來歲、可以無弊還受故也。以此欠逋之慮、不如官糴、此三利也。民間旣有積貯、則尠受官糴、始可留庫年久、慮其腐傷、則以民結、散給改色而已、官庫儲蓄常存、不至枵然、此四利也。凶年饑歲、公私俱有蓋藏、民無死亡之患、脫有變亂則、軍糧亦足、此其爲利、又何可以盡言也。臣自辛亥年間、疏陳此事、廟堂自其時、果能視爲大政、出力勸設、十數年之間、民間儲蓄、必大食其効、而甲寅年始頒事目、厥後更無人主管、仍歸不成、豈非可嘆也。此事在我國、先正臣李珥、近故儒臣尹宣擧、各設於所處鄉社、致仕官宋時烈、亦設於懷德、淸州兩處、其爲便益、不獨臣驗之於鄉邑諸處而已、今者請貸公穀、使之遍設於國內者、亦本於朱子已行之法、而旣貸公穀而設倉則、因其設施規模、兼可以私聚、此乃善誘之方法也、惟是各邑、倉吏庫子等、常以糶糴、爲出納

侵沒之利、而分與各里則、頗失其利、故此輩最厭之、守令之怠於奉行者、又聽吏輩之言、旣不以誠心曉諭民間、以爲不可行、士民識其便者、間有新令、雖欲設行、官亦先示詭々之色、沮遏其願、何必預慮其或有不善行者、而初不爲之勸行也、其能勸奬成就、使之久行不罷者、亦在朝廷、力主官吏善導而已(文獻)

然れ共此制度の如き人民の自覺に俟つべきものは、栗谷、尤菴の如き學德兼備の中心人物のなき限り官治行政全盛の當時に於ては其の實現を期することと容易ならざるものあり、廟堂數々之を督勵するも地方遍く實施さるゝに至らず、爾來百餘年猶還穀出納の弊は依然として存したりしが、李太王三十一年諸政更新の時、從來國有の還穀を各面に下附し、面を共同團體と認め、之を基本として社倉を經營せしめ、社還條例を發布して之を處理せしめたり。

社還條例 開國五百四年(明治三十七年)度支部令第三號(西暦一八九五年)

第一條　社穀は從來の還穀を各面に分付して該面の公穀と爲し、窮節(主として春夏の交)に於て貧民に賑貸を爲すものとす。

第二條　社倉は面內に於て交通運搬の便利なる地點を選び、其の面里協議費を以て倉舍を築造すべし。

第三條　社還管理に關する事項にして本條例に規定なきものは、其の面里の公議に從ひ處理すべし。

面內の德望家五人を選擧し、其の中より議員を定むべし。

第四條　社倉には社首一人、守倉一人を置き、面民の公議により選任し、郡守に報告すべし。

社首の印章は郡守に於て製造し下附するものとす。

社首、守倉は社倉の帳簿と鎖鑰を各別に保管し、社穀の增減を許さゞるものとす。

第五條　社首及守倉には面公議に依り相當の報酬を支給することを得。

第六條　社穀は左の方法に依り出納するものとす。

一　歉荒又は不廣（水、旱、風、蟲の災害、疾病の類を云ふ）の歲には貧困者に貸付し、年賦又は一年を以て償還せしむ、但面民の公議によるべし。

二　平年は一般面民の志願により春之を貸出し秋之を囘收す。

第七條　賑貸穀には米一石に付五升の利剩を付す。

利剩の收入は給料雜費及鼠損補足に充つるものとす。

第八條　郡守は社倉を監督す。

郡守は時々吏員を派遣して之を監査し、又社首より必要の報告を徵すべし。

第九條　社首は每年三月社穀の計算書を作り、公議を經て各里民に囘覽すべし。

第十條　面民は社穀の處理に付き郡守、觀察使に意見を開申することを得。

第十一條　社穀の出納は必ず豫め期日を定め、收納の時は近方の者を先にし、交付の時は遠方の者を先にして人民の便宜を圖るべし。

第十二條　各里に保正一人を置き、社穀に關し其の里民の保證に任するものとす。貸付を受けたる者逃亡したる時は、保正に於て其の里民に排分して之を補充すべし。

第十三條　面經營の社倉の外退職の官吏又は士民、其の居村の爲め穀倉を私設して賑貸を爲す者ある時は、本條例は之を防げず。

第十四條　社穀は每年三月上旬新穀未出の時に貸出し、十月下旬之を收納するものとす。斗量は面民をして之を爲さしめ、計量の不正なからしむべし。

貸出の期日は社首之を定め、各里の保正に通告し、保正より里民に告示するものとす。

第十五條　倉舍及所屬什器は守倉之を保管し、擅に毀損し又は他に使用することを許さず。若し損失したる時は直ちに辨償すべし。

倉舍の修繕は其の面內各里輪番を以て之を負擔すべし。

第十六條　地方官は每年倉穀出納の狀況を調査し度支部に報告すべし。

第十七條　里民の保證及負擔排分の方式左の如し。

排保式

本里の人戸左の通り報告す

年　月　日　　某里　保正姓名㊞

社首姓名　座下

計開

甲戸　姓名　職業　居住年月

姓名　同　同

乙戸　姓名　同　同

姓名　同　同

第十八條　社還米の貸付を受けむとする時は請米狀を提出すべし

請米狀式

某里居甲（或乙）戸姓名儀社倉の米を借り受け秋成を待ちて乾燥せる良米を以て返納可致萬一保内に逃戸ある時は保内の者均分補償し敢て違誤可無保證候也

年　月　日　　某里　保正姓名㊞

甲（又は乙）戸姓名㊞

社首姓名　座下

第十九條　本條例は開國五百四年十月一日より施行す。

於是社倉の制は貯蓄の性質を失ひ、國庫より下附せられたる還穀を基礎として、面を單位とせる一種の團體により面民に農糧、種子等の融通を圖るの機關となり、從來官營還穀の積弊を革罷し、農家經濟の救濟に資して有效の制たり。然れ共當時國家多艱にして内政の修治に遑あらず。是等亦未整理の儘隆熙政變に及び、殘存の米穀は其の後面里有の財産となりて社倉の制は茲に終を告げ、此に代りて新に地方金融組合制度の發生を見たり。

第三　救荒

救荒は凶歉災害に因る貧民の救濟にして、國家當然の措置なるを以て夙に三國の時代より其の事例を見、歷代の明君仁政を誇るの事蹟として史上之を擧げざるはなく、高麗朝までは宮廷の重政として國王親しく之れに當りしが、李朝に入りては特に國初に(日本元中九年、西曆一三九二年)救荒廳を設けて專ら其の事務を掌らしめ、仁宗四年(日本天文十八年、西曆一五四九年)之を賑恤廳と改稱し、財産を附屬せしめて其の普及徹底を期し、宣祖四十二年(日本慶長十三年、西曆一六〇八年)宣惠廳と改めて併せて備荒の政を管掌せしめ、各道に所屬郎廳を置き、一般地方官吏と共に內外備荒救荒の事に從ひしが、光武五年(明治三十四年)惠民院に改め、隆熙改革と共に廢止されたり。

救荒の方法は食糧の賑恤を最も普通と爲し、或は租稅、徭役を減免し、或は種子、粮穀を貸付し、或は米穀を廉價し及買占を禁し、或は代用食物を奬勵し、或は飯粥の炊出施給を爲し、寄附を募集するを例とせり、以下之を詳說すべし。

一 蠲 減

凶歉の歲は田租を減免し、又は戶稅、徭役を減免し、還穀の貸付しあるものは之を免除し、以て民の困窮を救濟す、之を蠲減と稱して夙に三國時代より其の事例を見、李朝中世以降殆ど常例として行はれたり。

二 賑 貸

賑貸は高句麗に於て古國川王により既に法を設け、凶歉の歲は種子又は新穀を得る迄の粮食を限度として官府より倉穀を貸付し、豊作を俟て之を還收するの例を開きしが、高麗朝以後、備荒施設の漸く完備するに從ひ賑貸愈々頻繁に行はれ、或は凶年に貸付して豊年に回收し、或は冬春に貸付して秋に回收することあり、又全く無利息あり、若干の利息を付することあり、李朝還穀設置以後は例年賑貸を以て一般細民の救濟策と爲すに至れり。後世之に利息を付することとなりて以來、賑貸は却つて國庫の爲め利殖を圖るの方便となり、救濟必要の有無に不拘例年之を地方民に排分するの結果を致し、弊害愈々頻繁なりしが、近代社倉廢制と共に全く廢止されたり。

三　賑恤

救濟の初步として最も古くより行はれたるものにして、食糧を主とし鹽、醬、衣、布等の現品を施給するを例とす、三國時代に於ては各國の君王は競ふて倉穀を發きて賑恤を施し、延いては隣國の流民をも救施し以て仁政の表徵と爲したり、爾後高麗朝を經て李朝に入りては、備荒賑貸の制備はりたるも、君主は惻隱の情を以て王政の本と爲し、歷代愛憐矜閔の詔絕ゆるなく、常に賑恤を施し、李朝賑恤廳施設以後は益々其の惠澤遍く、貧民の調查施恤遺憾なきを期したり、從て人民は凶年丐乞を爲すことは敢て之を耻とせず、流離官府に到り賑恤を請ふことを當然事の如く思ひ、地方官は之を救恤せざるべからざるの責任を有せり、仁宗王（日本天文十四年、西曆一五四五年）は大典に於て地方官にして賑恤に心を用ゐず、爲めに餓死者を出したる者及其の事實を隱蔽したる者を處罰するの規定を設け、各道還穀の利息として收入する耗穀は賑廳に附屬せしめて專ら撫恤の資に充つるに至り、賑恤頗る勵行されたり、茲に於て人民は煕皥の惠澤に溺れ、流離丐乞年を逐て增加せり、李朝の治世と稱する正祖王十年（日本安永十六年、西曆一七八七年）の記錄には、全國の飢民二百七十二萬六千口、賑恤米三十七萬九千石を算し、之を同年の戶籍錄に見るに、全國總人口七百三十五萬六千七百八十を錄せるに比し實に其の三分之一の飢民を出せり。蓋し民をして乞食道に陷らしめ、倉穀を發きて賑恤を施すこと、寧ろ勤儉貯蓄の難事を敎ふるより近易なる牧民術と爲したらむには、又以て恠むに足らざるべし。

正祖王十年に於ける飢民賑恤數及同年に於ける戸口調査を比較するに左の如し。

道別	飢民口數	賑恤米（石）（依實錄）	人口總數（依文獻）
京城	九、六九七	四、八〇八	一九九、一二七
京畿	一七九、九三九	一三、四四四	六三七、四八二
忠清	―	―	八六四、八八七
全羅	一、一五六、四三九	八六、一七一	一、二二一、二七七
慶尙	一、〇八八、二八七	八三、五三一	一、五八八、六二四
江原	一、六〇三	九九四	三二五、八〇四
黃海	―	―	五六四、七三四
平安	―	―	一、二八八、三九九
咸鏡	二九一、五八八	二六、〇一四	六六六、四四九
計	二、七二六、五五三	三七九、二三〇（十三年分）	七、三五六、七八三

四　施食

主として行旅貧民の爲めに沿道の驛亭又は寺院に食卓を設け、飯、羹、蔬菜、又は粥等を施給するものにして、是又政府の施設に係る、高麗朝に於ては寺院に官穀を下附して僧侶をして之に當らしめ

たり。當時國都開城に於ける開國寺の如き、臨津縣に於ける普通院の如きは、文宗朝以來の常設施食所として、毎年春夏の交又は自五月中旬至七月中旬、或は三月至立秋の間は、毎日食卓を開きて旅客を犒ひ、其の他の寺院此れに傚ふ者多く、當時流離丐乞する者往來群を爲して是れに就食するを例と爲す、若し此の設備なき時は過ぐる處部落に侵入して食物の掠奪行はれ、或は餓死路を蔽ふこと數々ありたり、李朝に入りても賑恤、賑貸を爲す迄の應急措置として數々設粥所を開き、時には王公百官親しく之に臨みて飢民を慰撫せるの事例乏からざりしが、用ふること久しふして種々の情弊伴ひ、管理監督の困難を訴ふるに至り近代遂に之を廢止せり。

顯宗王（日本萬治十三年、西曆一六七〇年）の時、領議政宋時烈疏を奏して賑政の弊を論じたるもの設粥の實狀を識せるところあり。參考の爲め揭く。

宋宗嘗謂、賑政莫如得實而早爲、朱子極稱以爲聖人之言、日者、賑政不得其實者、何限、而緩不及事者、又多、試以小官言之則、設粥之際、小邑、則其守令親自檢看故、濫僞或小、而至於大邑之分設於遠外者則、其監色、虛張飢民之數而、準受其米、以肥其腹、所設之粥、粒米甚稀、而又不足則添以新水、其食粥而猶死者、皆坐此也、此則不能得實之害也、又監司守令所請之事、朝廷例皆稽緩其所可否、不以時故、及得可否則、事機已變、無所及矣、此則不能早爲之害也、必須痛懲外方虛僞之弊而、外方所請、朝廷又疾速應副、然後、可以有補矣（尤菴集）

五 輕糶及防穀

輕糶は常平倉の穀物を廉賣するものにして、一般粮穀の供給を豊かならしめ、穀價の暴騰を防ぐ爲めに行ふことあり、又一定の貧民又は貧村を調査して特に其の救濟の爲めに行ふことありたり。常平倉に關しては備荒の部に詳述せり。

防穀は輕賑に伴ふて起りたるものにして、一面穀物の廉賣を行ふと共に一面買占めを嚴禁し、其の効果の適確を期したり。防穀は地方官に於て臨時に令達を布告し、一定の期間官吏市場に臨みて箇々の賣買に干渉して、多量の買收は之を禁止し、又は米穀商の家宅に臨檢して多量の集積を禁して速かに之を散賣せしむるの方法を取り、以て各其の地方產米をして貿易により境外に流出し、又は市利壟斷を圖る者の爲め局部に澁滯さるゝの弊害を防止せり、此の方法は常平穀輕糶廢止の後と雖も近世に迄行はれたりしが、隆熙改革後此の事例絕えたり。

六 救荒方

古來饑饉の時は農民は木實野草の類を採食するの風習あり、往々中毒して病難を惹起するを以て、救荒廳に於て之を調査研究して代用食物として適當のものを選び、其の處方を編纂して救荒方として之を頒布し(李朝世宗王親しく救荒撮要を編纂せり)又平素之を混食して粮穀の節約を勸奬したるの事例數々あり。地方に於ては今尚此等代用食物を採食するの風習あり。現今俗尚救荒方の主なるものを

擧ぐれば左の如し。

一　水に煮て汁を搾り棄て米粟類と混合して粥を造るもの。

蓬、忍冬、藜、牛蒡、黄精、麥門冬、牛耳蒋、枸杞、車前子、蕨、桔梗。

二　水に晒して粉と爲し粥又は餅を造るもの。

橡實、葛根、菟絲子、蒼朮、松眞皮、松葉、楡眞皮、土伏苓。

七　願納

官穀を以て賑恤を爲し、尚不足の時は地方官は富民より寄附を募集し、此れに應じて私穀を寄納するものは之を願納と稱す。其の五十石以上を願納せる者は、戸曹より以下は道より褒賞して之れを奬勵するを例とせしが、（大典會通）李朝肅宗王（日本延寶五年、西暦一六七七年）の時官穀の缺乏に窮したるの餘り、之が補充策として官爵を賣るの例を作れり。卽ち中樞府に定員外特別任用の（科擧に依らざる）同知、僉知の二官を設けて、米五十石を納めたる者には同知、四十石を納めたる者には僉知の官を與へ、辭令帖を交付して地方の素封家をして榮耀を郷黨に誇るの途を開きたり。其の敎書に曰く。

凶歳賣爵、既載於朱子救荒條例則、誠是不得已之擧、所賣帖文、一依前謄錄爲之則、仕路混淆之議亦所難免、追贈一款、既因吏曹參議李萬元疏、許令防塞、而加設實職中僉知、同知、受帖之後、依

正官例、謝恩封贈之故、同知價至於五十石、僉知價至於四十石之多而、除謝恩封職贈則、其價與通政、嘉善無甚異、米價不可以前數仍存、只取加設實職一欵、稍加存減、別單添入、而其他帖文、依前定式施行(實錄)

此の濫觴は遂に寄附を強要し、空名帖と稱して無記名の任官辭令書を發賣するに至り、弊害云ふべからざりしが、英祖王(日本安永年間西曆一七〇七年)晚年之を罷め、其の篤志願納者に限り大典に依り褒賞することに止めたり。

第四　保　養

四窮の保護養育は救恤の第一步として歷代其の事例甚だ多く、或は君主親しく鰥寡孤獨を訪ふて之を惠み、或は官穀を散して老幼を犒ふ等、あらゆる賑恤は常に之より始まりしが李朝に入りては此等の保養は全く官府の義務と爲したり、英宗王經國續典實施以後其の規例稍々革りて、四窮にして自活の路なき者の救濟は、(一)先づ以て親族の扶養に依り(二)之れなき者は官府に於て之を留養し(三)尙民間の任意收養を許すことを例とせり、左に詳述す。

一　扶　養

朝鮮は古來親族愛睦の情敦く、艱難相扶養するは親族一般の情義にして、實に相互の義務たり。其の

範圍に付ては、大典に於ては「飢寒丐乞無親族者、老人無扶護者、量給衣料」とあり、族屬扶養に關し別に義務の範圍を定むることなかりしが、後世疏薄となり、光武九年刑法大全に於ては特に親族の範圍を制限せり、同法に依れば親族は經國大典五服の制に基き、喪禮による有服親を本體とし、至近の無服親を加へて親族とせり、從て親族扶養の義務は大體左の範圍に限られたり。

一　戸主同居家族
二　血族、十寸迄
三、準血族、一寸
四、配偶者、準配偶者、無寸
五、姻族、九寸迄
六、姻族の配偶者、三寸迄

刑法大全　（光武九年至仟合實施）

第六十二條　親屬と稱するは本宗（血族を謂ふ）及異姓の有服親幷袒免親を謂ふ左の如し。

一　斬衰、齊衰なり、斬衰三年は父と長子、妻妾が夫及夫の父に、齊衰三年は母及嫡母、繼母と收養父母及慈母に、妻妾が夫の母に、齊衰杖期は嫁母、出母及妻に、齊衰不杖期は祖父母に、齊衰五月は曾祖父母に、齊衰三月は高祖父母を謂ふ、嫡孫が祖父母の承重なるときは子の例に同じ。

二　朞親なり、衆子女と長子の妻と長孫と長曾孫と長玄孫と兄弟と姉娣と叔伯父母と姑と姪、姪女、夫の姪に、妾が夫の妻、子、己子を謂ふ。

三　大功親なり。夫の祖父母と伯叔父母と夫の姪婦と衆子の妻と衆孫と姪婦と從兄弟と從姉妹を謂ふ。

四　小功親なり。長孫妻、長曾孫妻、長玄孫妻、兄弟妻、從祖父母、大姑、從孫、從孫女、從伯叔父母、從姑、從姪、從姪女、再從兄弟、再從姉妹、外祖父母、外叔、姨母、甥姪、甥姪女等及同母異父の兄弟姉妹並夫の姑と夫の兄弟及兄弟の妻、夫の姉妹と夫の從姪及從姪女と夫の從孫、從孫女と夫の長孫妻、長曾孫妻、長玄孫妻を謂ふ。

五　緦麻親なり。衆孫妻、衆曾孫、衆玄孫と從兄弟妻、從孫妻、從曾祖父母、曾大姑母、從侄妻、從曾孫、從曾孫女、再從祖父母、再從大姑、再從叔父母、再從姑、再從姪、再從姪女、再從孫、再從孫女と三從兄弟姉妹、外叔母、甥姪妻、內外從兄弟姉妹と妻父母、女婿、外孫、外孫妻、姨從兄弟姉妹、庶母、乳母と夫の高曾祖父母、夫の從祖父母、夫の大姑、夫の從伯叔父母、夫の從姑夫の從兄弟及從兄弟妻、夫の從姪婦、夫の再從姪及再從姪女、夫の從孫婦、再從孫、夫の衆孫婦、夫の再從孫女、夫の衆玄孫を謂ふ。

六　無服親なり。本宗の同五世祖袒免親と異姓の外曾祖父母と外再從兄弟姉妹と從姨母の子と外

從姪、姨從妻、內從姨と妻祖父母、妻外祖父母、妻伯叔父母、妻姑、妻兄弟、妻兄弟妻、妻姪、妻姉妹と外曾孫と姑夫、姉妹夫を謂ふ。

七　同居繼父が子孫なく己の大功親なき場合に於ては、朞年、子孫及大功親共ある場合に於ては齊衰三月とす。

八　今不同居繼父は齊衰三月とす。

當時右の規定ありたるも、世道既に墜ちて特に族義を尙ぶ士族にあらざれば此れを守る者尠かりしを以て、隆熙元年改正刑法草案に於ては、若干其の範圍を縮少し其の遺棄する者を罰するの規定を設けたりしが、實行に至らずして併合と成れり。現今親族扶養の範圍と云ふは大體上述刑法大全規定の舊慣を云ふものとす。

改正刑法草案抄　（隆熙元年）

第七十二條　本法に親屬と稱するは左の如し

一　祖父母、父母、夫妻

二　子孫及其の配偶者

三　兄弟姉妹及其の配偶者

四　兄弟姉妹の子及其配偶者

五　父母の兄弟姉妹及其配偶者
六　父母の兄弟姉妹の子
七　配偶者の祖父母、父母
八　配偶者の兄弟姉妹及其配偶者
九　配偶者の兄弟姉妹の子
十　配偶者の父母の兄弟姉妹

第七十三條　祖父母と稱するは高、曾、祖父母と外祖父母等の總稱、父母と稱するは繼父母、義父母及嫡母等の總稱、子孫と稱するは庶子、義子、繼子、曾玄孫、外孫等の總稱、兄弟姉妹と稱するは異父異母の兄弟姉妹の總稱なり。

養子たる者其の養家の親屬に於ける例は實子の場合と同じ。

第二百三十五條　自力に依り生存し能はざる老者、幼者若は病者を遺棄する者は三月以上三年以下の有役禁錮に處す。

老、幼、病者の保養の責任を有する者其の必須なる保養を缺くときも亦同じ。

第二百三十六條　資給を受け人の寄託に依りて老、幼、病者を保養し或は非法の所爲に原因したる保養責任を自負せる者、前條の罪を犯したる時は、一年以上四年以下の有役禁錮に處す。

第二百三十七條　老、幼、病者に必須なる保養を缺くに因り疾病死傷を致せしめたる者は、毆打、損傷の各本條に照し重に從ひて之を處斷す。

第二百三十八條　若し父母、祖父母が一家の恥辱を蔽はむが爲め或は養育し能はざるに因り幼者を遺棄したる者は其の罪を原宥し前各條本刑に二等又は三等を減ず。

扶養の義務は親等の近き者を先にするを順序とし、其の方法は先づ同居して衣食を共にすること普通にして、雙方の合意を以て別居する時は祭祀衣食の實費を供給するを限度とせり。

二、留　養

留養は扶養者なき者を官府に於て收容養育するものにして高麗朝以來は地方官に於て、常時又は隨時衣食を賑給するを例とせしも、後世行乞兒、遺棄兒增加し、其の措置に窮したるを以て、李朝正祖七年(日本安永十三年、西曆一七八四年)字恤典則を制定して、賑恤廳の事業として先づ京城に於ける棄兒の留養を爲さしめ、地方をして之れに傚はしめたり、其の典則要領左の如し。

イ　行乞兒は十歲まで、道傍遺棄兒は三歲までを限度とし漢城五部は賑廳に報告し、同廳之を留養すべし、但し行乞兒は荒年麥秋に限る、(行乞能力ある者は荒歉季の外自在に行乞し得べければなり、)

ロ　行乞兒は賑廳外、倉門外の空間の場所、別に土宇を設けて留接の所となし、糧を給す。

ハ　遺棄兒は流丐の女人中乳ある者を擇び、一女に兩兒を授けて哺育せしめ、米、醬及藿を給す、丐

女にあらざる者之を授け哺養せむとする者ある時は、一人に一兒を限りて委托し、米、醬及藿を給す。

ニ　行乞兒、遺棄兒を問はず民間之を收養せむとする者ある時は、經國續典に依り處分すべし。

ホ　行乞兒、遺棄兒、及乳女衣服なき者は、發見次第賑廳より之を給し、其の疾病ある者は惠民署より救療すべし。

ヘ　五部にして調査報告を怠り、賑廳郎官にして留養に勤ならざる者は處罰す。

ト　京外に於ては其の面里任より本牧守官に報告し、京城の例に準じて措置すべし。守令違ふ者は道臣より論罪し、或は御史之を摘發して重きに從つて處罰す。

チ　京外に於ける遺棄兒は七歲までを限り衣食料を官給す。

是れ實に正宗王が慈恤の至意に出でたるものにして、現今孤兒院の制と軒輊なきを認むべく、其の年齡を制限して幼弱者に限り可成里預け又は民間に收養せしめたる等、其の用意の深きを見るべし。此の典則は後世賑恤廳と共に廢止されたり。

三、收養

收養は民家に於て子女又は奴婢たらしむるの目的を以て、遺棄兒又は貧民を收容養育するものにして遠く高麗の初代に於て寺院により緣起されたり、當時寺院に於て、僧侶は遺棄兒を收養して法父法子の關係を結び、法を敎へて相續者と爲し、其の他の流亡者は之を收養して、使役として寺院に隷屬

せしむるの慣例あり。漸次濫觴して民家之を爲す者生じ、後世に至りて人身誘拐掠奪の弊を釀したるを以て、李朝に入りては明律を引用するに伴ひ收養は一切官府の事業と爲し、私人の收養は之を禁止せり、當時引用せる明律には左の規定ありたり。

(收養孤老の條)

凡鰥寡孤獨及篤疾之人、貧窮無親屬依倚、不能自存、所在官司、應收養、而不收養者、杖六十、若應給衣糧、而官吏剋減者、以監守自盜論。

(立嫡子違法の條)其乞養異姓義子、以亂宗族者、杖六十、若以子與異姓人爲嗣、罪同、其子歸宗、若庶民之家、扶養奴隷者、杖一百、卽放從良。

(收留迷失子女の條)凡收留人家迷失子女、不送官司、而賣爲奴婢者、杖一百、徒三年、爲妻妾子孫者、杖九十、徒二年半、若得迷失奴婢而賣者、各減良人罪一等、被賣之人不坐、給親完聚。若收留在逃子女、而賣爲奴婢者、杖九十、徒二年半、爲妻妾子孫者、杖八十、徒二年、若得在逃奴婢而賣者各減良人罪一等、其被賣在逃之人、又各減一等、若在逃之罪重者、自從重論、其自收留、爲奴婢妻妾子孫者、罪亦如之、隱藏在家者、並杖八十。

然れ共民間收養の舊慣は全く之を破るを得ず、加之官費給養の結果は益々被收養者の增加を來し、限りある官費は到底悉く之を支辨し能はざるに至りたるを以て、中葉顯宗王以後は、漢城府の遺棄兒に

限り官府の免許の下に民間収養を許し粛宗王以後は、凶歉の歳は臨時救荒の措置として官帖（奴婢又は養子女たり得きべ免許狀）を下付して自由に民家に就き活路を求めしめしが、英宗王（日本享保年間、西暦一七八〇年頃）經國續典に於て收養に關する事目を規定せるに依り、民間の收養は一般に之を許されたり。收養事目の要領左の如し。

凶歲に於ける遺棄小兒は人民に收養救活され、子と爲り奴と爲ることを許す。

イ　被收養者は年齡三歲未滿の者に限る。

但し連年凶歉の際は八九歲乃至十五歲まで之を許す。

ロ　遺棄小兒を收養せむとする者は、小兒の年齡容貌を具し漢城は部、地方は郡に申出つべし、部及郡は小兒の父母ある者は父母、其の他は里任及隣人に就き事情を調査の上立案（免狀）を下付し、賑恤廳に報告すべし。

ハ　收養を爲したる者は、被養者を子女と爲し又は奴婢となすことを得。

奴婢と爲すに付ては、凶歉の程度、收養の久近により、或は一定年間を限り、又は終身若は子孫永代に至るまで之を爲すことを得。（細項は臨時に事目として規定することあるべし）

收養子女は恩義上親子の關係を有する者にして、祀祭を相續する者にあらず。

ニ　收養六十日未滿の者、又は終始一貫せざる者は、前項の權利なきものとす。

ホ　有效に收養されたる者は、其の素公私の奴婢たる者と雖官主又は舊主は之を奪還することを得す。

ヘ　收養後三ヶ月以内に於ては、其の父母親族に限り率還することを許す、但し所養粮穀の二倍を賠償することを要す

ト　永代奴婢たる者に收養されたる者は亦奴婢たるべし、但親奴婢の主家其の所屬を爭ひ決せざる者は（何方に收養されたるかの事實判明せざるものを云ふ。）良民たるべし。

チ　勢力を挾みて無理に他を收養し、又は之を奪還したる者又は本事目に依らず、私に父母相合意を以て收養を爲したる者は之を罰す。

是れ現今謂ゆる收養子女及び收養奴婢の慣習の根源にして先年賑恤廳廢止と共に此事目は廢止されたりと雖、今尙棄兒迷兒及貧民兒殊に女兒等が、多く民家收養に依り救濟さるゝは實に此の慣習によるものとす。

尙又寺院が此等遺棄兒の收養所たる事實は古今同樣にして殊に李朝斥佛五百年來は良民の僧侶となる者甚だ少く、寺院は此等收養兒により法度を傳へ來りたるは事情不得已ものとす。女子遺棄嚴禁時代に於ても、寺院に於けるものは之を默認されたり、彼の斥佛崇儒の名臣宋浚吉先生が（景宗朝、日本享保、西曆一七二〇年頃）寺院に於ける棄兒を見て、

生離死別孰爲仁

天下元無不是親
荒年不忍同溝壑
爲置慈悲釋氏隣

と詠みて朝野の同情を喚び、寺院棄兒の父母を容宥したるは野乘の傳はるところなりとす。

四　養　老

養老は遠く三國時代より歷代君主の務めて意を用ゐたる所にして、老者を安せしむるは王政の始として之を優遇するは君德を崇め長老尊敬の風敎を作振するの要務たり、其の方法は主として優待の主旨を表するに足るべく臨時恩賜に止め、其の四窮保養の範圍に屬せざる限り官費扶養は之を爲さざりき、即ち政府は直接之を保養せず、君上自ら老老の精神を示し、民をして老者を尊敬し、何人も之を優遇せざるべからざるの風を馴致し、以て老人をして其の餘生を安過せしむるの主意に出たるものにして、西洋に於ける養老恩給制度と趣を異にせり、是れ一に朝鮮が古來倫常を重ずるの禮俗に基くものにして、一面民生をして老後を慮りて各自勉勵し、並子弟をして盡すところあらしむるの精神なりとす

養老に關し政府が爲したる處置の歷代の事例を示せば左の如し。

一　國王巡幸の際は一般地方高齡者を召して衣食を賜ひ、又は饗宴を爲す。三國以後の恒例なり。

二　國慶の時は宮庭に於て養老の宴を張る。（高麗朝以後の例）

三　耆老社を設けて文官正二品以上七十歳以上を以て組織し毎春秋に國王宴を共にす。

(李朝國初來の定例)

四　老人百歳以上は年始に米を賜ひ、毎月酒肉を賜ひ、九十歳以上は毎年酒肉及爵(盃類)を賜ひ、八十歳以上は爵を賜ひ、且毎年仲秋に於て宴を賜ひ、地方にある者は地方官をして餉應せしむ。一品以上は杖几を賜ひ、功臣の父母、妻、堂上官の妻にして七十歳以上は毎月酒肉を賜ふ。

(李朝初葉世宗以來の定例)

五　老人職を設け位階を與へて榮稱を享けしむ。(李朝肅宗王以來の定例)

(大典會通老人職の條)年八十歳以上勿論良賤除一階、元有階者又加一階、士族婦女年九十者封爵。士庶人百歳者直超崇政(餘は略す)

六　死刑又は徒流刑に處せられたる者、家に老病の父母又は祖父母あり他に扶養すべき者なき時は、特に減刑換刑の處分を爲し、家に留りて老親を養はしむるの例あり、明律の規定にして李朝に適用されたり。

(明律犯罪存留養親條)凡犯死罪、非常赦所不原者、而祖父母父母老疾應侍、家無以次成丁者、開具所犯罪名、奏聞、取自上裁、若犯徒流者止杖一百、餘罪收贖、存留養親。

第五　醫療

醫療救濟は夙に高麗朝に於て佛教の精神により施設せられたり、靖宗王二年（日本長元九年、西曆一〇三六年）國都に東西二個所の大悲院を設け、醫藥及衣服を備へて貧困者の治療給養を爲し、僧侶をして之に從事せしめたりしが、後廢され別に濟危舖を興して一般救恤と共に施療を爲し、睿宗王の時惠民局に改めて專ら醫藥施療を爲さしめたり。

李朝に入りては太祖元年（日本元中九年　西曆一三九二年）高麗大悲院の制に倣ひ、京城に東西活人署を設けて國都に於ける貧困者の施療を爲さしめ、同六年別に濟生院を設けて、醫方の調査收蒐、醫書の編纂、刊行、藥物の調査、採集及女醫（主として脈及針灸術）の養成を爲さしめ、肅宗王三十五年（日本享保元年、西曆一七一五年）惠民署を設けて濟生院に代へ、一般民庶の救療を爲さしめしが、李太王十九年（明治十五年）共に廢止され、光武三年廣濟院の設置を見たり。

尙李朝肅宗王の時に於ては、救療機關として月令醫を設置せり、月令醫は特定の開業醫に對し月祿を給して醫療の用命に從はしむること今の公醫の如き者にして、義禁府及典獄署に各一人を置き、四人の疾病治療を爲さしめ、成均館、四學に各一人を置き、在學儒生の疾病治療に從事せしめ、京城の五部に各一人を置きて一般部民の診療に從事せしめ、貧民に限り藥價を官給するを例とし、京外各州

又之れに倣ふて月令醫を置くことありしが、尋で醫學を科擧の一科に加へてより醫術の研修隆盛となり、一般醫業各州郡に普及するに至り、地方の月令醫は漸次廢止されたり。

第六　顧　助

顧助は宗親、士族の婚葬の費を國庫より扶助するものにして、李朝初葉以來の制なり。李朝國初に於ては、麗朝佛敎の影響を受け女子を出嫁せしめざるの風習あり、世宗王の時是を督勵する方法として三十歳以上の女子を出稼せしめざる者は其の家長を處罰すると共に、貧乏士族にして嫁資なき者は國庫より之を扶助するの法を設け(經國大典)ありしが、中葉以後は婚嫁を早くするの風を馴致するに至り、後世廢止されたり。

又正宗王の時は宗親優遇の方法として、特に貧乏にして婚姻の時期を過し、又は喪葬を營むこと能はざる者は、毎年之を調査して、其の費用を官給して婚喪の禮を修むるに遺憾なからしめたり。

古來朝鮮は禮節を重むじ婚喪は人生の大事たり、婚喪費の顧助は實に此の趣旨に出でたるものにして民間に於ても之を相扶助するの習俗となり、普通に契を造りて之を行ふものとす、今日各部落多數の婚喪契、喪布契、扶助契等は、此の互助の爲めに存在するものなりとす。

第七　隣　堡

隣保相救は村落に於ける最も卑近なる救濟にして、部落と共に發達せり、由來朝鮮の部落は家族の擴大したるものにして、古代に於ては隣人は概ね同族にして、一部落に於て祖先を同じうせる者、其の祖先の開きたる土地を耕して共同生活を營むに當り、一族同姓相結束し、艱難相救助するは人生の至情にして又自然の要求たり、古代三韓の開國は實に此の觀念に基きしものとす、爾來文物の發達と各種族の變遷とに連れ部落は異姓混居することゝなり、同族的愛情は漸次薄らぎたるも、一面部落的共同生活の要求は益々切實となり、こゝに「隣人四寸」の觀念生じたり、即ち隣人は從兄弟の如く相友愛救助すべきものなりと云ふものにして、現今慣習上の隣保相救は實に茲に發端せり、是れ歐米に於ける所謂隣保事業と性質を異にせるところとす。

隣保の救濟は右の如く、族誼を基礎とせる隣人相愛の精神に基き、慣習として行はるゝものにして、別に組織制度の存するなかりしが、李朝宣祖王の時（日本文祿年間、西暦一六〇〇年頃）栗谷により制定されたる鄕約に於て具體的の規定を見たり。

鄕約古也、同井之人、守望相助、疾病相救、出入相扶（中略）世衰道微、政荒民散、教替於上、俗敗於下、吁可悲哉、導迪之方、莫如申明鄕約（栗谷全書）

鄕約　災難相恤の條

患難相恤之事

一曰水火

近者遣人、及時救之、甚則親往、多率人救、且吊之、家舍燒盡、則衆議、寄蓋草材木、出役丁、往助構屋之役、若因以絕糧、則衆議、以財濟之。

二曰盜賊

近者同力追捕、有力者爲之告官司、其家貧、則爲之助出募償、若衣糧無餘則衆議以財濟之。

三曰疾病

小則遣人問之、甚則爲訪醫藥、貧則助其養疾之費、若闔家病臥、則隣里出力、耕耘以助。

四曰死喪

闕人、則助其幹辦、乏財、則賻贈借貸。

五曰孤弱

孤幼無依者、若能自贍、則擇其親屬之忠幹者爲之區處、其稽出納、或問于官司、以濟之、或擇人敎之、及爲求婚姻、貧者、協力濟之、無令失所、若有侵欺之者、衆人力爲辨理、若稍長、而放逸不檢、亦防察約束之、無令陷於不義。

六曰誣枉

有爲人誣枉過惡、不能自伸者、勢可以聞於官府、則爲言之、有方略可以救解、則爲解之、或其家

因以失所者、衆共以財濟之。

七曰貧乏

有安貧守分、而生計大不足者、衆以財濟之、或爲之假貸置產、以歲月償之。右患難相恤之事、凡有當救恤者、其家告于約正、隱則約中之近者、爲之告約正、令直月徧告、且爲之糾集而程督之、凡同約者、財物器用車馬人僕、皆有無相假、若不急之用及有所妨者、則不必借、可借而不借及踰期不還及損壞財物者、論以犯約之過、書于籍、有能行之者、亦書其善於籍、以告鄉人。

此れ栗谷が古來の習俗に稽へて制定したるものにして、鄉約は嚴格に實行さるゝに至らざりしと雖、此の種隣堡相救は今尙地方の美風として存在せるところ多し。

大正十三年十月二十五日印刷
大正十三年十月三十日發行

朝鮮總督府

京城府觀水洞百三十五番地
印刷所　大和商會印刷所